

東京の福祉保健 2014

分野別取組

 東京都福祉保健局

はじめに

- 平成 18 年 2 月、東京都福祉保健局は、「福祉改革」「医療改革」を更に前進させ、確かな「安心」を次世代に引き継いでいくため、福祉・保健・医療分野の基本方針として「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定しました。
- 現在、東京は、かつて経験したことの無いほど急速に高齢化が進展しており、平成 32 年に後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、団塊の世代が後期高齢期を迎える平成 37 年には、高齢者人口が 332 万人に増加すると推計されており、都民の 4 人に 1 人が高齢者となる見込みです。
- また、核家族化や就業環境の変化、近隣関係の希薄化などを背景に、結婚や子育てに関する価値観の変化などから少子化が急速に進んでおり、平成 24 年の合計特殊出生率は、1.09 人で全国最低です。
- このような中で、将来世代に確かな「安心」を引き継ぐためには、中長期的な視点に立って福祉・保健・医療サービスの充実に取り組むとともに、社会経済環境の急激な変化や震災等の緊急・突発的な事態にも迅速かつ的確に対応し、実効性のある施策の展開を図る必要があります。
- このたび発行する「東京の福祉保健 2014 分野別取組」は、都が目指す都市像の実現に向け、福祉保健局が所管する施策のうち、平成 26 年度に重点的に取り組む事業を分野別に取りまとめたものです。
- 今後とも、大都市「東京」にふさわしい、福祉・保健・医療施策を積極的に展開し、「福祉・健康都市」の充実を図っていきます。

平成 26 年 5 月
東京都福祉保健局

目 次

分野別計画等	1
第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します	
【子供家庭分野】	20
1 子育てと仕事の両立に向け、多様な保育サービスの拡充により整備を加速します	
2 安心して子育てできるよう家庭を支援する取組を推進します	
3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します	
第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します	
【高齢者分野】	34
1 高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します	
2 地域生活を支える多様な住まいを充実します	
3 認知症に関する総合的な施策を推進します	
第3 障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します	
【障害者分野】	48
1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します	
2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します	
3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します	
第4 都民の生活を支える取組を推進します	
【生活福祉分野】	62
1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します	
2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します	
3 ユニバーサルデザインの考え方方に立ったまちづくりを進めます	
第5 ライフステージを通じた健康づくりを支援し、都民の健康寿命の延伸を目指します	
【保健分野】	72
1 がんを始めとした疾病の予防、健康づくりを支援します	
2 自殺対策を総合的に推進します	

第6 都民の365日24時間の安心を支え、患者中心の医療提供体制整備を進めます

【医療分野】 80

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を整備します
- 3 がん等の生活習慣病の医療連携体制を都内全域で確保します
- 4 「患者中心の医療」を支える人材の確保に努めます

第7 多様化する健康危機から都民を守ります

【健康安全分野】 96

- 1 新型インフルエンザ等の新興・再興感染症の流行に備え
万全の対策を講じます
- 2 違法（脱法）ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、
普及啓発を強化します
- 3 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります

第8 広域的な自治体としての役割を着実に果たします

【横断的取組】 106

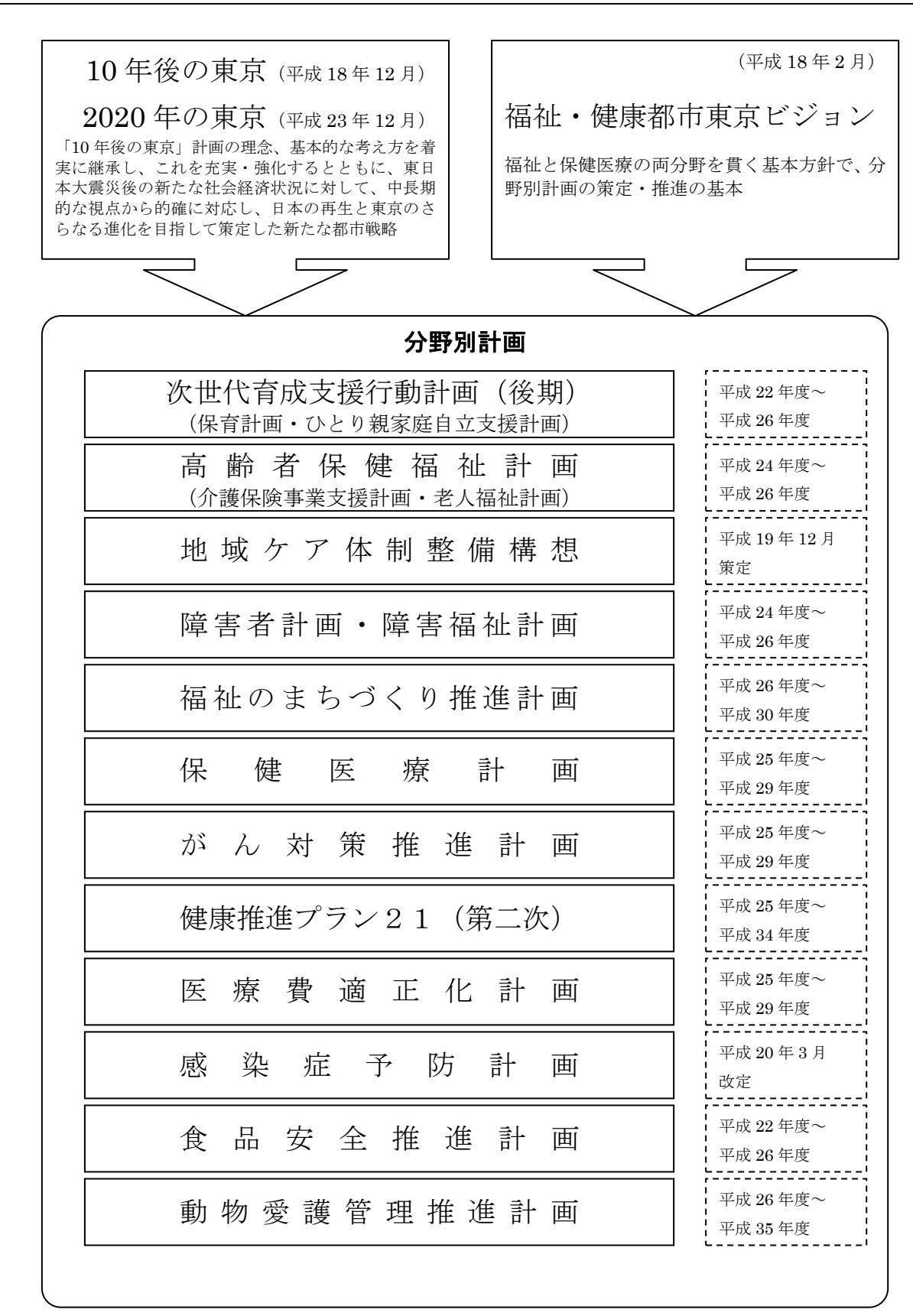
- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

<参考>

- 東京都では、福祉・保健・医療に関わる様々なキャンペーン等を実施しています

119

「2020年の東京」、「福祉・健康都市 東京ビジョン」と分野別計画



次世代育成支援東京都行動計画（後期） (保育計画・ひとり親家庭自立支援計画)

- 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく「地域行動計画」
 - 児童福祉法に基づく「保育計画」と母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」(東京都では「ひとり親家庭自立支援計画」)を包含
 - 計画期間は平成22年度から平成26年度までの5年間
- 理念
 - ・ すべての子供達が個性や想像力を伸ばし、次代の後継者として自立する環境を整える
 - ・ 安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会を実現する
 - ・ 社会全体で、子供と子育て家庭を支援する
 - 目標
 - 1 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり
 - ・ 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実
 - ・ 小児・母子医療体制の整備
 - 2 仕事と家庭生活との両立の実現
 - ・ 家庭生活との調和が取れた職場づくりの推進
 - ・ 待機児童対策・保育サービスの充実
 - ・ 多様化するニーズに応じた保育サービスの提供
 - ・ 保育サービスの質の向上
 - 3 次代を担う子供達がたくましく成長し自立する基盤づくり
 - ・ 子供の生きる力をはぐくむ環境の整備
 - ・ 若者の社会的自立の促進
 - 4 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり
 - ・ 児童虐待防止対策の推進
 - ・ 社会的養護を必要とする子供への取組
 - ・ ひとり親家庭の自立支援の推進
 - 5 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり
 - ・ 子供を有害な情報・環境から守る取組の推進
 - ・ 安全・安心の子育て支援の基盤整備

高齢者保健福祉計画 (介護保険事業支援計画・老人福祉計画)

- 老人福祉法第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせ、東京都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に作成
- 計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間
- 理念
 - ・ 「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現
 - ・ 「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現
 - ・ 確かな「安心」を次世代に継承
- 施策展開の視点
 - ・ 地域における安心な生活の確保
 - ・ 介護サービスの基盤整備と円滑・適正な制度運営
 - ・ 地域社会を支える人材の確保・定着・育成
 - ・ 多様な社会参加の促進
- 重点的取組
 - 1 介護サービス基盤の整備
 - 2 在宅療養の推進
 - 3 認知症対策の総合的な推進
 - 4 高齢者の住まいの確保
 - 5 介護人材対策の推進
 - 6 地域社会を支える担い手としての高齢者の支援

地 域 ケ ア 体 制 整 備 構 想

■ 平成 19 年 6 月に厚生労働省が策定した「地域ケア体制の整備に関する基本指針」に基づき、高齢者の地域での生活を支えるケア体制の在り方について、基本的な考え方を示すものとして策定（平成 19 年 12 月）

○ 理念

- ・ 「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現
- ・ 確かな「安心」を次世代に継承

○ 構想の視点

- ・ 大都市東京の特性を活かす
- ・ 地域生活の継続
- ・ 元気な高齢者を中心として地域力で支援

○ 地域ケア体制の整備に当たっての考え方

- ・ 高齢者数の急増により、介護サービスは中重度者への重点的な対応を図る
- ・ 24時間安心して暮らせる見守りサービスの提供が必要
- ・ 地域における安心した療養生活のために、在宅医療の基盤整備が必要

障害者計画・障害福祉計画

- 障害者基本法に基づく「東京都障害者計画」と障害者自立支援法（現在は、障害者総合支援法）に基づく「第3期東京都障害福祉計画」を一体的に策定
 - 障害者施策に関する基本理念、平成26年度までの各年度における障害福祉サービス等の必要見込量、地域生活移行及び一般就労に関する数値目標などを掲げ、広範な施策分野にわたって達成すべき施策目標・事業目標を明らかにして、全庁を挙げて障害者施策を総合的に展開するための計画
 - 計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間
- 理念
 - ・ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
 - ・ 障害者が当たり前に働ける社会の実現
 - ・ すべての都民が共に暮らす地域社会の実現
 - 主な施策展開
 - ・ 地域生活を支える基盤の整備促進
「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」により、必要なサービス量の確保に向けて、通所施設やグループホーム等、4,810人分の基盤整備を促進
 - ・ 地域生活への移行の仕組みづくり
地域移行に関する普及啓発、地域への移行支援と定着支援の充実、入所施設の地域生活を支援するための機能の強化などにより、地域生活への移行を促進
 - ・ 一般就労に向けた支援の充実・強化
「障害者雇用・就労推進TOKYOプラン（行動指針）」の具体化に向け、安心して働き続けられるための必要な支援体制の整備や、就労面の支援と生活面の支援の一体的な提供などにより、一般就労への移行を支援
 - ・ 多様な障害特性に応じたきめ細かな対応
精神障害、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害などの多様な障害特性に応じた相談支援体制や医療支援体制等の整備・充実を図る

福祉のまちづくり推進計画

- 東京都福祉のまちづくり条例に基づき策定
 - 都における福祉のまちづくりの推進に関する福祉、教育、住宅、建設、交通、安全・安心、観光等のあらゆる分野の施策を盛り込んだ計画
 - 計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間
- 理念
- ・ すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進める
 - ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、ユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、一層の施策の充実に努める
- 基本的視点
- 1 円滑な移動、施設の利用のためのバリアフリー化の推進
高齢者や障害者等が社会参加するに当たり、公共交通、建築物、道路、公園について移動等の円滑化を促進
 - 2 地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備
地域での自立した生活の基盤となる住宅について、誰もが住みなれた地域で安全に安心して暮らすことのできる環境を整備
 - 3 様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実
高齢者や障害者を含めたすべての人が、地域の中で自立して生活していくために、誰もが必要な情報を必要なときに入手できるよう、相手方の特性に応じた情報提供の取組を展開
 - 4 災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり
地震などの自然災害に対し、万全の備えを講じて防災対応力を向上し、安全な都市を実現
特に要配慮者に対しては十分に配慮し、きめ細かく取組
 - 5 心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援
ハード面での整備に加え、利用者である高齢者や障害者を含めた人々の多様性の理解を図り、思いやりの心を育むソフト面での取組として、普及啓発を推進するとともに、高齢者・障害者の社会参加を支援

保 健 医 療 計 画

- 医療法に定める「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」
- 計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間

○ 理念

- ・ 安全で安心かつ良質な保健医療体制を実現するため、都民の視点に立って保健医療情報を提供するとともに、患者中心の医療の実現に向けて、急性期から回復期、在宅療養に至る医療サービスを地域ごとに切れ目なく確保
- ・ 保健・医療・福祉の連携によるサービスの一貫した提供と健康危機から都民を守るために体制とが相互に支え合う体制を充実

○ ポイント

- 1 がん医療
 - ・ 患者・家族が安心できるがん医療提供体制を推進
 - ・ がんと診断された時からの切れ目のない緩和ケアを提供
 - ・ 小児がんに対する総合的な支援体制を構築
 - ・ がん登録とがんに関する研究を推進
- 2 脳卒中医療
 - ・ 都民に対する脳卒中医療に係る普及啓発を推進
 - ・ 救急搬送・受入体制の充実と病期に応じたリハビリテーション事業の整備
- 3 急性心筋梗塞医療
 - ・ CCU医療機関の連携強化と質の向上
 - ・ 患者が在宅で安心して生活できるよう支援
- 4 糖尿病医療
 - ・ 予防から治療までの医療連携の強化
 - ・ 糖尿病に関する普及啓発を促進
- 5 精神疾患医療
 - ・ 日常診療体制の構築を推進
 - ・ 精神科救急医療提供体制の安定的な確保
 - ・ 地域生活支援の取組を推進
 - ・ うつ病対策、依存症・薬物関連問題、小児精神科医療、発達障害児（者）支援、高次脳機能障害者支援等の個別課題への対応
 - ・ 認知症の早期診断・早期対応等の総合的対策を強化
- 6 救急医療
 - ・ 救急医療体制を再構築
 - ・ 救急車の適正利用の推進と搬送時間の短縮
- 7 災害医療
 - ・ 災害医療コーディネーターを中心に情報連絡体制を強化
 - ・ 医療機関の受入体制や搬送方法など医療救護活動を確保
 - ・ 東京DMA-Tの体制を強化
 - ・ 医薬品等の供給体制を強化
- 8 へき地医療
 - ・ へき地町村の行う医療従事者確保を支援
 - ・ へき地勤務医師等の医療活動を支援
- 9 周産期医療
 - ・ 周産期母子医療センター等周産期医療施設の機能を強化
 - ・ 周産期搬送体制の整備を促進
 - ・ NICU等入院児の在宅療養等への移行支援の促進
- 10 小児医療
 - ・ 小児救急医療体制の実施体制を確保
 - ・ こども救命センターの機能強化
 - ・ 小児医療に関する普及啓発・相談支援事業を推進
- 11 在宅療養
 - ・ 区市町村を実施主体とした地域包括ケアの視点に立った在宅療養支援体制を構築
 - ・ 入院医療機関における退院支援の強化
 - ・ 災害時の支援体制の確保
 - ・ 在宅療養に関する情報等について都民への普及啓発を促進

がん対策推進計画

- がん対策基本法に基づく「都道府県がん対策推進計画」（国のがん対策基本計画を踏まえ策定）
 - がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に至るまでの総合的な計画
 - 計画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間
- 基本方針
 - 1 予防を重視
 - 2 高度ながん医療を総合的に展開
 - 3 患者家族の不安を軽減
 - 4 がん登録やがんの研究の推進
 - 全体目標
 - ・ がんによる死者の減少
 - ・ すべてのがん患者及びその家族の不安の軽減並びに療養生活の質の向上
 - ・ がんになっても自分らしく生活できる社会の構築
 - ポイント
 - 1 がんの予防の推進
 - ・ 科学的根拠に基づくがんを遠ざけるための生活習慣について、多様な広報媒体を活用した効果的な普及啓発の実施
 - 2 がんの早期発見の推進
 - ・ 個別勧奨・再勧奨など、がん検診受診率向上施策の推進
 - ・ 職場における検診の実態把握及び従業員が受診しやすい環境整備への支援
 - ・ 年齢やがん検診への関心度に応じ、様々な手法を活用した、広域的かつ効果的な普及啓発の実施
 - ・ がん検診から精密検査受診・診断まで切れ目のない連携体制の在り方の検討
 - 3 がんを予防するための健康教育の推進
 - ・ 地域における家庭・学校・医療機関等と連携した健康教育の推進
 - ・ 地域における健康教育の先駆的事例の収集及び紹介
 - 4 高度ながん医療の総合的な展開
 - ・ 拠点病院等と地域の医療機関・薬局等の連携による地域医療連携体制の構築
 - ・ 地域緩和ケアの推進
 - ・ 「東京都小児がん診療連携ネットワーク」の整備による小児がん医療提供体制の構築
 - 5 患者・家族の不安の軽減
 - ・ 相談支援センターの機能の強化
 - ・ 「東京都がんポータルサイト」の構築による、がんに関する総合的な情報発信の実施
 - ・ がん患者の就労等に関する普及啓発・相談支援体制の整備
 - 6 がん登録と研究の推進
 - ・ 院内がん登録実施医療機関に対する支援の実施
 - ・ 地域がん登録の推進

健 康 推 進 プ ラ ン 2 1 (第 二 次)

- 健康増進法に基づく「都道府県健康増進計画」
- 都民が主体的に取り組む健康づくりを社会全体で支援・推進する計画
- 計画期間は平成25年度から平成34年度までの10年間 ※5年を目途に中間評価を実施

○ 基本的な考え方

- ・ どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現
- ・ 都の特性や都民の健康状況を踏まえた目標の設定
- ・ 目標達成に向けた都民及び関係機関の役割・取組の明確化

○ 総合目標

- ・ 健康寿命の延伸
- ・ 健康格差の縮小

○ 分野別目標

(領域1) 主な生活習慣病の発症予防と重症化予防

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 がん | : がんの75歳未満年齢調整死亡率を下げる |
| 2 糖尿病・メタボリックシンドローム | : 糖尿病による合併症を発症する人の割合を減らす |
| 3 循環器疾患 | : 脳血管疾患及び虚血性心疾患の年齢調整死亡率を下げる |
| 4 COPD | : COPD（慢性閉塞性肺疾患）について知っている人の割合を増やす |

(領域2) 生活習慣の改善

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 栄養・食生活 | : 適切な量と質の食事をとる人を増やす |
| 2 身体活動・運動 | : 日常生活における身体活動量（歩数）を増やす |
| 3 休養 | : 睡眠に充足感を感じている人の割合を増やす |
| 4 飲酒 | : 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減らす |
| 5 喫煙 | : 成人の喫煙率を下げる |
| 6 歯・口腔の健康 | : 歯・口の状態についてほぼ満足している人の割合を増やす |

(領域3) ライフステージを通じた健康づくりと健康を支える社会環境の整備

- | | |
|----------|------------------------|
| 1 こころの健康 | : うつ傾向や不安の強い人の割合を減らす |
| 2 次世代の健康 | : 運動を習慣的にしている子供の割合を増やす |
| 3 高齢者の健康 | : 社会生活を営むために必要な機能を維持する |
| 4 社会環境整備 | : 地域のつながりを醸成する |

医療費適正化計画

- 高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく計画
- 計画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間

- 目的

都民医療費の現在の状況及び今後の見通しを示すとともに、都民の健康の保持や良質で効率的な医療提供体制の確立及び介護サービス基盤の充実等に向けた取組を推進することにより、都民医療費の適正水準の確保に資することを目的とする

感 染 症 予 防 計 画

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成19年4月国において改正）を踏まえ、平成20年3月に改定
- 国の基本指針は、感染症法第9条第3項に基づき少なくとも5年ごとに再検討を加えることとされており、都においても、この基本指針の見直しに合わせて、本計画について、感染症法第10条第4項に基づき再検討を加え、必要に応じて改定していく。
※ 平成26年4月末時点 国の基本指針未改正

○ 基本方針

- ・ 総合的な予防対策（感染症発生の予防、感染拡大・まん延の防止）の実施と人権の尊重
- ・ 関係機関との連携を図り、健康危機管理体制を確立
- ・ 病原体の適切な管理

○ 主な内容

医療体制

- ・ 感染症指定医療機関の感染症病床は130床程度を確保
- ・ 確定診断までの受入れが可能な診療協力医療機関を保健医療圏域ごとに複数確保
- ・ 一般医療機関に対する適切な情報提供

新型インフルエンザ対策

- ・ 発熱センター及び確定診断までの受け入れを行う医療機関や勧告入院先の確保のほか、必要な医療資材の確保等、医療体制の整備を推進
- ・ 地域医療体制の整備及び、地域単位での計画的な病床確保を推進
- ・ 病床の不足が生じた場合に医療機関の敷地内に新型インフルエンザ患者を収容するための臨時施設を確保することなどについても検討

結核対策

- ・ 基準病床740床程度を確保
※東京都保健医療計画（平成25年3月改定）で400床程度へ見直し
- ・ 「東京都結核予防計画」（平成17年12月策定）を感染症予防計画の一部として位置付け
- ・ 病床の機能分化や外来治療を行う患者へのDOTSの推進

エイズ対策

- ・ 平成18年3月に改正された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を踏まえ、エイズ対策の推進に関する基本的な計画を策定し、中長期的視野に立った施策を計画的に展開

麻しん対策

- ・ 麻しん排除に向けたワクチン接種推進、対策会議の設置など

食 品 安 全 推 進 計 画

- 東京都食品安全条例に基づき策定
- 計画期間は平成22年度から26年度までの5年間

○ 基本的視点

東京都食品安全条例の目的と基本理念を踏まえ、食品を取り巻く課題の解決を図る
(東京都食品安全条例の目的)

食品の安全を確保することにより、「現在及び将来の都民の健康保護を図る」
(東京都食品安全条例の基本理念)

- ・ 事業者責任を基礎とする安全確保
- ・ 最新の科学的知見に基づく安全確保
- ・ 都、事業者、都民の相互理解と協力に基づく安全確保

○ 重点的・優先的に取り組む施策（九つの戦略的プラン）

（施策の方向性1）

事業者のコンプライアンス意識を高め、自主管理向上のための施策の充実を図る

戦略的プラン1 : GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進

戦略的プラン2 : 事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進

（施策の方向性2）

健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実を図る

戦略的プラン3 : 緊急時における危機管理体制の整備

戦略的プラン4 : 食品安全に関する情報収集と評価

戦略的プラン5 : 「健康食品」による健康被害の防止

戦略的プラン6 : 輸入食品の安全確保対策の充実

（施策の方向性3）

食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実を図る

戦略的プラン7 : 食物アレルギーに関する理解の促進

戦略的プラン8 : 食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進

戦略的プラン9 : 食に関するリスクコミュニケーションの充実

○ 生産から消費に至る食品安全確保のための基本施策（49施策）

施策の柱1 事業者責任による食品の安全確保（10施策）

施策の柱2 生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止（19施策）

施策の柱3 関係者による相互理解と協力の推進（11施策）

施策の柱4 安全を確保する施策の基盤づくり（9施策）

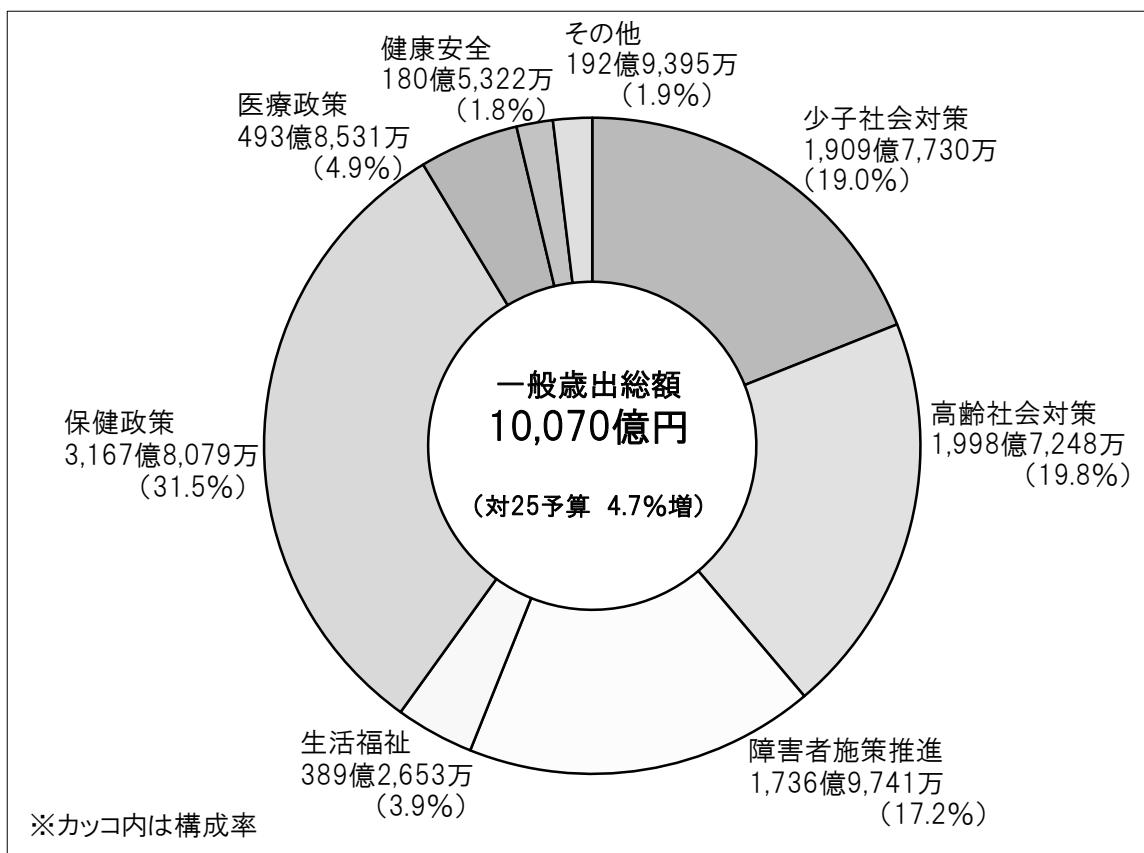
動物愛護管理推進計画

- 動物の愛護及び管理に関する法律第6条、東京都動物の愛護及び管理に関する条例第2条、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に基づく計画
 - 都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都といった動物愛護管理に関わる各主体に共通の行動指針
 - 計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間（5年後を目途に見直し予定）
- 基本方針
人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す
 - 施策展開の方向
 - 1 動物の適正飼養の啓発と徹底
 - 施策1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
 - 施策2 犬の適正飼養の徹底
 - 施策3 地域の飼い主のいない猫対策の拡充
 - 施策4 多頭飼育に起因する問題への対応
 - 施策5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
 - 施策6 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成
 - 施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援
 - 2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進
 - 施策8 動物取扱業の監視強化
 - 施策9 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応
 - 施策10 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底
 - 施策11 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応
 - 3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進
 - 施策12 譲渡拡大のための仕組みづくり
 - 施策13 取扱動物の適正な飼養管理の確保
 - 4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応
 - 施策14 動物由来感染症への対応強化
 - 施策15 災害時の動物救護体制の充実
 - 具体的数値目標（平成35年度）
 - ・ 動物の引取り数 : 平成24年度比15%削減
 - ・ 動物の致死処分数 : 平成24年度比20%削減
 - ・ 犬の返還・譲渡率 : 85%以上に増やす
 - ・ 猫の返還・譲渡率 : 20%以上に増やす

平成26年度福祉保健局予算の概要

(単位:百万円、%)

科 目	26年度予算額	25年度予算額	増減額	増減率
福祉保健局予算(一般歳出)	1,006,987	961,761	45,226	4.7%
少子社会対策	190,977	156,865	34,112	21.7%
高齢社会対策	199,872	202,202	△ 2,330	△ 1.2%
障害者施策推進	173,698	165,162	8,536	5.2%
生活福祉	38,927	40,387	△ 1,460	△ 3.6%
保健政策	316,781	316,700	81	0.0%
医療政策	49,385	50,345	△ 960	△ 1.9%
健康安全	18,053	17,407	646	3.7%
その他	19,294	12,693	6,601	52.0%



〔特別会計予算の状況〕

(単位:百万円、%)

区 分	26年度予算額	25年度予算額	増減額	増減率
母子福祉貸付資金会計 貸付金	4,764	4,940	△ 176	△ 3.6%
心身障害者扶養年金会計 清算金等	5,926	6,363	△ 437	△ 6.9%

平成 26 年度補正予算による新規・拡充事業について

○ 多様な保育サービス主体の参入促進等

- ・ **多様な主体による保育所緊急整備事業【新規】(P25)** (拡充分) 859 百万円

国の整備費補助の対象となっていない株式会社や NPO 法人等の認可保育事業者への参入を促進する区市町村に対して支援を行うことにより、保育サービスの一層の拡充を図ります。

- ・ **事業所内保育施設支援事業【拡充】(P27)**

(拡充分) 73 百万円

地域開放を行う事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成 26 年度から、設置費補助の区市町村負担分を都が全額負担します。

○ 東京子育て応援ファンドの創設【新規】(P29)

2,140 百万円

- ・ 社会全体で少子化問題に対応するため、都民、企業、都の出資による東京子育て応援ファンドを創設し、NPO、企業、地域団体等が行う先駆的・先進的な事業などを支援します。

○ 手話のできる都民育成事業【新規】(P54)

27 百万円

- ・ 国内外の聴覚障害者に対する受け入れ態勢の整備に向けて、手話通訳の裾野拡大や、手話のできる都民の育成を図ります。

○ 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な支援【新規】(P69)

40 百万円

- ・ 福祉人材の確保・育成・定着を総合的に支援する仕組みを構築するため、資格取得者の情報を有効に活用できる機能整備の検討等を行います。
- ・ 職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、訪問看護ステーションにおいてクラーク人材派遣モデル事業を行います。

○ 救急医療の充実強化

- ・ **救急看護認定看護師の配置促進【新規】(P83)**

23 百万円

地域の救急医療の核となる地域救急医療センターにおけるトリアージ機能を強化するため、救急看護の認定看護師資格の取得を支援します。

- ・ **東京都在宅療養支援員育成事業【新規】(P92)**

6 百万円

入院中の高齢者等が円滑に在宅移行できるよう支援する人材を育成し、住みなれた地域で安心して療養できる体制を強化します。

分野別事業展開

平成26年度に展開する8分野の主な施策

第1

地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

- 1 子育てと仕事の両立に向け、多様な保育サービスの拡充により整備を加速します
- 2 安心して子育てできるよう家庭を支援する取組を推進します
- 3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します

第2

高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

- 1 高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します
- 2 地域生活を支える多様な住まいを充実します
- 3 認知症に関する総合的な施策を推進します

第3

障害者が安心して暮らせる社会の実現を目指します

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します
- 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

第4

都民の生活を支える取組を推進します

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します
- 2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します
- 3 ユニバーサルデザインの考え方方に立ったまちづくりを進めます

第5

ライフステージを通じた健康づくりを支援し、都民の健康寿命の延伸を目指します

- 1 がんを始めとした疾病の予防、健康づくりを支援します
- 2 自殺対策を総合的に推進します

第6

都民の365日24時間の安心を支え、患者中心の医療提供体制整備を進めます

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します
- 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を整備します
- 3 がん等の生活習慣病の医療連携体制を都内全域で確保します
- 4 「患者中心の医療」を支える人材の確保に努めます

第7

多様化する健康危機から都民を守ります

- 1 新型インフルエンザ等の新興・再興感染症の流行に備え万全の対策を講じます
- 2 違法(脱法)ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します
- 3 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります

第8

広域的な自治体としての役割を着実に果たします

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

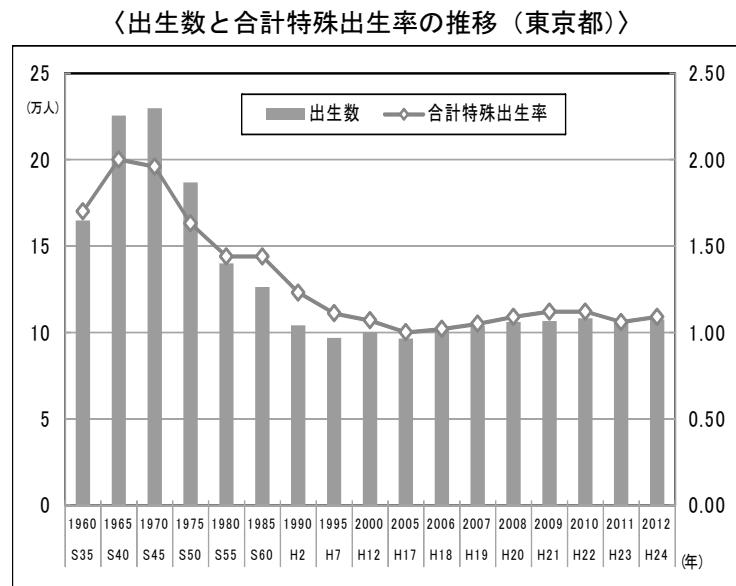
第1 地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

(子供と家庭を取り巻く状況)

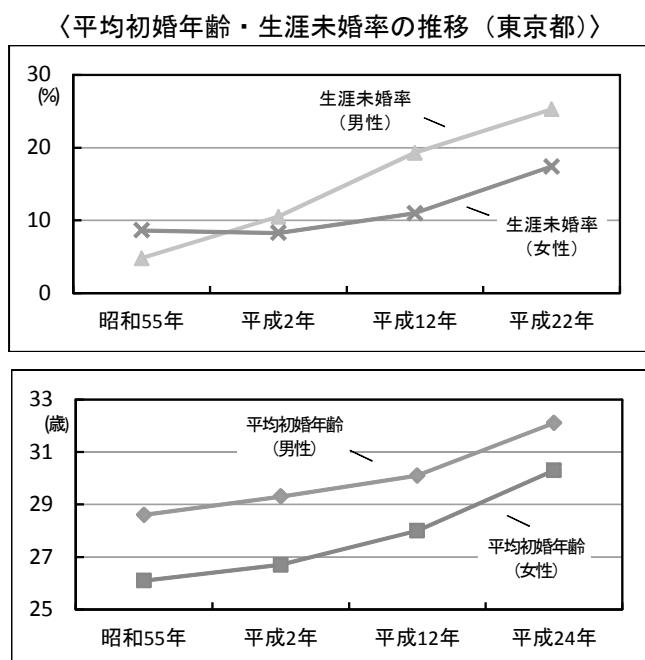
- 核家族化の進行や地域社会の人間関係の希薄化等により、家庭や地域の子育て力が低下し、子育てに対する親の負担感が増大しています。また、産業構造、就業環境の変化により、就業形態が多様化し、子育て家庭のニーズが複雑化しています。特に、東京のような大都市では、このような状況が顕著になっています。

- 同時に、少子化が急速に進行しています。合計特殊出生率は平成17年に1.00と過去最低を記録しました。平成22年には1.12まで増加しましたが、平成24年は1.09となっており、依然として低水準で推移しています。

また、都の年間出生数については、昭和40年代以降減少傾向が続き、平成18年以降は10万人台で推移していますが、少子化の傾向は変わりません。



- 少子化の要因には、未婚化・晩婚化、初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下などがあると言われています。昭和55年と比較すると、都における平成22年の生涯未婚率は、男性が約5%から約25%へ、女性は約9%から約17%に上昇しています。晩婚化についても、都における平成24年の平均初婚年齢は男性が32.1歳、女性が30.3歳で、昭和55年から男性は3.5歳、女性は4.2歳上昇し、全国で最も高い水準にあります。



- しかし、結婚や出産は個々人の価値観や人生観に深く関わるものであり、社会が強制すべきものではありません。いかなる時代にあっても、子供を産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子供たちが健やかに成長していく環境を整備することは、行政をはじめ社会全体で取り組まなければならない重要な課題です。

(都の取組)

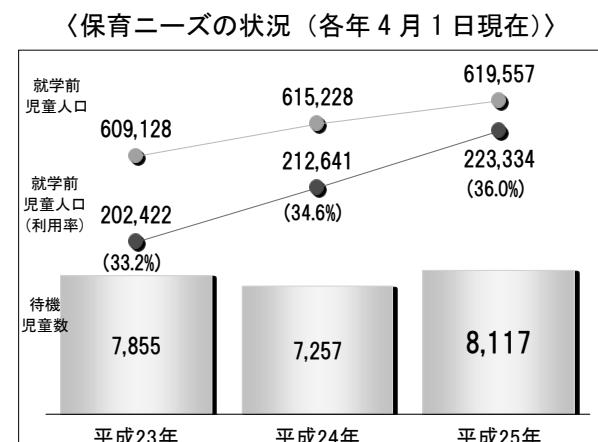
- 平成 17 年4月、都は「次世代育成支援東京都行動計画（前期）」（計画期間：平成 17~21 年度）を策定し、子供と家庭の健やかな暮らしのために様々な施策を開いてきました。
- その成果やこの間の社会情勢の変化なども踏まえ、平成 22 年4月、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「次世代育成支援東京都行動計画（後期）」を策定しました。

次世代育成支援東京都行動計画（後期） 5つの目標

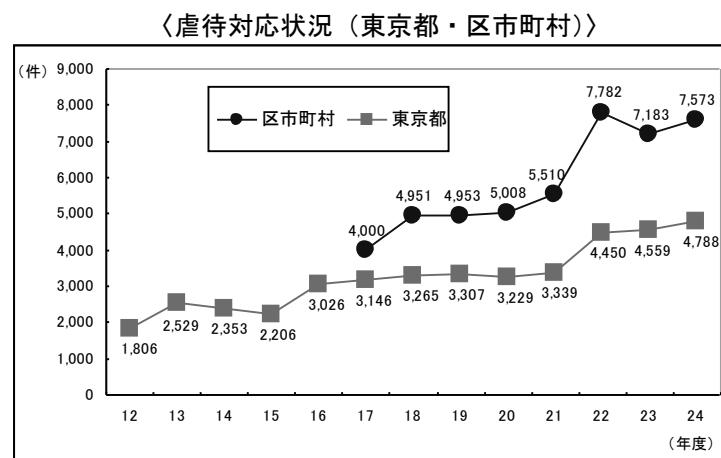
- 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり
- 仕事と家庭生活との両立の実現
- 次代を担う子供達がたくましく成長し自立する基盤づくり
- 特別な支援を必要とする子供や家庭の自立を促進する基盤づくり
- 子供の安全と安心を確保し、子育てを支援する環境づくり

- また、平成 21 年7月に「少子化打破・緊急対策本部」を設置し、保育、医療、雇用、住宅など、これまで別個に展開されてきた施策を束ね、各分野の施策に横串を通すとともに、新たな発想に立って、子育て家庭が選択できるサービスの拡充に向けた検討を行い、平成 24 年度までの3か年で集中的に取り組む「少子化打破」緊急対策を、平成 22 年1月に取りまとめました。

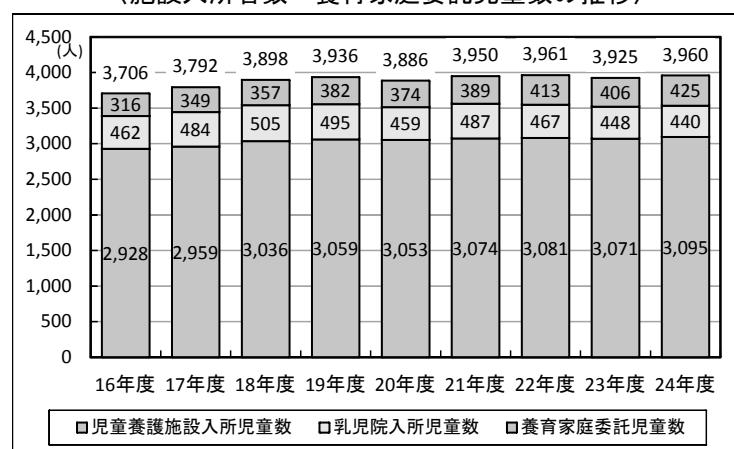
- これらの計画に基づき、保育サービスの拡充に努めた結果、平成 25 年4月の都内の保育サービス利用児童数は、認可保育所・認証保育所・認定こども園・家庭的保育事業等をあわせ、前年から 10,693 人増加し、223,334 人となりました。



- 2年連続で1万人以上の保育サービスを整備したものの、就学前児童人口の流入や共働き世帯の増加により保育ニーズが増大した結果、待機児童数は、前年と比べ860人増加し、都全体で8,117人となっています。今後、待機児童の解消に向けて、更に保育サービスの拡充を加速させていくことが必要です。
- 平成25年10月、東京都子供・子育て会議を設置し、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、都が策定する子供・子育て支援事業支援計画や、施策の総合的かつ計画的な推進について議論しています。
- 児童相談所における平成24年度の児童虐待対応件数は4,778件、子供家庭支援センターにおける児童虐待対応件数は、7,573件と増加傾向が続いている、未然防止と早期発見の取組強化が、一層求められています。
- 虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護、保護者支援などに至るまで、学校、幼稚園、保育所や、子供家庭支援センター、保健所・保健センター、警察、児童相談所等の関係機関が連携し、子供と家庭の状況に応じて適切に取り組むことが重要です。



- また、児童虐待等の増加に伴い、社会的養護を必要とする子供も増えています。重篤な情緒・行動上の問題を抱える児童への対応など、より困難なケース等について、児童養護施設等における心理的ケアなどの専門機能を強化するとともに、グループホームの整備等による生活単位の小規模化を図るなど、きめ細かな支援を行うとともに、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できる、養育家庭等の家庭的養護の拡充を図っていく必要があります。



(国の動向)

- 平成24年6月、民主党・自由民主党・公明党3党による社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合において「社会保障・税一体改革に関する確認書」が取りまとめられ、これを踏まえ、「子ども・子育て関連3法」が8月に成立しました。
- 新法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子供・子育て支援を総合的に進める仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督が一本化されるとともに、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられます。また、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等の給付（「地域型保育給付」）の創設が予定されています。
- 制度の詳細については、平成25年4月から国の「子ども・子育て会議」において検討されており、新制度の本格施行に向け、政省令事項や国の基本指針など、各法の具体的な運用に関わる内容について示されます。
- また、平成25年6月、国は「待機児童解消加速化プラン」を発表しました。新制度における5年間の事業計画期間について、2年前倒しした平成29年度末までに待機児童解消を目指すとして、保育所整備や保育士確保策などの5本の柱の緊急プロジェクトを示し、取組自治体へ財政支援を行っています。

【平成26年度の取組】

- 平成26年度においては以下の取組を推進します。

- 1 子育てと仕事の両立に向け、多様な保育サービスの拡充により整備を加速します**
 - 2 安心して子育てできるよう家庭を支援する取組を推進します**
 - 3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します**

1 子育てと仕事の両立に向け、多様な保育サービスの拡充により整備を加速します

多様な保育サービスを組み合わせることにより、平成29年度末までのできるだけ早い時期に待機児童を解消します。

<主な保育サービス>

(平成25年4月現在)

サービス	概要	利用児童
認可保育所	児童福祉法に基づく認可を受けた保育所	193,150人
認証保育所	〇歳児保育や13時間以上の開所を義務付けるなど、大都市の特性に着目し都独自の設置基準を設定した、都が認証する保育施設	21,796人
認定こども園	幼稚園や保育所等のうち、保護者の就労状態に関わらず受け入れて教育・保育を一体的に行う機能等を備え、認定基準を満たす施設を都道府県知事が認定する施設	※ 2,915人
家庭的保育事業	乳児又は幼児の保育に知識及び経験を有する者がその居宅等で保育を行う事業	2,027人
定期利用保育事業	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において一定程度継続的に保育する事業	817人

※ 認定こども園の利用児童数は、幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子（認証保育所利用児童を除く）の合計

主な事業展開

○ 待機児童解消区市町村支援事業 5,000百万円

- 待機児童の解消に向け、保育の実施主体である区市町村が地域の実情に応じて実施する事業を広く支援し、0～2歳児の定員拡充につながる取組を更に加速させます。

[（負担割合）都 原則1/2（一定要件を満たす場合は、都 3/4等）、区市町村 1/2]

○ 認証保育所事業 3,117百万円

- 大都市の多様な保育ニーズに対応するため、〇歳児保育、13時間開所を義務付けるなど、都独自の基準による認証保育所の設置を促進します。

○ 保育所の施設整備費の支援による設置促進【一部新規】 11,041百万円

- 賃貸物件による保育所整備事業 790百万円

賃借物件の改修経費等を補助することにより、認可保育所の設置を促進します。

[（規模）48施設]

- 保育所緊急整備事業 9,251百万円

保育所の新設、増改築等による整備を支援します。

[（規模）88施設]

- ・ 多様な主体による保育所緊急整備事業 1,000 百万円*

国の整備費補助の対象となっていない株式会社や NPO 法人等の認可保育事業者への参入を促進する区市町村に対して支援を行うことにより、保育サービスの一層の拡充を図ります。

* 平成 26 年度補正予算による拡充分を含む

[（規模）10 施設]

○ 定期利用保育事業 506 百万円

- ・ 認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育者等を活用して、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を実施する区市町村を支援します。

○ 定期借地権利用による認可保育所の整備促進 217 百万円

- ・ 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助することにより、認可保育所の設置促進を図ります。

[（負担割合）都 3/4、区市町村 1/4、貸付期間 10 年以上]

○ 都有地を活用した保育所の設置促進 —

- ・ 都有地の減額貸付けを行い、保育所の設置促進を図ります（「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。

○ 家庭的保育事業 1,273 百万円

- ・ 保育をする乳児又は幼児の保育について、知識及び経験を有する方（家庭的保育者）が自宅等で保育を行う家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。
- ・ 家庭的保育者が補助員を雇用する際に必要な経費を支援し、保育の質の確保及び家庭的保育事業の定員拡大を図ります。
- ・ 複数の家庭的保育者が同一建物内等で相互支援を行ながら保育を行う共同実施型家庭的保育事業を実施する区市町村を支援します。

○ 認定こども園の設置促進 (包括補助)

- ・ 認定こども園の設置を促進するため、経営コンサルタントの活用や経営セミナーの開催など、各園の状況に応じたきめ細かな取組を区市町村が実施できるよう支援します。

[（負担割合）都 10/10（子供家庭支援区市町村包括補助事業）]

○ 社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P45、53） 759 百万円

- ・ 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。

[耐震診断 94 施設、耐震改修 64 施設]

- 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P45、53） 37百万円**
- 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
- [社会福祉施設等 182 施設]
- 児童福祉施設等耐震化促進事業（土地賃料） 6百万円**
- 耐震化に向けた改修及び改築に際して必要となる仮設施設の土地の賃借料について補助を行い、保育所等の耐震化を強力に推進します。
- 保育施設の非構造部材耐震対策支援事業 (包括補助)**
- 子供の日中の集団生活の場である保育施設の非構造部材の耐震対策に係る経費の一部を補助することにより、子供の安全確保のための取組を促進します。
- [子供家庭支援区市町村包括補助事業]
- 保育人材確保事業【一部新規】 124百万円**
- 保育士OB等の有資格者等に対して、就職支援研修・就職相談会を一体的に実施するとともに、求職者のニーズに合った就職先の提案等を行う「保育士就職支援コーディネーター」を活用することで保育人材の確保を図ります。
- [規模 6回×100人]
- 保育士有資格者のうち、保育所勤務未経験者やブランクの長い者に対して、就職に必要な知識を習得するための講座や現場実習を実施することにより、一人ひとりの状況に応じた多様な就職支援を行います。
- [規模 10回×40人]
- 都内全域及び近県在住の保育士を対象に事業者の情報収集や現役保育士と語り合える場として、また、中小事業者が他県での人材確保の場を提供するため「保育士就職相談会」を実施します。
 - 就職支援研修などの参加者に対しても、東京都福祉人材センターにおける保育士バンクへの登録促進を図り、登録者の就職後のフォローまで実施することで、就労定着を支援します。
- 現任保育従事職員資格取得支援事業 14百万円 包括補助**
- 保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、人材の確保を図ります。
- [子供家庭支援区市町村包括補助事業]
- 東京都保育従事職員等処遇改善事業【新規】 978百万円**
- 保育人材確保策を推進する一環として、保育従事職員等の処遇改善に取り組む認証保育所などの認可外保育施設に対する補助を行う区市町村を支援します。

- 保育士研修等事業** **40 百万円**
- 区市町村が実施する保育の質の向上を図るために研修や保育士の人材確保への取組などに補助を行い、保育士の専門性向上や質の高い人材の安定的な確保を推進します。
- 保育士修学資金貸付事業【新規】** **421 百万円**
- 指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し、修学資金を貸し付けることにより、保育士の養成確保を図ります。
- 認証保育所等運営指導・研修の充実** **33 百万円**
- 認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用し、開設後早期に運営指導を行います。
 - 認証保育所施設長研修、認証保育所中堅保育士研修、家庭的保育者研修、認可外保育施設職員研修、小規模保育事業従事者研修を実施し、保育の質の向上を図ります。
- 事業所内保育の推進** **328 百万円***
- 平成 19~24 年度に開設した事業所内保育施設の運営費の一部を補助することにより、企業の次世代育成に対する取組を支援します。
 - 区市町村が企業と連携して定員の一部を地域開放分として活用し、待機児童解消を図る取組に対して支援を行います。
 - 地域開放を行う事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成 26 年度から、設置費補助の区市町村負担分を都が全額負担します。 * 平成 26 年度補正予算による拡充を含む
- 小規模保育整備促進支援事業** **1, 755 百万円**
- 子ども・子育て支援新制度の実施を見すえ、空き家、空き店舗、空き公共施設等を活用し、定員 6 人以上 19 人以下の小規模保育の整備を促進する区市町村を支援します。
- 送迎保育ステーション事業【新規】** **(包括補助)**
- 近隣に入所可能な保育所が見つからない児童が自宅から遠距離にある保育所でも通えるようにするために、保護者にとって利便性のよい保育所や学校、児童館等に送迎ステーションを設置し、送迎バス等により児童の送迎を行います。
- [子供家庭支援区市町村包括補助事業]
- 病児・病後児保育事業【一部新規】** **705 百万円 包括補助**
- 病児・病後児保育補助事業** **705 百万円**
- 病中又は病気の回復期の児童を、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行います。

- ・ 病児・病後児保育促進事業 (包括補助)
病児・病後児保育施設を活用して、保育所等や利用者に対して病児のケアに関する技術的な支援や情報提供を行ったり、子供が保育施設で体調不良となった場合に、保護者に代わって病児保育施設の看護師又は保育士が子供を迎えに行き、医療機関受診後、保護者が仕事を終えて迎えに来るまでの間、病児保育室で保育・看護を行うなどの区市町村の取組を支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

○ 都型学童クラブ事業 855 百万円

- ・ 開所時間の延長や保育士等有資格者の配置など、都が定めた要件を満たす学童クラブ事業を行う区市町村を支援します。

[（負担割合）都 1/2、区市町村 1/2]

○ 学童クラブ設置促進事業等補助 94 百万円

- ・ 区市町村が既存施設を活用して学童クラブを設置する場合や、既存の学童クラブ事業において障害児の受け入れ促進を行う等の取組を支援します。

[（負担割合）国 1/3、都 1/3、区市町村 1/3 （一定要件を満たす場合は、国 1/3、都 1/2、区市町村 1/6）]

2 安心して子育てできるよう家庭を支援する取組を推進します

毎日の子育てが安全・安心にできるよう、子育て家庭を支援するためのサービスや環境づくりを進め、社会全体で子育て家庭を応援していきます。

主な事業展開

○ 地域子育て支援拠点整備費補助事業【一部新規】 15百万円 包括補助

- 子育て相談、子育てサークルなどを実施し、地域における子育て支援の中心となる施設（子育てひろば）の整備を支援します。
〔（負担割合）都 1/2、区市町村 1/2〕
- 地域の子育てひろばの充実のため、専用スペースを有しない子育てひろばに対し、既存施設の改修等により常設にする取組や、新規で常設の子育て広場を整備する費用を支援します。
〔（負担割合）都 10/10 又は 3/4、子供家庭支援区市町村包括補助事業〕

○ 地域子育て支援研修 12百万円

- 地域の子育て支援担当職員等を対象として、地域子育て支援（機関）研修、子供家庭支援センター職員研修、区市町村家庭復帰支援従事者研修を実施し、子育て支援の向上を図ります。

○ 「子育て応援とうきょう会議」による気運の醸成 48百万円

- 企業や NPO、自治体など幅広い分野で構成する「子育て応援とうきょう会議」が実施するイベントやホームページなどを通じて、企業における働き方の見直しや子育て家庭に対する情報発信の取組等を進めるとともに、企業、NPO、自治体の協働に向けた基盤づくりを強化し、社会全体で子育て家庭を温かく見守り、支援する気運を一層高めていきます。

○ 東京子育て応援ファンドの創設【新規】 2,140百万円

- 社会全体で少子化問題に対応するため、都民、企業、都の出資による東京子育て応援ファンドを創設し、NPO、企業、地域団体等が行う先駆的・先進的な事業などを支援します。

- 不妊治療費の助成 3,612 百万円
 - ・ 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費かかる配偶者間の特定不妊治療の費用の一部を助成します。

- 先天性代謝異常等検査 356 百万円
 - ・ 病気を早期に発見し障害を予防するため、生後5日から7日目までの新生児に対してタンデムマス法*等により 19 疾患の検査を行います。

* タンデムマス法：「タンデムマス」と呼ばれる精密機器を用いて、問題となる病気がないか調べる方法。従来の検査法よりも、多くの疾患を発見することができる。

- 生涯を通じた女性の健康支援事業【一部新規】 25 百万円
 - ・ 妊娠、出産等女性特有の機能及び身体的特徴を有することから生じる女性の心身に関する様々な悩みなどに対応するため、相談指導体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ります。
 - ・ 若い世代が妊娠適齢期や不妊等について正確な知識を持った上でライフプランを考えることができるよう、大学での講義やメディアを活用した社会人への広報により、情報を提供していきます。
 - ・ 悩みを抱えて孤立しがちな妊婦の方などが相談しやすいよう、妊娠・出産に関する悩みについての専用ホットラインを開設します。

- 妊娠・出産に関する相談支援普及啓発事業【新規】 10 百万円
 - ・ 妊娠・出産に関する不安や悩み等を抱える女性への相談支援体制の充実に伴い、相談窓口を広報することで、悩みを抱えて孤立しがちな妊婦等の適切な支援につなげます。

- 妊婦健康診査受診促進【新規】 13 百万円
 - ・ 早期の医療機関受診と妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査の受診を促すため、広く普及啓発を実施します。

- 子育てスタート支援事業【一部新規】 (包括補助)
 - ・ 家族等から出産前後のケアが受けられない等、特に支援を要すると区市町村が判断した母児等に対し、病産院での分娩退院後などの一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うとともに保健師等が相談に対応し、妊娠中から出産後まで、切れ目なく支援することにより、虐待の未然防止を図ります。また、本事業を実施するために基盤整備を行う区市町村を支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

3 特別な支援を要する子供と家庭への対応を強化します

児童虐待などにより家庭で暮らせない子供たちが増えていることから、児童養護施設や養育家庭など社会的養護の受入体制を充実し、きめ細かいケアを実践するとともに、要支援家庭を早期に発見し、必要な支援につなげることで児童虐待の未然防止を図ります。

また、ひとり親家庭に対する就労促進策を実施し、生活の安定を図ります。

主な事業展開

○ 虐待防止支援モデルプランの開発 10百万円

- 区市町村が在宅サービスを活用し、虐待を効果的に未然防止できるよう、外部の専門家の助言を受け、モデルプランを策定します。

○ 区市町村の虐待対応力向上支援 (包括補助)

- 先駆型子供家庭支援センターの虐待対応力の向上のため、虐待対策コーディネーターの配置や、虐待対策ワーカーの増配置を行う区市町村を支援します。

[子供家庭支援区市町村包括補助事業]

○ 医療機関における虐待対応力強化事業 3百万円

- 医療機関に対して、院内虐待対策委員会（CAPS）の設置を始めとした虐待対応体制の整備を支援するとともに、医療従事者等を対象にレベル別研修や普及啓発研修等を実施し、医療機関における虐待対応体制の核となる人材を養成します。

○ 児童養護施設の治療的・専門的支援体制の強化 612百万円

- 精神科医師や心理担当職員を配置し、治療的・専門的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の設置を促進するとともに、個別ケア職員を配置するなど、引き継ぎ機能の充実を図ります。

[専門機能強化型児童養護施設 47か所]

○ 石神井学園キャンパスの再編整備 826百万円

- 都立石神井学園において、経年により老朽化した児童棟の改築等を行います。また、児童のケア体制の充実を図り、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行のための準備を行います。

○ 乳児院の医療体制整備事業	42 百万円
・ 乳児院に看護師を 24 時間配置し、常時医療・看護が必要な病虛弱児等の受入体制を整備します。	
○ 社会的養護における自立支援の強化	274 百万円
・ 児童養護施設退所者等の就業支援事業	18 百万円
職業紹介を行っている企業等により、児童養護施設等の退所（予定）者に対し、適職診断、面接対策などの就職活動支援や、施設退所者が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を推進します。	
・ 自立支援強化事業	256 百万円
児童養護施設に、児童の施設入所中の自立に向けた準備から施設退所後のアフターケアまで総合的な自立支援を担う職員を配置し、支援体制を強化します。	
○ 児童養護施設等生活向上のための環境改善事業	14 百万円
・ 児童養護施設の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具の更新や学習環境整備のためのパソコン購入などを支援します。	
○ 児童養護施設等の整備	275 百万円
・ 社会的養護の必要な児童の処遇向上や家庭的養護のニーズに対応するため、児童養護施設等の新設、改築等を支援します。	
○ ジョブ・トレーニング事業（自立援助ホーム）	13 百万円
・ 自立援助ホームに入所中又は退所した児童等の自立を図るため、就労支援及び就労定着支援を手厚く行える体制を整備します。	
○ 養育家庭等への支援	247 百万円
・ 里親支援機関事業	76 百万円
社会的養護を必要とする児童の里親への委託を一層推進するため、児童相談所業務を補完する専門機関において、養育相談や定期巡回訪問などを行うことにより、里親委託を総合的に推進します。	
[11 か所]	
・ 里親支援専門相談員の配置	171 百万円
里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設等に里親支援専門相談員を配置します。	

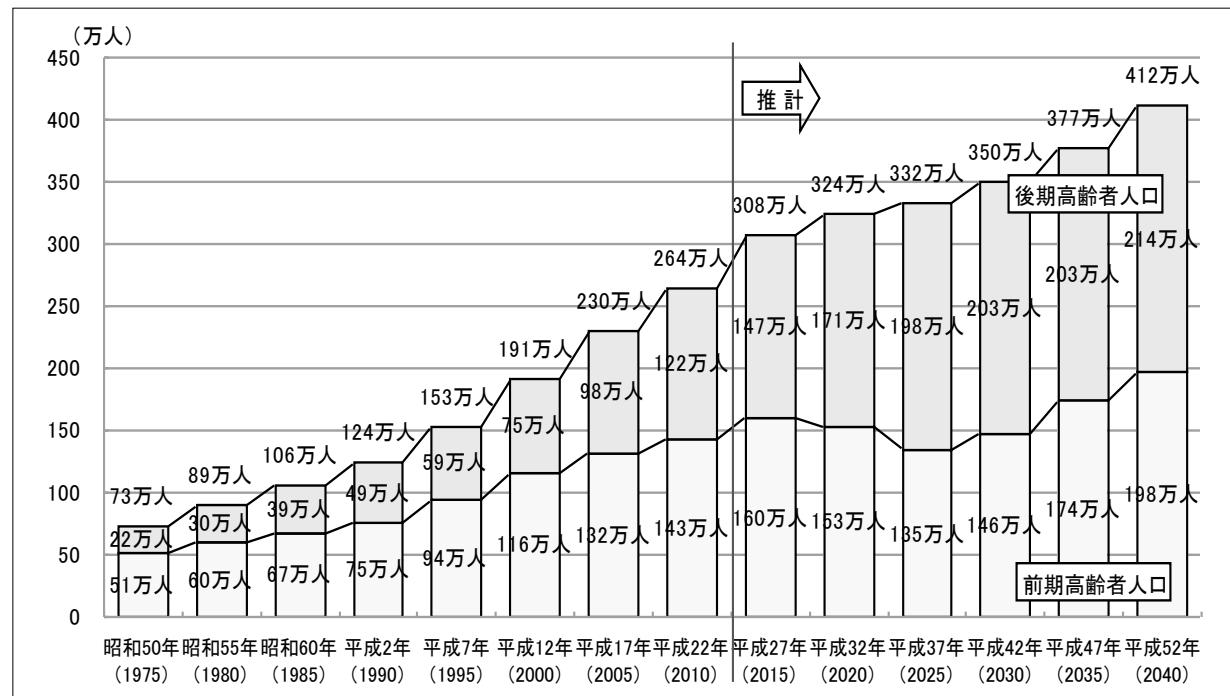
- | | |
|--|---------|
| ○ ひとり親家庭等に対する就業支援【一部新規】 | 196 百万円 |
| ・ ひとり親家庭等の在宅就業支援事業 | 182 百万円 |
| ひとり親等を対象とした東京都ひとり親家庭支援センター（「はあと立川」）において、在宅就業の情報収集・発信、仕事と家庭の両立にかかる専門相談や職業能力開発を行います。 | |
| ・ 高等技能訓練促進費 | 5 百万円 |
| ひとり親家庭の生活の安定に役立つ資格取得を促進するため、一定の訓練期間にかかる訓練促進費を支給してひとり親家庭の自立促進を行います。 | |
| ・ ひとり親家庭の子供サポートモデル事業 | 9 百万円 |
| ひとり親家庭に育つ子供の自立促進を図るため、子供の学習支援と悩みを聞くなどの生活支援を行うボランティアを派遣し、学習と生活の両面から支援します。 | |
| ○ ひとり親家庭支援センター事業 | 29 百万円 |
| ・ ひとり親家庭や支援機関に対して、生活相談や面会交流支援、就業支援等を実施し、自立支援と生活の安定を図ります。 | |

第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

(高齢者を取り巻く状況)

- 東京では、平成32年に後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、団塊の世代が後期高齢期を迎える平成37年には、高齢者人口が332万人に増加すると推計されており、都民の4人に1人が高齢者となる見込みです。
- 核家族化の進行など家族形態の変化に伴い、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。
- また、都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者の中、何らかの認知症の症状を有する人は、平成23年1月時点で約32万人に上り、平成37年には約52万人に達する見込みです。

<東京都の高齢者人口推計>

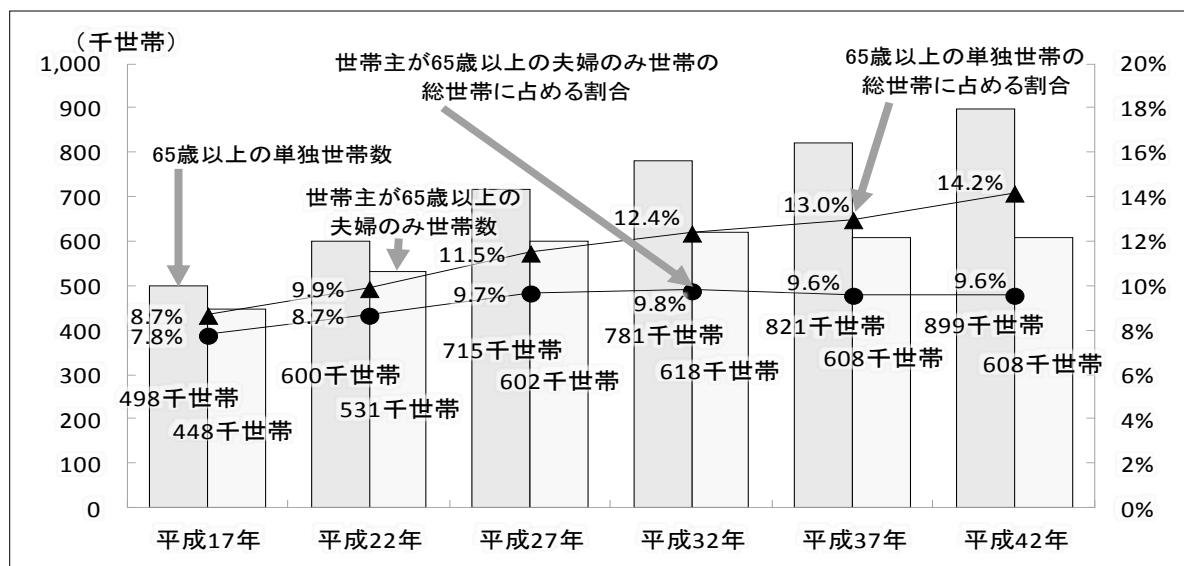


(注) () 内は総人口。1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」[昭和50年～平成22年]

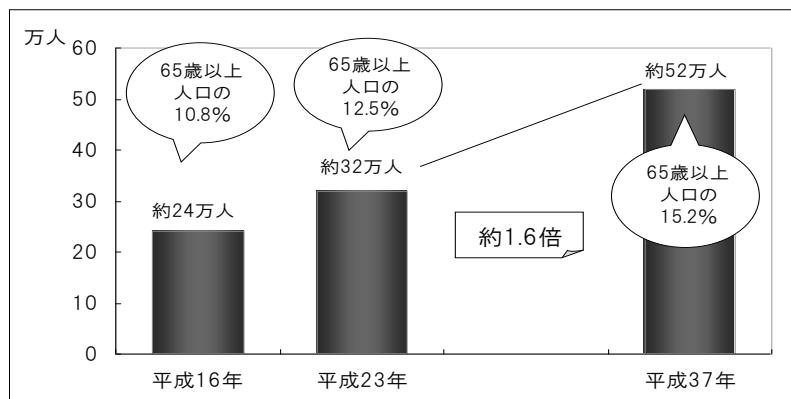
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計) [平成27年～平成52年]

<単身・夫婦のみ世帯の統計>



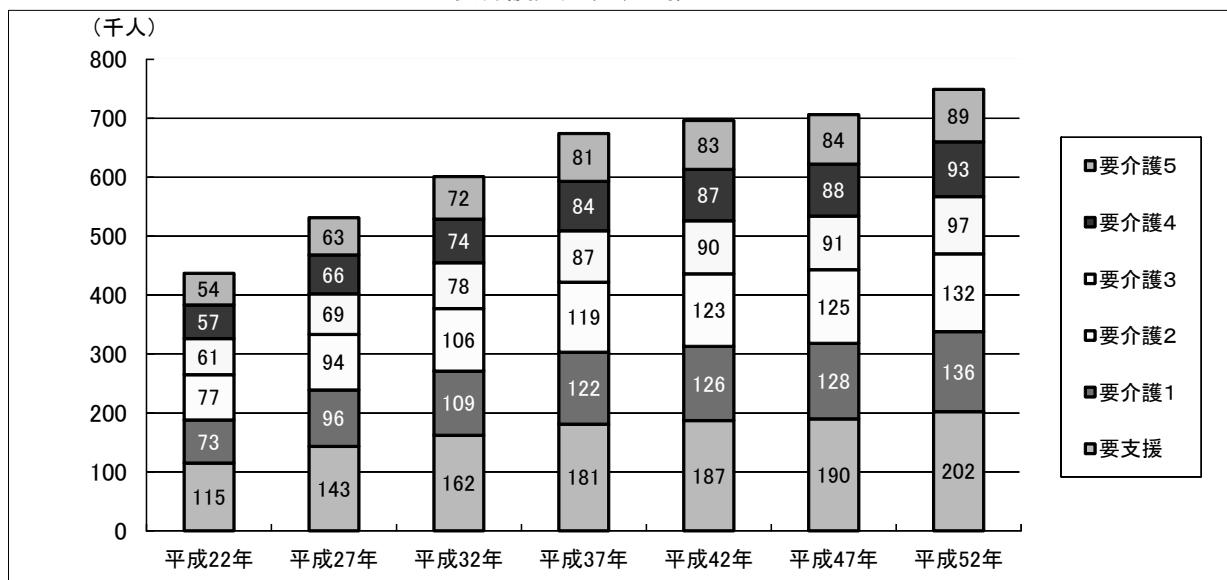
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（都道府県別推計）（平成21年12月推計）

<何らかの認知症の症状がある高齢者（認知症高齢者日常生活自立度I以上）>



資料：東京都「認知症高齢者自立度分布調査」（平成23年1月）

<要介護認定者数の推計>



資料：東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告（月報）」等より作成。平成27年度以降は東京都福祉保健局による推計

(介護保険制度の改正)

- 平成12年に創設された介護保険制度は、高齢者の暮らしを支える仕組みとして定着してきました。
- 一方、高齢化の進行とともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者、単身の高齢者世帯等が増加しており、こうした方々を支えるサービスや人材の確保等が課題となっています。
- 平成24年4月施行の改正介護保険法では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を推進することが、国及び地方自治体の責務とされています。
- また、同改正法では、地域包括ケアシステムを推進するための具体策として、新たに、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複数のサービスを組み合わせて提供する複合型サービスなどが創設されました。
- 都は、改正法施行後もサービスの実施状況を踏まえつつ、都市部で有効に機能するよう、必要な見直し等を国に対して働きかけていきます。

<地域包括ケアシステムの構成要素（イメージ）>



(都の取組と今後の課題)

- 都は、高齢者の在宅生活を支えるため、在宅サービス等の充実を図るとともに、広域的な観点から必要な施設・住まいを確保し、在宅サービス等と施設サービスなどのサービス基盤が、バランスよく整備されるよう施策を展開しています。

(地域包括ケアシステムの整備)

- 単身や夫婦のみの高齢者世帯を地域で見守り、支えるために、町内会、民生委員、ボランティアなどによる声かけや、配食サービスを活用した安否確認など、地域の実情に応じて区市町村が行う取組を支援しています。

- 地域の見守り等の機能を強化するため、地域の拠点である地域包括支援センターの職員の質の向上を図るための研修を実施するとともに、平成22年度からは、24時間365日ワンストップサービス窓口の機能を担うシルバー交番設置事業の推進に努めています。
- 在宅生活を支える介護保険サービスについては、小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスの整備を進める区市町村を支援するとともに、介護を行う家族の負担を軽減するために、ショートステイの整備も進めています。
- 今後の高齢者の増加に対応するため、在宅生活を支える様々なサービスや見守り等の生活支援を支える取組を充実するとともに、地域包括ケアを支える拠点機能を強化する必要があります。

(多様な住まいの確保)

- 特別養護老人ホーム等の介護基盤について、整備率が低い地域に対し都独自に補助額を加算するなど、地域偏在の解消と東京都全体の整備水準の向上に努めています。
- 認知症高齢者グループホームについても、土地所有者が建物を整備して運営事業者に貸し付ける、いわゆるオーナー型の整備に対する補助や、整備状況が十分でない地域への補助単価の加算など、都独自の支援策を講じて設置を促進しています。
- 平成21年度に設置された「少子高齢時代にふさわしい新たな『すまい』実現プロジェクトチーム」における議論を踏まえ、平成22年度から、高齢者の新たなすまい「東京モデル」として、適切な負担で入居できるケア付きすまいや居室面積要件の緩和等により家賃負担を軽減した都市型軽費老人ホームの設置を進めています。
- さらに、これらの整備に必要な土地を確保するため、都有地を低廉な価格で事業者に貸し付けるとともに、公有地を活用して施設整備を行う区市町村を支援するほか、定期借地権を活用した用地確保の支援や国有地の減額貸付けを国に提案要求するなど、介護基盤の整備を促進するため、様々な取組を行っています。
- また、平成23年10月には改正高齢者住まい法が施行され、国土交通省と厚生労働省共管の制度として、都道府県知事への登録制度である「サービス付き高齢者向け住宅制度」が新たに創設されました。都では、高齢者が安心して住み慣れた地域に暮らし続けることができるよう、医療や介護と連携したサービス付き高齢者向け住宅の普及促進を図っています。

- 今後の高齢者の増加を見据えながら、身体状態、生活形態、経済状況等に応じた住まいを確保するため、多様なニーズに応じて住まいを選択でき、安心して暮らすことのできる環境を整備する必要があります。

(認知症対策)

- 認知症の人やその家族を支えるため、東京都認知症対策推進会議において具体的な支援のあり方について検討するとともに、普及啓発を目的に都民向けシンポジウムを開催するなど、独自の取組を進めてきました。
また、かかりつけ医に対して研修を行うなど、地域の医療支援体制の充実にも取り組んでいます。
- また、若年性認知症の多岐にわたる相談のワンストップ窓口として、都独自に「東京都若年性認知症総合支援センター」を開設し、若年性認知症の人と家族の支援にも取り組んでいます。
- 平成25年度からは、認知症の疑いを早期に発見、診断し、介護保険サービス等につなげる取組を開始するとともに、家族介護者への支援を行う区市町村の支援も開始し、認知症の人やその家族を支える取組を進めています。
- 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も一層増加することが見込まれることから、かかりつけ医と専門医療機関との連携、医療と介護との連携を強化するとともに、認知症の疑いがある人を専門医療に速やかにつなぎ、適切に対応できるよう、早期発見・早期診断の取組も一層推進する必要があります。

【平成26年度の取組】

- 平成26年度においては、以下の取組を推進します。

- 1 高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します**
 - 2 地域生活を支える多様な住まいを充実します**
 - 3 認知症に関する総合的な施策を推進します**

1 高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進します

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するため、大都市東京の特性を活かした地域包括ケアを構築し、利用者の状況に即した適切なサービスやサポートを効率的・効果的に提供できる体制づくりを行います。

主な事業展開

○ 機能強化型地域包括支援センター設置促進事業【新規】 528 百万円

- ・ 地域の拠点である地域包括支援センターの機能強化を図るため、管内の複数のセンターを統括し、サポートする「機能強化型地域包括支援センター」を設置する区市町村を支援します。

[30か所]

○ 地域包括支援センターにおける介護予防機能強化推進事業【新規】 341 百万円

- ・ 介護予防機能の向上を図るため、地域包括支援センターに対して、介護予防に関する専門的助言及び技術的支援を行う専門職「介護予防機能強化支援員（仮称）」を配置する区市町村を支援します。

[62か所]

○ 地域包括支援センター職員研修事業 11 百万円

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター職員に対し、ネットワークの構築能力や課題解決力の向上など、更なるスキルアップを図る研修を実施します。

○ シルバー交番設置事業 363 百万円

- ・ 住み慣れた地域で暮らせる安全・安心を提供するために、地域における 24 時間 365 日ワンストップサービス機能を担うシルバー交番を設置する区市町村を支援します。
- ・ 高齢者に対し、訪問活動、情報の一元的収集・共有化、インフォーマルサービス（介護保険外）を含めた提供体制のコーディネート、緊急時対応、安否確認を行います。
- ・ 単身・夫婦のみの高齢者世帯等に、緊急通報システムや生活リズムセンサーを設置し、緊急事態に対応できる仕組みを構築します。

- 見守りサポーター養成研修事業** (包括補助)
- 高齢者等の異変に気づき、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域の方が状況に応じた見守りを行えるよう、見守りサポーター養成研修を実施する区市町村を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- 高齢者地域見守り事業** (包括補助)
- 区市町村の協力・支援の下、町会・自治会等の地域の方が主体となって在宅の高齢者の状況や福祉ニーズ等を把握し、日常の見守りや支援活動を行う等、地域で支え合う仕組みづくりを進める区市町村を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- 一人暮らし高齢者等安心生活支援事業** (包括補助)
- 地域包括支援センターを核として、地域で住民がともに支え合う仕組みを構築したり、一人暮らし高齢者等の生活を地域で支える区市町村の取組を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- ふらっとハウス（地域サロン）事業** (包括補助)
- 空き店舗等を利用して高齢者が気軽に立ち寄り参加できる活動の拠点を整備し、高齢者の介護予防や閉じこもり防止などに活用することで、地域福祉の向上・地域づくりに取り組む区市町村を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- 訪問看護ステーション設置促進・運営支援事業** 29 百万円
- 地域包括ケアシステムの推進及び高齢者の在宅療養生活を支えるため、訪問看護ステーションの設置を促進し、運営の安定化や効率化を支援することにより、訪問看護のサービス量を確保します。
- [13か所]
- 訪問看護ステーションIT化支援事業** 19 百万円
- 中小規模の訪問看護ステーションの業務運営の効率化を促し、安定的な運営等を推進するため、モバイルITシステム導入に係る初期経費の補助を行います。
- 在宅療養環境整備支援事業（再掲 P91）** (包括補助)
- 病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、在宅療養支援窓口を中心に、医療と介護の連携を強化し、医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図ります。

- 病状の急変時等に利用できる病床の確保や、夜間往診の代診体制の整備など、区市町村における地域の実情を踏まえた在宅医療の取組を支援・促進します。

[医療保健政策区市町村包括補助事業]

○ 主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上 (包括補助)

- 地域のケアマネジメント機能の強化を図るため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員を活用する新たな取組を行う区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助事業]

○ 地域密着型サービス等の重点整備 257百万円

- 小規模多機能型居宅介護拠点、複合型サービス及び小規模特別養護老人ホームなど、地域密着型施設の整備を促進するため、区市町村が経費の一部を補助した場合に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金による補助に加え、都独自の補助により支援します。平成26年度からは都の負担割合を1/2から3/4に変更します。

[小規模多機能型居宅介護拠点（18か所 108人分）、小規模特別養護老人ホーム（4か所 120人分）、複合型サービス（4か所 21人分）]

○ 介護基盤の緊急整備特別対策事業 3,435百万円

- 地域の介護ニーズに対応し、地域密着型サービス等を充実させるため、介護基盤緊急整備等臨時特例基金により小規模多機能型居宅介護事業所等の整備に対し補助を行い、設置促進を図ります。

○ 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス推進事業 (包括補助)

- 小規模多機能型居宅介護や複合型サービスの開設前後の支援や多様なサービスに対応できる人材を養成するなど、運営の安定化や質の向上を図ることにより、整備促進を図る区市町村を支援します。

[高齢社会対策区市町村包括補助事業]

○ ショートステイ整備費補助 176百万円

- ショートステイの整備を促進するため、特別養護老人ホーム以外の事業所との併設や単独で設置するショートステイについて、運営事業者自らが整備する場合や運営事業者への貸付けを目的として土地所有者が整備する場合に補助を行います。

[施設整備費補助 新規 60人分]

○ 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターへの支援 5,043百万円

- 老人医療センターと老人総合研究所を統合し、平成21年度に設立した地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの安定的かつ自立的な運営を支援します。

2 地域生活を支える多様な住まいを充実します

大都市東京の特性を踏まえた多様な手法により、ニーズが高い重度要介護者向けの特別養護老人ホームや、低所得者も入居可能な都市型軽費老人ホームなどの多様な住まいや施設の整備を促進し、高齢者の生活を支えます。

主な事業展開

○ 特別養護老人ホーム等整備費補助 11,984 百万円

- 特別養護老人ホームについて、整備費の一部を補助するとともに、整備率の低い地域における整備費補助を加算するなど、補助制度を充実させ、整備を促進します。

[施設整備費補助 新規 25 か所 (2,386 人分)]

[都独自の主な整備促進策]

(新規)

- 補助単価を増額（例：ユニット型 430 万円/床⇒500 万円/床）
- 訪問看護ステーション及び地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、複合型サービス等）を併設する場合に補助単価を増額

(継続)

- 整備が十分でない地域に対し、補助額を最大 1.5 倍に拡大

- 特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム（特定施設の指定を受ける施設に限る。）について、大規模改修費を補助します。

○ 介護老人保健施設の整備 3,596 百万円

- 介護老人保健施設について、整備費の一部を補助するとともに、整備率の低い地域における整備費補助を加算するなど、補助制度を充実させ、整備を促進します。平成 26 年度からは補助単価の増額及び訪問看護ステーション及び地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、複合型サービス等）を併設する場合に補助単価を増額します。

[施設整備費補助 新規 6 か所 (679 人分)]

○ 介護専用型ケアハウスの整備 150 百万円

- 介護専用型ケアハウスの整備を促進するため、整備費の一部を補助します。

[施設整備費補助 新規 2 か所 (66 人分)]

○ 介護専用型有料老人ホームの設置促進 66 百万円

- 介護専用型有料老人ホームの設置を促進するため、整備費の一部を補助します。

[施設整備費補助 新規 116 人分]

- 都市型軽費老人ホーム整備費補助** **1,572 百万円**
- 所得の低い方でも食事や生活支援サービスを受けられるよう、地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等を緩和した都市型軽費老人ホームについて、整備を促進します。
- [施設整備費補助 483 人分]
- 防火対策緊急整備支援事業** **23 百万円**
- 既存施設に対し、スプリンクラー等の防火設備費用の一部を補助することにより、防火対策を強化し利用者の安全・安心の確保を図ります。
- 施設開設準備経費助成特別対策事業** **994 百万円**
- 特別養護老人ホーム等の開設の準備のために必要となる訓練期間中の職員雇上経費や、地域に対する説明会開催経費などを補助し、開設時から質の高いサービスを提供するための体制整備を支援します。
- 医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅モデル事業** **166 百万円**
- 医療・介護を連携させたサービス付き高齢者向け住宅の整備費用の一部を助成し、高齢者が介護や医療が必要になっても安心して住み続けることができる住まいの充実を図ります。
 - 既存ストックを有効活用するため、改修による整備も補助対象とします。
- [施設整備費補助 新設 10 か所、継続 5 か所]
- 住まい対策一体型地域生活支援事業【新規】(再掲 P66)** **(包括補助)**
- 区市町村の居住支援協議会^{*}等の取組により入居した住宅において、低所得高齢者等に対し見守りなどの日常生活支援等を行う区市町村を支援します。
- [地域福祉推進区市町村包括補助事業]
- *高齢者、障害者、子育て家庭などの住宅の確保に配慮が必要な者（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等を実施する協議会
- 寄りそい型宿泊所事業【新規】(再掲 P67)** **117 百万円**
- 身体機能が低下し、見守りが必要となった低所得高齢者等が、本來的な居場所（介護保険施設、ケア付きすまい等）を確保するまでの間も、不安なく居住できる中間的居場所（無料低額宿泊所）を整備する区市を支援します。

○ 定期借地権の一時金に対する補助 2,266 百万円

- 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、特別養護老人ホーム等の整備促進を図ります。これまで、助成額の 1/2 を介護職員待遇改善等臨時特例基金、1/2 を都負担としていましたが、平成26年度からは都負担 10/10 とし、引き続き、整備促進を図ります。

○ 公有地を活用した介護サービス基盤の整備

- 都有地の活用促進
都有地の減額貸付けを行い、介護サービス基盤の整備促進を図ります（「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。
- 区市町村有地の活用促進の充実 (包括補助)
学校跡地など区市町村の未利用地の積極的な活用を推進するため、公有地の貸付けと独自の施設整備費補助により介護基盤を整備する区市町村に対して、財政支援を行います。

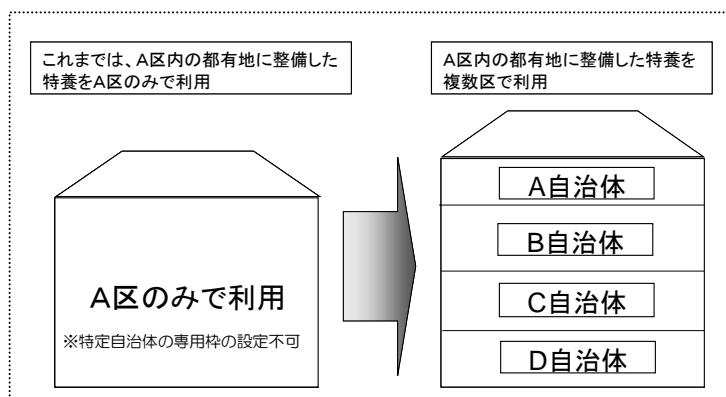
[高齢社会対策区市町村包括補助事業：補助基準額 200,000 千円]

○ 仮設用施設設置の仕組みの構築【新規】（再掲 P53） 4,616 百万円

- 老朽化した特別養護老人ホーム等の建替え期間中の仮設用施設を都有地に設置し、利用を希望する事業者が交代で利用する仕組みを検討し、建替えを促します。

○ 特別養護老人ホームの共同利用型の仕組みの構築【新規】

- 都市部の限られた土地を有効活用するため、近接した区市町村が共同で特別養護老人ホームを整備し、利用する仕組みを構築し、整備を促進します。



○ 社会福祉施設等耐震化の推進（再掲 P25、53） 759 百万円

- 昭和 56 年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るため、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。

[耐震診断 94 施設、耐震改修 64 施設]

○ 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業（再掲 P26、53） 37 百万円

- 耐震化が必要な施設を個別に訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。

[社会福祉施設等 182 施設]

3 認知症に関する総合的な施策を推進します

今後、更なる増加が見込まれる認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症高齢者グループホームの整備促進をはじめ、ケア・医療を担う人材育成や都民への普及啓発を行うほか、地域の人的資源・社会資源を活用した支援体制を構築していきます。

主な事業展開

○ 認知症高齢者グループホーム緊急整備

3,645 百万円

- 都独自の促進策により整備を進めるとともに、関連サービス拠点の併設などにより地域の認知症ケアの拠点としての機能を強化します。

[140 ユニット]

[整備目標]

平成26年度末までに10,000人分を整備

[都独自の主な整備促進策]

(新規)

- 整備が遅れている重点整備地域（申請に基づく）を拡大

(継続)

- オーナー創設型・改修型（土地・建物所有者が事業者に賃貸）に対する補助の拡大
- 重点整備地域の補助基準額を加算（1.5倍）
- 認知症ケア拠点機能強化のための認知症対応型デイサービスや小規模多機能型居宅介護、複合型サービスの併設加算

○ 認知症対策推進事業

5 百万円

- 「認知症対策推進会議」において、認知症の人とその家族に対する支援体制の在り方について、中長期的な検討を進めるとともに、認知症に対する正しい理解と地域で支える気運づくりを推進するため、都民への普及啓発を行います。

○ 認知症疾患医療センター運営事業

132 百万円

- 認知症の人が地域で安心して生活できるよう、認知症疾患医療センター*が医療機関同士、更には医療と介護の連携の推進役となり、地域の支援体制を構築します。
- 地域の医療機関に従事する看護師の認知症対応力を向上させるため、研修を実施します。

[12か所]

* 認知症疾患医療センター：地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、専門医療相談、鑑別診断、

身体合併症と行動・心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等を実施する。

- 認知症の早期発見・診断・対応の推進** **415 百万円**
- 認知症コーディネーターの配置
看護師等の医療職を区市町村の地域包括支援センター等に配置し、ケアマネジャーやかかりつけ医等と連携し、認知症の疑いのある人を訪問するなど、認知症の早期発見・早期支援を図ります。平成26年度は、13か所から35か所へ規模拡大します。
[35か所]
 - 認知症アウトリーチチームの配置
認知症疾患医療センターに医師、看護師、精神保健福祉士等で構成するチームを配置し、認知症コーディネーターからの依頼に基づき、認知症の疑いのある受診困難者に対して、訪問・診断を行い、早期診断・早期対応につなげます。平成26年度は、7か所から12か所へ規模拡大します。
[12か所]
 - 認知症の理解と受診促進事業
都民の認知症についての理解を深め、認知症が疑われる場合に速やかな受診を促進するため、認知症の疑いを判別するチェックシートを普及啓発します。
- 医療従事者等の認知症対応力向上支援事業** **12 百万円**
- 東京都健康長寿医療センターを都内の認知症医療従事者等向け研修の拠点と位置づけ、各圏域の認知症疾患医療センターの地域での円滑な研修実施を支援することにより、都内全体の医療等従事者のレベルアップを推進します。
- 認知症介護者への支援** **(包括補助)**
- 認知症疾患医療センター等の医療機関周辺に認知症介護者への支援拠点を設け、医療機関の専門職と連携した講座や交流会などを開催する区市町村を支援します。
[高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- 東京都若年性認知症総合支援センター設置事業** **24 百万円**
- 若年性認知症の人や家族の相談にワンストップで対応するとともに、地域包括支援センター等の専門機関に対して支援を行うことにより、早期に適切な支援に結びつけ、若年性認知症特有の問題解決を図ります。
- 若年性認知症の人と家族への支援【新規】** **(包括補助)**
- 若年性認知症の人の「家族会」立上げや、若年性認知症の人の活動支援拠点を整備する区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- 認知症地域支援ネットワーク事業** **(包括補助)**
- 事業者や自治体、地域住民など、地域の様々な社会資源の面的な連携により、認知症の人に対する地域における理解促進や支援について継続的な取組を行う区市町村を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助事業]

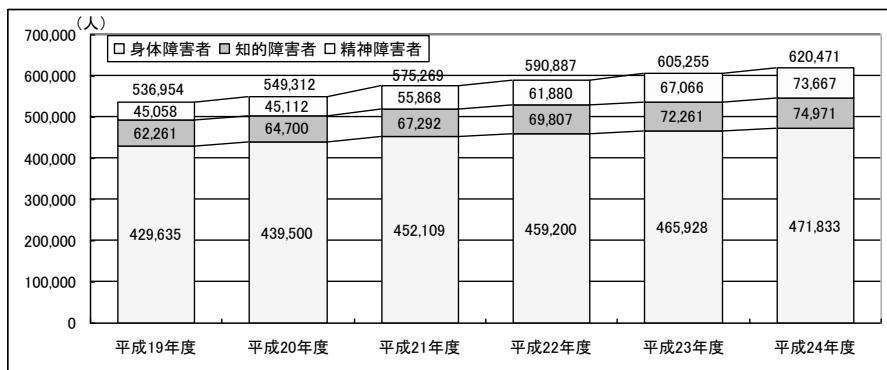
第3 障害者が安心して暮らせる社会の実現 を目指します

(障害者を取り巻く状況)

- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて実施されていた福祉サービスや公費負担医療などが共通の制度となりました。

また、地域における障害者の自立生活を実現し、その生活の質の向上を図る観点から、住民に身近な区市町村にサービスの実施主体が一元化されるとともに、就労支援が抜本的に強化されました。
- 平成21年12月、国は、障害者に関する制度の集中的な改革を行い、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るために、障がい者制度改革推進本部を設置しました。この本部の下に設置した障がい者制度改革推進会議において、障害者の定義の見直しや差別の禁止等について検討を行い、平成23年8月に障害者基本法を改正しました。
- また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者自立支援法等を改正し、平成24年4月から相談支援の充実や障害児支援の強化等を図っています。
- さらに、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。
- 障害者自立支援法の施行から約8年が経過しましたが、障害者の「自立」の実現に向け、支援体制や地域生活基盤の整備を一層促進するとともに、より多くの障害者が企業等で働くことができるよう支援策を充実・強化していくことが必要です。
- 都内の障害者手帳の所持者数の推移を見ると、身体・知的・精神とも増加傾向にあり、平成24年度末では約62万人となっています。特に、近年、精神障害者保健福祉手帳の所持者数については、高い増加率を示しています。

〈都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）〉



(都の取組)

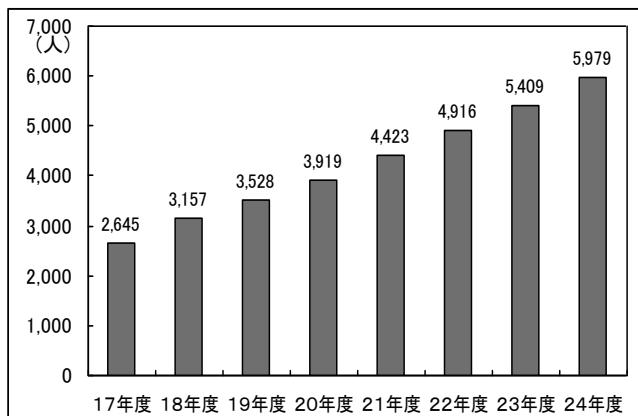
- 都は、平成19年5月に「東京都障害者計画」（計画期間：平成19～23年度）及び「東京都障害福祉計画（第1期）」（計画期間：平成18～20年度）を、平成21年3月に「東京都障害福祉計画（第2期）」（計画期間：平成21～23年度）を、平成24年4月には「東京都障害者計画」及び「東京都障害福祉計画（第3期）」（計画期間：平成24～26年度）を策定し、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に働ける社会を実現するために様々な施策を一貫して展開しています。

東京都障害者計画・第3期 東京都障害福祉計画 5つの目標

- 地域における自立生活を支える仕組みづくり
- 社会で生きる力を高める支援
- 当たり前に働く社会の実現
- バリアフリー社会の実現
- サービスを担う人材の養成・確保

- これらの計画を推進し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」（平成18～20年度）、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」（平成21～23年度）、「障害者の地域移行・安心生活支援3か年プラン」（平成24～26年度）を策定し、障害者の地域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組んでいます。

〈障害者グループホーム・ケアホームの定員の推移〉



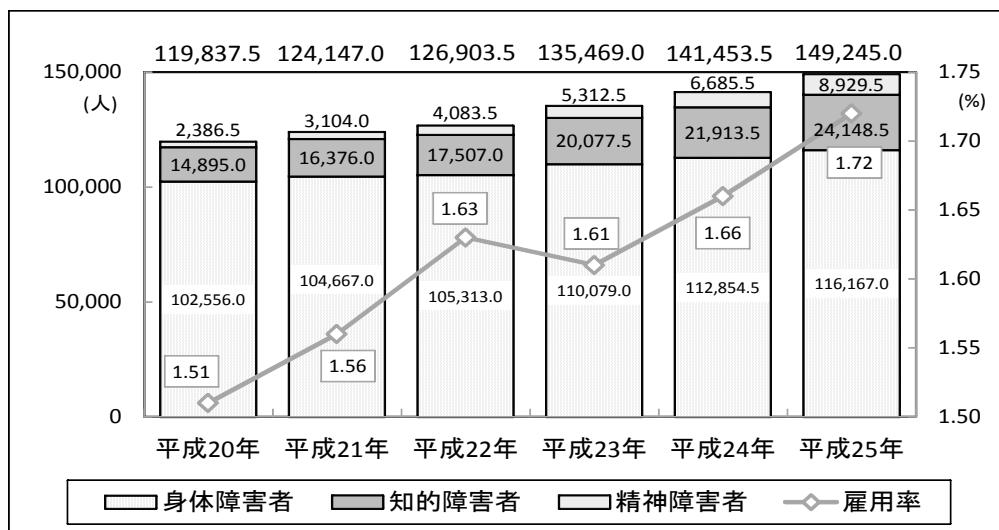
(地域生活支援)

- 地域生活へ移行を希望する長期の施設入所者等が、希望する地域で必要なサービスを利用しながら安心して暮らせるよう、地域居住の場や日中活動の場などの地域生活に必要な基盤整備を促進するとともに、入所施設にコーディネーターを配置し、区市町村等との連携・調整を進めます。
- いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するために、入院中からの支援や退院に向けた地域との調整、グループホームを活用した体験宿泊などを行い、円滑な地域移行と退院後の安定した地域生活に向けた体制を整備します。
- 精神障害者については、退院後、地域での医療につながりにくい場合があり、医療機関の相互連携や、医療機関と相談支援機関との連携確保等、地域の支援体制の強化が求められています。
- 重症心身障害児（者）については、在宅療育支援体制の整備がまだ十分ではなく、NICU 等医療機関から在宅への移行が必ずしも円滑には進まない状況にあります。また、発達障害者（児）、高次脳機能障害者についても、地域での支援体制が十分には整備されておらず、地域の実情に応じて多様な施策展開を図ることが重要です。

(就労支援)

- 障害者が当たり前に働くことができる社会の実現を目指し、雇用機会を拡大するとともに安心して働き続けられるように支援していく必要があります。
- しかし、都内における民間企業の障害者雇用率は、平成25年6月現在1.72%（全国平均1.76%）であり、法定雇用率2.0%と比べて依然低い数値となっています。

<民間企業における障害者雇用状況（各年6月1日現在）>



資料：東京労働局「平成25年 東京労働局管内における障害者雇用状況の集計結果」等より作成

- 都は、区市町村を実施主体として、職業相談や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」等様々な施策を推進しており、平成25年度についても、都内における雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新しましたが、引き続き就労促進に取り組んでいくことが必要です。

- 福祉施設で働く障害者が、働く喜びや達成感を得ながら、地域で自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設を対象にセミナーの開催や経営コンサルタントの派遣などの取組により経営努力を促すとともに、生産性を向上させるための設備整備を補助するなど、工賃水準の向上を目指しています。
- 障害者優先調達推進法の施行を受け、都は、平成25年7月、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定しました。この方針に基づき、庁内関係局と連携しながら、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図っていきます。

〈各年度の目標工賃（工賃向上計画より）〉

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標工賃	15,400円	16,700円	18,000円

【平成26年度の取組】

- 平成26年度においては以下の取組を推進します。

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します**
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します**
- 3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します**

1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

居住の場や在宅サービスなど地域生活基盤の充実を図るとともに、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促します。

主な事業展開

○ 障害者の地域移行・安心生活支援 3か年プラン 3,203 百万円

- ・ 障害者の地域生活を支えるサービス基盤の充実を図るために、施設整備に係る設置者負担の1/2を特別助成し、平成26年度末までに、経済的自立に向けた就労のための訓練等の場やグループホーム等について、4,810人分の定員を新たに確保します。
また、重度障害者の地域移行の受け皿となるケアホーム*の開設に当たって、消防設備に係る経費について支援を行います。

[計画期間：平成24～26年度]

種 別	定員数の増加目標
日中活動の場（通所施設等）	3,000人増
地域居住の場（グループホーム・ケアホーム*）	1,600人増
在宅サービス（短期入所）	210人増

* 平成26年4月から、ケアホームはグループホームに一元化されていますが、地域移行・安心生活支援3か年プランの表記で記載しています。

○ 定期借地権の一時金に対する補助 94 百万円

- ・ 施設用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、グループホーム等の整備促進を図ります。

○ 都有地を活用した障害福祉サービス基盤の整備 一

- ・ 都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図ります（「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。

○ 地域移行促進コーディネート事業 68 百万円

- ・ 入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、地域移行に向けた課題を分析し、地域移行に結びつけるノウハウを付与するとともに、区市町村や相談支援事業者との連携を支援することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

- 障害者地域生活移行・定着化支援事業 (包括補助)
- グループホームに移行する重度の障害者が安心して暮らせるよう、障害者を受け入れたグループホームによる相談援助について支援を行うとともに、地域で暮らす障害者と家族が将来にわたって地域で暮らし続けることができるよう、区市町村による地域の実情に応じた普及啓発等の取組について支援します。
- [障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- 障害者グループホーム等利用者単身生活移行モデル事業 1百万円
- 障害者グループホーム等の利用者が、地域の一般住宅で自立した生活を送ることができるよう支援する仕組みを検討します。
- 精神障害者地域移行体制整備支援事業 71百万円
- いわゆる「社会的入院」の状況にある精神障害者への働きかけや病院と地域との調整を行うコーディネーターの配置、グループホームへの体験入居などにより、入院中の精神障害者の円滑な地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備を図ります。
- 仮設用施設設置の仕組みの構築【新規】(再掲 P44) 4,616百万円
- 老朽化した特別養護老人ホーム等の建替え期間中の仮設用施設を都有地に設置し、利用を希望する事業者が交代で利用する仕組みを検討し、建替えを促します。
- 社会福祉施設等耐震化の推進(再掲 P25、45) 759百万円
- 昭和56年以前に建設された社会福祉施設等の中には、耐震性が十分ではないものもあります。震災から入所者等を守るために、民間施設を対象に、耐震診断・耐震改修及び仮設整備に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。
- [耐震診断 94 施設、耐震改修 64 施設]
- 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業(再掲 P26、45) 37百万円
- 耐震化が必要な施設を個別訪問し、状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣など、きめ細かな対応を行い、社会福祉施設・医療施設等の耐震化を促進します。
- [社会福祉施設等 182 施設]
- ヘルプマークの推進 17百万円 包括補助
- 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、援助が得やすくなるよう、配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」の普及啓発を行います。
 - 区市町村が地域の実情に応じて実施するヘルプマークの配布や公共施設等における活用等に対して補助することにより、ヘルプマークの普及を図ります。
- [障害者施策推進区市町村包括補助事業]

- ヘルプカード作成促進事業 (包括補助)
- 障害者が緊急時や平時に周囲へ支援を求める際に活用する「ヘルプカード」の作成の取組を広げていくため、区市町村におけるカード等の作成を支援します。
[障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- 中等度難聴児発達支援事業 28百万円
- 身体障害者手帳の認定基準に該当しない中等度難聴児が、早期の補聴器の使用により、言語を獲得し、生活能力やコミュニケーション能力を身につけられるよう、区市町村の取組を支援します。
- 聴覚障害者意思疎通支援事業【新規】 5百万円
- 聴覚障害者の広域的な移動を円滑にするため、意思疎通支援に係る連絡調整体制を整備することなどにより、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。
- 重度訪問介護等の利用促進に係る区市町村支援事業 2,990百万円
- 重度障害者の割合が著しく高い等の理由で、訪問系サービスの給付費が国庫負担基準を超えている区市町村に対し財政支援を行うことで、障害者の地域生活を支援します。
- 障害者理解促進事業【新規】 5百万円
- 障害及び障害のある方への理解を促進するため、インターネット等により広く都民に対して普及啓発を行います。
- 手話のできる都民育成事業【新規】 27百万円
- 国内外の聴覚障害者に対する受け入れ態勢の整備に向けて、手話通訳の裾野拡大や、手話のできる都民の育成を図ります。

2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

精神障害者、重症心身障害児（者）、発達障害者（児）及び高次脳機能障害者への支援について、医療と密接に連携し強化することで、一層の充実を図ります。

主な事業展開

- | | |
|--|--------|
| <p>○ 地域精神科身体合併症救急連携モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none">一般救急との円滑な連携を構築し、精神身体合併症患者をできる限り地域で受け入れられるようするため、地域における精神科の拠点となる医療機関に医師をモデル的に配置するとともに、地域の精神科医療機関相互の連携体制を構築するための会議を設置することにより、拠点医療機関を核とした、地域の精神科医療機関の相談、受入れ体制の整備を図ります。 <p>[2圏域]</p> | 16 百万円 |
| <p>○ 精神科医療地域連携事業</p> <ul style="list-style-type: none">精神障害者が地域で必要なときに適切な医療が受けられる仕組みを構築するため、地域連携を推進するための協議会を設置するとともに、圏域ごとに地域連携会議を設置し、連携ツールの検討・活用などの取組を行い、精神疾患に関する地域連携体制の整備を図ります。 <p>[6圏域]</p> | 31 百万円 |
| <p>○ アウトリーチ支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">治療中断等で症状が悪化し問題行動があるなど、地域定着が難しい精神障害者に対して、区市町村等関係機関からの要請を受け、精神保健福祉センターに設置する「アウトリーチ支援チーム」が区市町村・保健所等関係機関と密接に連携して、地域での安定した生活の確保に向け、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、関係機関に対して援助技法の普及を図ります。 <p>[中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター]</p> | 6 百万円 |
| <p>○ 精神疾患早期発見・早期対応推進事業</p> <ul style="list-style-type: none">精神疾患患者を早期に適切な支援につなげられるよう、地域の内科等の医師に対し、精神疾患に関する知識や法制度等についての研修を行います。 | 8 百万円 |

- 重症心身障害児（者）在宅医療ケア体制整備モデル事業 14百万円
 - ・ 在宅重症心身障害児（者）の診療を行うかかりつけ医を増やすため、専門医療機関、療育施設、診療所等に対する研修等を行うとともに、患者家族等の介助者や医療関係者等に対して療育や診察に関する情報発信を行います。

- 重症心身障害児在宅療育支援事業 195百万円
 - ・ 在宅重症心身障害児（者）の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康管理及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児の支援の充実を図ります。

[事業内容]

 - ・重症心身障害児在宅療育支援センターの設置
 - ・訪問看護及び訪問健康診査
 - ・在宅療育支援地域連携会議の開催
 - ・訪問看護師等育成研修
 - ・在宅療育相談

- 医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）への支援 44百万円
 - ・ 障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置） 24百万円

ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を支援員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れを促進します。
 - ・ 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） 20百万円

民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を支援員として配置し、医療ニーズが特に高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れを促進します。

- 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業 (包括補助)
 - ・ 在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

- 重症心身障害児通所運営費補助 864百万円
 - ・ 在宅の重症心身障害児（者）が地域で安定して生活できるよう、適切な療育環境の確保を図るため、区市町村を通じて通所施設を支援します。

- 重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業 22百万円
 - ・ 重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境の改善及び看護師募集対策の充実に取り組むことにより、看護師の確保・定着を図ります。

- ・ 看護師レベルアップ制度
 - ・ 重症心身障害プロフェッショナルナース育成研修
[規模 40名 2年コース]
 - ・ 認定看護師認定派遣研修
[都立4施設・民間5施設]
 - ・ 新人看護師基礎講座
[都立4施設・民間5施設]
- ・ 職場勤務環境改善
 - ・ 看護宿舎の借り上げ
[都立2施設]
 - ・ 業務委託により作業負担を軽減
- ・ 普及キャンペーンの支援
 - ・ 復職支援研修
[都立4施設]
 - ・ 都外就職説明会の参加等の支援
[都立4施設]
 - ・ 看護学校公開講座
[都立8校]

○ 府中療育センターの改築	201 百万円
・ 老朽化している府中療育センターの全面改築に向けた基本設計、実施設計等を行います。	
○ 発達障害者支援体制整備推進事業	15 百万円 包括補助
・ 発達障害者支援体制整備推進事業	15 百万円
発達障害者（児）のライフステージを通じた支援手法の開発に係る区市町村モデル事業の成果を普及するとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者など専門的人材の育成や普及啓発などを行うことで、発達障害者支援体制の整備を推進します。	
・ 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業	（包括補助）
発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援します。	
また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する取組を行う区市町村を支援します。	
[障害者施策推進区市町村包括補助事業]	
○ 発達障害者支援センターの運営	44 百万円
・ 発達障害者（児）とその家族に対する総合的支援拠点として、相談、普及啓発、研修などを行い、発達障害者（児）の地域生活をサポートします。	

○ 高次脳機能障害者支援普及事業 30 百万円

- ・ 心身障害者福祉センターにおいて、地域生活や就労などの専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関等のネットワークの構築、人材育成を図る研修や都民への広報・啓発等を実施します。
- ・ 高次脳機能障害のリハビリの中核を担う病院にアドバイザーを配置し、各圏域において、地域内の各施設に対しリハビリ技術や個別支援に係る相談指導を行うとともに、医療従事者等を対象とした人材育成を行い、地域の支援機関による対応力の向上を推進し、高次脳機能障害者への切れ目ない支援体制を整備します。

○ 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業 69 百万円

- ・ 区市町村に支援員を配置し、関係機関と連携を図りながら障害者とその家族に対する相談支援を行うなど、身近な地域での支援を充実します。

[38区市町村]

3 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。

主な事業展開

○ 東京都障害者就労支援協議会等

47百万円 包括補助

- 就労支援協議会の開催

4百万円

経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援機関、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化し、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。

[年2回]

- 雇用にチャレンジ事業

37百万円

知的障害者、精神障害者が一般企業への就職に向けた職場経験を積むため、都庁におけるチャレンジ雇用（非常勤職員雇用、臨時職員雇用）を推進します。

[非常勤職員雇用4名、臨時職員雇用21名]

- 就労支援体制レベルアップ事業

1百万円

区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識、情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行います。

- 企業見学コーディネート事業

5百万円

就労意欲を有しながら踏み出せない障害者を対象として、企業見学や、一般就労した障害者との意見交換の場を設けることにより、企業で働くことへのイメージを高め、一般就労への移行を促進します。

- 企業就労意欲促進事業

(包括補助)

福祉施設等からの職場実習等を受け入れようとする企業等に対し、受入れのために必要な企業内の設備整備等に要する経費を補助することにより、実習等の受入先を確保するとともに、障害者の一般就労への意欲促進を図ります。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

- 区市町村障害者就労支援事業** (包括補助)
- 区市町村が設置する「区市町村障害者就労支援センター」において、職業相談や就職準備、職場定着など就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供し、身近な地域での相談・支援体制を強化します。また、地域開拓促進コーディネーターの配置を支援し、就労希望者の掘り起こしと企業側に対する障害者雇用の働きかけを推進します。
- [障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- 障害者就労促進パートナーシップ事業** 5百万円
- 就労支援機関と法定雇用率未達成企業を対象としたグループワーク等と障害者雇用の実現に向けたステップアップとなる職場実習を併せて実施することにより、就労支援機関と企業間の相互連携を強化し、障害者の円滑な一般就労を促進します。
- 福祉施設における工賃アップの推進** 2百万円 包括補助
- 経営コンサルタント派遣等事業** (包括補助)
- 区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップ推進経費を補助することで、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。
- [障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- 工賃アップセミナー事業** 2百万円
- 都内の福祉施設の工賃水準を向上するため、工賃引上げのための研修を実施することにより、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高め、工賃向上に向けた気運の醸成を図ります。
- [（負担割合） 国1／2、都1／2]
- 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業** 36百万円
- 受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備を整備する福祉施設に対して補助を行います。
- 共同受注マッチングモデル事業【新規】** 10百万円
- 障害者福祉施設における受注の拡大や工賃向上を図るため、共同受注体制の基盤づくりをモデル的に実施し、広域的な共同受注体制について検証します。
- 障害者就労実態調査【新規】** 5百万円
- 障害者の一般就労の実態や支援体制について把握するため、障害者を雇用している都内の民間企業に対して調査を実施します。

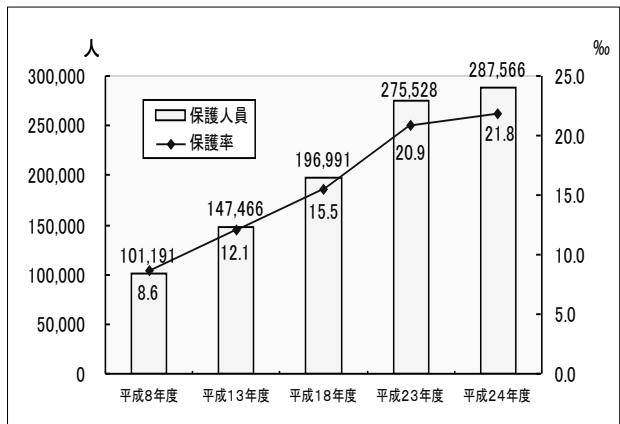
第4 都民の生活を支える取組を推進します

(低所得者・離職者対策)

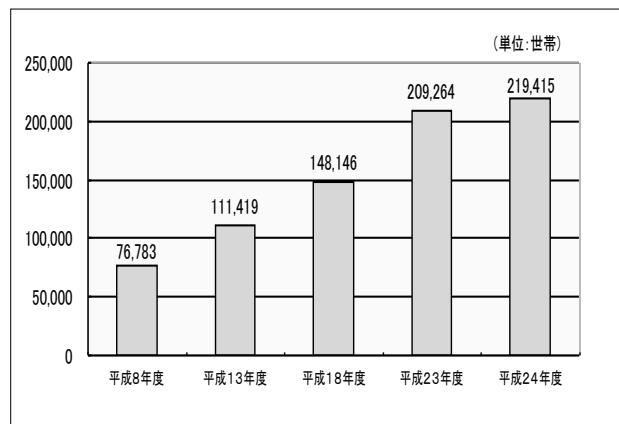
- 都は、生活安定・正規雇用への意欲と可能性を持つ人を支援するため、一定所得以下の方を対象に、平成20年度から、3か年の緊急事業として、生活安定化総合対策事業を実施し、区市町村に設置した相談窓口において、低所得者や離職者の生活・就労相談に応じるほか、職業訓練や生活資金の貸付け等を行ってきました。
- こうした取組は、国を動かし、職業訓練や生活資金の貸付け及び住宅手当等、第二のセーフティネットの構築につながりました。また、ハローワークを中心として、生活・就労・住宅支援ができるよう、住居・生活支援アドバイザーや生活福祉・就労支援協議会なども設置されました。
- これらを踏まえ、平成23年度からは、住民に身近なサービスを提供する区市町村が主体的に取り組む低所得者・離職者対策に対して支援をするとともに、引き続き、学習塾受講料等の貸付けを行っています。
また、住居喪失不安定就労者や離職者等に対する生活・居住・就労相談等を行うためにサポートセンターを設置するなど、様々な支援を実施しています。
- しかしながら、依然として厳しい雇用情勢が続いていること、また、生活・雇用に関するセーフティネットは基本的に国の責任で対応すべきであることから、第二のセーフティネットの一層の機能強化を国に提案要求しています。
- 国は、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっている状況に対応するため、生活保護受給者の就労・自立を促進する就労自立給付金の創設等を内容とする生活保護法の改正を行うとともに、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の内容を盛り込んだ「生活困窮者自立支援法」を策定（平成25年12月成立、平成27年4月施行予定）しました。今後、この法に基づく事業と都事業との整理や、区市の事業の立ち上げ支援等を実施する必要があります。

<生活保護の動向>

- 被保護人員・保護率の推移



- 被保護世帯の推移



資料：東京都福祉保健局「福祉衛生統計年報」

(地域生活定着促進)

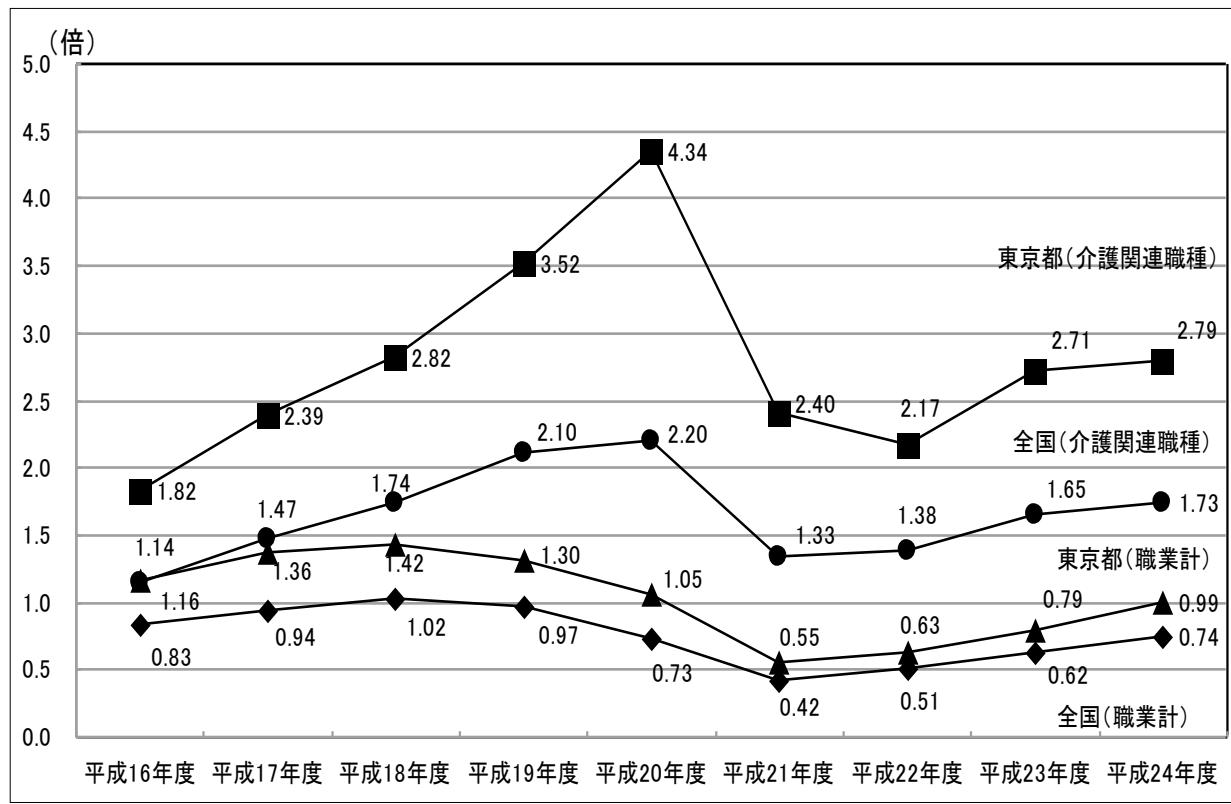
- 高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげることを目的として、国は、平成 21 年に地域生活定着支援事業を創設しました。

都は、平成 23 年 5 月に地域生活定着支援センターを設置し、適切な場で必要な支援が受けられるよう、保護観察所と協働するとともに、区市町村や他の道府県センター等の関係機関と連携して、退所後の社会復帰を支援しています。

(福祉人材の確保・育成・定着)

- 少子高齢化が進展する中で、介護分野をはじめ、保育分野や障害福祉分野など、今後更に増加が見込まれる福祉サービスへのニーズに対応していくためには、福祉人材を安定的に確保し、質・量ともに充足させていく必要があります。
- 一方、少子化による若年労働人口の減少に加え、福祉系職種の求人状況は、経済情勢や他の業種の動向に影響されやすく、また離職率も高いことから、福祉サービスを支える人材の確保等はますます困難な状況となっています。
- 以前と比べ状況は改善しつつありますが、介護関連職種では、平成 24 年度の有効求人倍率は 2.79 倍となっており、全職業の 0.99 倍を大きく上回っています。

<職業紹介状況（有効求人倍率）>



資料：厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」

- 都は、これまで、福祉の仕事の魅力を発信するとともに、合同採用試験や就職説明会等による採用支援、各種研修による能力向上の促進などを行ってきましたが、このような状況に対応するため、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組を更に進めていく必要があります。
- また、医療的ケアを必要とする福祉サービス利用者が増加しています。こうした状況に対応するため、介護福祉士法等の改正により認められた、介護職員によるたんの吸引や経管栄養が安全かつ確実に行えるよう、研修や事業者等の登録を円滑に行っていく必要があります。
- 加えて、在宅療養生活を支える質の高いケアマネジメントやサービスを確保するためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護職員等が基本的な医療知識を習得することが不可欠です。

(福祉のまちづくりの推進)

- 高齢者、障害者を含めたすべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりを実現するため、平成7年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定しました。

- 平成21年には、福祉のまちづくり条例を従来のバリアフリーによる考え方からユニバーサルデザインの考え方を基本とした内容に改正し、年齢、性別、障害等にかかわらず、すべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりに取り組んでいます。
- この条例改正と併せて、平成21年度から平成25年度までを計画期間とする「東京都福祉のまちづくり推進計画」を策定しました。
- 都は、この計画において、「はじめからできるだけ多くの人が利用できるよう都市や生活環境をデザインする」というユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めることとし、そうした視点に立った普及啓発や取組を行う区市町村を支援しています。
- 今後は、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする新たな推進計画に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりに取り組む必要があります。

【平成26年度の取組】

- 平成26年度においては以下の取組を推進します。

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します**
 - 2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します**
 - 3 ユニバーサルデザインの考え方立ったまちづくりを進めます**

1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けて支援します

低所得者・離職者の就労・住居の確保、生活の安定に向けて、第二のセーフティネットの活用や都独自の区市町村支援等を行うことで、国・区市町村等と連携して効果的な施策を開いていきます。また、障害等のある矯正施設退所予定者の社会復帰を支援します。

主な事業展開

- **低所得者・離職者対策事業** (包括補助)
 - ・ 低所得者・離職者対策の強化を図るため、住民に身近なサービスを提供する区市町村による主体的な取組を支援します。
[地域福祉推進区市町村包括補助事業]
- **住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業** 726 百万円*
 - ・ 都内に拠点相談所を設置し、第二のセーフティネットが利用できない低所得者・離職者等に対する生活・居住・就労相談等を実施するとともに、区市町村の相談窓口への後方支援を行います。
- **受験生チャレンジ支援貸付事業** 1,156 百万円
 - ・ 低所得世帯の子どもたちを支援するため、学習塾等の受講料及び大学等の受験料の負担が経済的に困難な低所得世帯に対して、貸付けを行います。
[（貸付限度額）学習塾等受講料：20万円、高校受験料：2万7千4百円、大学等受験料：10万5千円]
- **生活困窮者自立促進支援に関する普及啓発事業【新規】** 5 百万円
 - ・ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等について、先駆的な生活困窮者支援の取組事例を紹介するとともに、民間団体の就労支援に関する取組実態を把握・分析して情報提供するなど、区市の体制整備を支援します。
- **住まい対策一体型地域生活支援事業【新規】(再掲 P43)** (包括補助)
 - ・ 区市町村の居住支援協議会*等の取組により入居した住宅において、低所得高齢者等に対し見守りなどの日常生活支援等を行う区市町村を支援します。
[地域福祉推進区市町村包括補助事業]

*高齢者、障害者、子育て家庭などの住宅の確保に配慮が必要な者（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために、地方公共団体の住宅部門や福祉部門、関係業者、居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等を実施する協議会

- 寄りそい型宿泊所事業【新規】（再掲 P43） **117 百万円**
- ・ 身体機能が低下し、見守りが必要となった低所得高齢者等が、本来的な居場所（介護保険施設、ケア付きすまい等）を確保するまでの間も、不安なく居住できる中間的居場所（無料低額宿泊所）を整備する区市を支援します。
- 地域生活定着促進事業 **50 百万円**
- ・ 高齢又は障害を有するために福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対して、地域生活定着支援センターにおいて、社会復帰と地域への定着を支援します。

2 福祉人材の確保・育成・定着への取組を充実します

今後の高齢者の増加等に伴う福祉人材の需要増加に対応するため、福祉の仕事の魅力・やりがいを高めるとともに、人材確保や早期離職防止に関する介護事業者の取組を支援するなど、福祉人材の確保・定着を図ります。また、質の高い福祉サービスを提供できる人材を育成するために、効果的な支援策を実施します。

主な事業展開

○ 福祉人材センターによる就労支援の強化 175 百万円*

- ・ 福祉人材確保ネットワーク事業

都内の福祉施設がネットワークを組んで、合同採用試験、採用時合同研修、法人間人事交流を実施することで、福祉人材の確保や定着、育成を図ります。

- ・ キャリアカウンセリング・再就職支援研修

介護福祉士等の有資格者を対象として、民間就職支援会社等を活用したキャリアカウンセリングや再就職支援研修を実施し、介護分野への再就職を支援します。

- ・ 福祉の仕事イメージアップキャンペーン

福祉の仕事の魅力、やりがいをアピールするイベントを実施し、福祉・介護従事者の社会的評価の向上を目指します。

- ・ 福祉・介護人材のマッチングの強化

東京都福祉人材センターの相談員がハローワーク等に出向き、求職者の相談に応じて就職を支援するとともに、事業者の求人開拓を行います。

*他局計上分を含む

○ 将来に向けた人材育成・活用プロジェクト事業【新規】 125 百万円*

- ・ 人材定着・離職防止に向けた相談支援事業

福祉・介護事業所で働く者を対象に、仕事・職場等に関する相談助言を行うとともに、業界内での転職支援等を行い、人材の定着と離職を防止します。

- ・ 東京都福祉人材センター多摩支所の設置

東京都福祉人材センター（千代田区）の多摩支所（1か所）を設置し、福祉の仕事の紹介・あっせんを行います。

- ・ 次世代の介護人材確保・育成事業

福祉・介護業界への進学や就職に対する興味関心を高めるため、中・高校生向けのセミナー、高校生と保護者向けの福祉・介護施設への見学バスツアーを開催します。

- ・ 事業所に対する研修実施支援事業

事業所が企画する職場内研修に講師を派遣し支援することにより、事業所職員のキャリアアップや資質の向上及び職場定着を図ります。

*他局計上分を含む

○ 介護人材確保対策事業【新規】	1,072 百万円*
• 職場体験事業	介護業務を経験したことのない者を対象として、介護体験相談員が個々の要望を踏まえた相談及び職場体験の機会を与えます。
• 介護職員初任者研修資格取得支援事業	介護業界への就労を希望し、職場体験事業を経た者を対象として、介護職員初任者研修の資格取得を支援します。
• トライアル雇用事業	介護業務への就労を希望する無資格者を対象として、介護施設等での雇用先確保と資格取得支援を合わせて行います。
	*他局計上分を含む
○ 福祉用具の活用による人材定着支援【新規】	19 百万円
• 福祉・介護事業所に対して研修等を実施し、福祉用具の積極的な活用等により介護負担を軽減し、腰痛等による離職を防止し職場定着を図ります。	
○ 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な支援【新規】	40 百万円
• 福祉人材の確保・育成・定着を総合的に支援する仕組みを構築するため、資格取得者の情報を有効に活用できる機能整備の検討等を行います。	
• 職員の事務負担を軽減し、専門業務に注力できる環境を整備するため、訪問看護ステーションにおいてクラーク人材派遣モデル事業を行います。	
○ 新卒者等応援緊急介護人材育成事業	334 百万円
• 本事業でホームヘルパー2級の資格を取得した者のうち、スキルアップの意欲のある者に対し、介護福祉士の資格取得を支援します。	
○ 福祉・介護人材キャリアパス支援事業	15 百万円
• 介護福祉士等の養成施設の教員が事業所に巡回・訪問して実施する研修を支援することにより、事業所職員のキャリアアップや資質の向上及び職場定着を図ります。	
○ 現任介護職員資格取得支援事業	13 百万円
• 現任介護職員の育成及びサービスの質の向上を図るため、介護施設・事業所で働く介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援します。	

[225 人]

- 在宅医療サポート介護支援専門員の養成** **19 百万円**
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、医療サービスを含めたケアプランの作成や医療職との連携に欠かせない基本的な医療知識等の研修を行い、ケアマネジメントの充実を図ります。
- [500 人]
- 介護職員スキルアップ研修事業** **11 百万円**
- ・ 介護職員を対象に、医療的知識や高齢者特有の身体的特徴、緊急時の対応などの研修を実施し、安全で適切な介護サービスの提供を促進します。
- [900 人]
- 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業** **153 百万円**
- ・ 特別養護老人ホーム等の施設や在宅において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施するとともに、事業者及び従事者の登録等を行います。
- 外国人看護師・介護福祉士候補者の受入支援** **35 百万円**
- ・ 我が国とインドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れについて、国際協力の観点から、都内の民間施設での受け入れに対する支援に取り組んでいきます。

3 ユニバーサルデザインの考え方方に立ったまちづくりを進めます

福祉のまちづくり条例をユニバーサルデザインの理念に基づいた条例に改正したことを機に策定した福祉のまちづくり推進計画を着実に実施し、区市町村、事業者、都民等と連携しながら、福祉のまちづくりの取組をより一層推進します。

主な事業展開

○ 福祉のまちづくりの普及・推進 14百万円

- ・ 福祉のまちづくり推進協議会等を運営し、都民、事業者及び区市町村等と連絡調整を図りながら施策を進めます。
- ・ すべての人が自由に行動し、社会参加できるまちづくりの実現のため、都民、事業者等に対し、福祉のまちづくりの理念などの普及・推進活動を行います。
- ・ 障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン等により、普及啓発を図ります。

○ ユニバーサルデザイン学習普及事業【新規】 (包括補助)

- ・ 思いやりの心の醸成を目的に、都民向け及び小・中学生向けに、ユニバーサルデザインの理念等を理解するための普及啓発を行う区市町村を支援します。

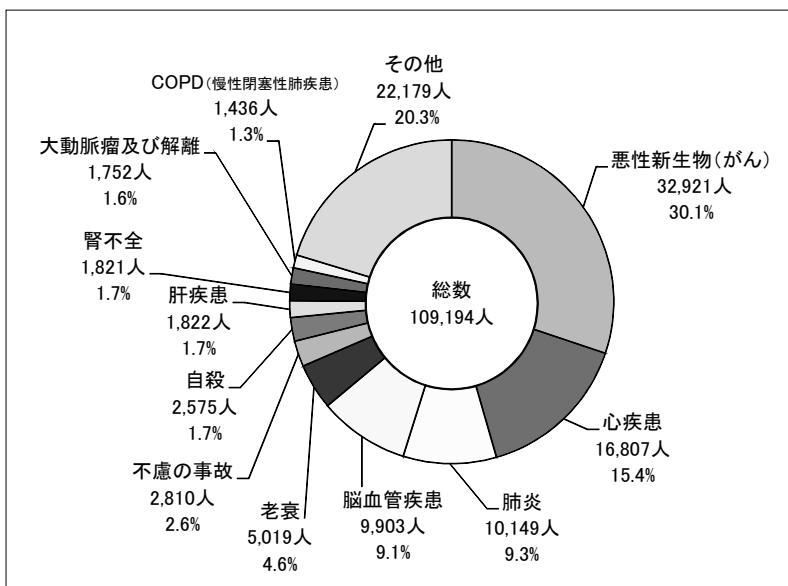
[地域福祉推進区市町村包括補助事業]

第5 ライフステージを通じた健康づくりを支援し、都民の健康寿命の延伸を目指します

(健康づくりの推進)

- 我が国の疾病構造は、生活水準の向上や医療技術の進歩に伴い、かつての結核などの感染症から大きくシフトし、がん・心疾患・脳血管疾患・糖尿病などの生活習慣病が大きな割合を占めるようになりました。
- 今後、高齢化の進展に伴い、生活習慣病に罹患する都民の増加が予想されますが、日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活等を実践することによって、罹患を減らすことが期待できます。
- このため、平成25年3月に改定を行った新たな「健康推進プラン21(第二次)」に基づき、都民一人ひとりはもとより、区市町村や企業等とも連携しながら、健康づくりに関する取組を進めています。
- 健康づくりは、個人の自覚と実践が基本であり、都民自らが積極的に取り組むことが求められます。そのため、都民の意識を高め、健診受診や生活習慣の改善などの健康行動を促すとともに、社会全体で支援する仕組みをつくることを目指します。
- 健康づくりは生涯を通じて行うことが重要ですが、性別や職業、ライフステージごとに健康に関する課題は異なるため、それを踏まえた支援を行っていきます。

<平成24年主要死因別割合（東京都）>



資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」

- 自殺による死亡者数は、平成 24 年には全国で 2 万 7 千人台となり、15 年ぶりに 3 万人を下回ったものの引き続き高い水準にあり、都内においても若年層での自殺死亡率が増加するなど大きな社会問題になっています。
- 自殺対策を効果的に実施するには、自殺の原因・動機や背景等を具体的に把握し、実態に即した防止対策等を総合的に講じる必要があります。

(都の取組)

- (がんの予防、早期発見)
- がんの早期発見につなげるため、がんの種別や対象年齢等に応じた普及啓発のキャンペークを実施するなど、がん検診の受診促進を図るとともに、区市町村や職域における受診率向上に向けた取組を支援しています。

(糖尿病、メタボリックシンドローム対策)

- 職場での健康づくりの取組の推進など、メタボリックシンドローム予防対策や、糖尿病の予防・早期発見・治療継続の重要性等に関する普及啓発の取組を進めています。
- また、給食施設や飲食店における栄養成分表示の推進などに取り組んでいます。

(難病対策)

- 難病患者の療養生活を支援するため、医療費助成や訪問診療、専門医による医療相談などを実施しています。

(こころの健康づくり)

- 主に中小企業等を対象に、ストレスの対処法を普及啓発するなど、職場でのこころの健康づくりを行う区市町村の取組を支援しています。

(自殺対策)

- 自殺の背景には様々な社会的要因があります。自殺の未然防止を図るため、社会全体による取組を促進する観点から、総合的な自殺対策を推進しています。

【平成 26 年度の取組】

- 平成 26 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 がんを始めとした疾病の予防、健康づくりを支援します**

2 自殺対策を総合的に推進します

1 がんを始めとした疾病の予防、健康づくりを支援します

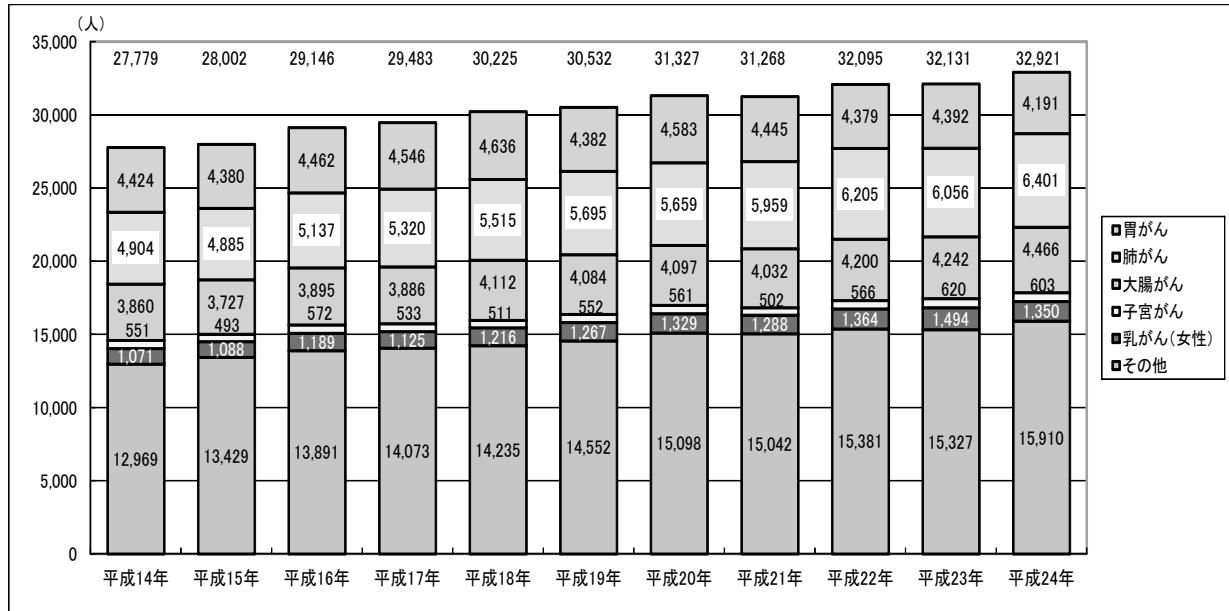
がんの早期発見の鍵となるがん検診の受診率の向上に向け、検診受診の重要性について普及啓発を行うとともに、都民が質の高いがん検診を受診できるように体制を整えます。生活習慣の改善や早期治療・治療継続に向けた意識を高める取組を行うなど、生活習慣病への対策を実施し、都民の健康寿命の延伸を図ります。

主な事業展開

- | | |
|--|------------------|
| <p>○ 予防・早期発見普及啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none">5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）検診の一層の受診促進を図るため、マスメディアや関係団体等と協働したキャンペーンやターゲットを絞った効果的な普及啓発を行います。 | 49百万円 |
| <p>○ 地域の受診率・精度向上支援事業【一部新規】</p> <ul style="list-style-type: none">検診受託機関に対する講習会を実施するとともに、区市町村連絡会等を活用して、関係機関との連携方法や受診率向上の効果が確認された取組についての情報の共有化を進めるなど、区市町村のがん検診を技術的に支援します。がん検診の案内の個別通知や未受診者への再受診勧奨などの受診促進、がん検診要精査者の精密検査結果把握及び精密検査未受診者への受診勧奨を行う区市町村の取組を支援します。[医療保健政策区市町村包括補助事業] | 4百万円 包括補助 |
| <p>○ 職域がん検診支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">保険者や職域関連団体等に対する普及啓発や講演会等を行い、職域におけるがん検診の受診率向上を図ります。 | 3百万円 |
| <p>○ マンモグラフィ読影医師等養成研修</p> <ul style="list-style-type: none">マンモグラフィによる乳がん検診に従事する医師や診療放射線技師の読影・撮影能力の向上を図ることにより、乳がん検診の実施体制を整備します。 | 14百万円 |

[読影医師養成研修 100人 撮影技師養成研修 100人]

<東京都がん別死者数の推移>



資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

○ 地域がん登録の実施

44 百万円

- 予防から治療に至るがん対策全般の評価や企画立案に活用するため、都内の罹患・治療実績等を把握する地域がん登録を推進します。

○ たばこによる健康影響防止対策の推進

15 百万円

- 喫煙の健康影響に関する普及啓発
 - 未成年者の喫煙防止をテーマにしたポスター図案を小中高校生から募集し、これを活用した広報を行うなど、未成年者の喫煙防止に向けた取組を重点的に実施します。
- 受動喫煙防止対策の推進
 - 飲食店における受動喫煙防止対策を促進するため、実態調査の結果などを踏まえ、具体的な取組事例を紹介したハンドブックを作成するなど、受動喫煙による健康への影響を防止する取組を進めます。

○ ウイルス肝炎対策の推進【一部新規】

1,314 百万円

- 肝がんへ進行する可能性のあるウイルス性肝炎について、職域に対する正しい知識の普及啓発や、肝炎ウイルス検査の実施、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした肝炎診療ネットワークによる医療連携の推進、医療費の一部助成などにより、感染者を早期に発見し、適切な治療へとつなげていきます。

○ 糖尿病予防対策

10 百万円

- 糖尿病の発症や重症化を予防するため、食事・運動等の生活習慣の改善や健診受診の必要性、継続的に治療を受けることの重要性などについて、都庁のブルーライトアップや交通広告等を活用して広く普及啓発を行います。

- COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策** **5百万円**
- COPD（慢性閉塞性肺疾患）についての医療従事者向け講習会や都民向けのインターネットバナー広告の掲出等を行い、正しい知識を普及し、予防と早期発見を促進します。
- 「東京都健康推進プラン21（第二次）」の推進** **20百万円**
- 「東京都健康推進プラン21（第二次）」（平成25年3月）の着実な推進と実効性の確保に向け、区市町村や民間団体が取組を進めるための環境整備を行うとともに、区市町村等における指導的役割を担う人材の育成を図っていきます。
- ウェルネス・チャレンジ【新規】** **14百万円**
- 都民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、都民自らが負担感のない生活習慣の改善と健康づくりの実践を行えるよう、区市町村や民間企業と連携し、普及啓発と環境整備を行います。
- 健康づくり普及推進事業【新規】** **20百万円**
- 東京都健康推進プラン21（第二次）で示す都民が日常生活において気軽にできる生活習慣病の発症予防や生活習慣を改善する工夫について、映像作品を通じて普及啓発を行います。
- 区市町村等が行う特定健康診査等への支援** **3,120百万円**
- 特定健康診査等負担金等 **2,138百万円**
特定健康診査・特定保健指導が適切に実施されるよう、国民健康保険の保険者である区市町村及び国民健康保険組合が行う特定健康診査等の実施を支援します。
 - 後期高齢者医療健康診査事業 **982百万円**
75歳以上の後期高齢者に対する健康診査について支援します。

2 自殺対策を総合的に推進します

効果的に対策を進めるため、自殺予防に係る都民意識の向上、関係機関の連携強化、ハイリスク者に対する支援などの自殺のリスクに応じた対策を総合的に推進し、安心して生きられる社会の実現を目指します。

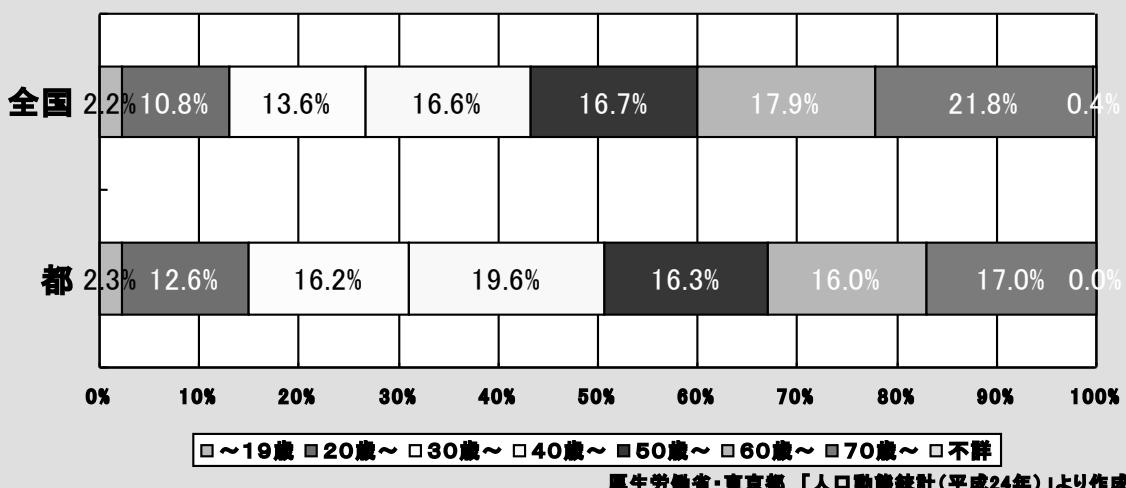
主な事業展開

○ 自殺総合対策東京会議

1百万円

- 保健、医療、福祉、労働、教育、警察などの様々な分野の関係機関が連携し、都内における自殺の予防、自殺念慮・未遂者への危機介入、自死遺族への支援に関する社会的な取組を着実に推進するために必要な検討を行います。

自殺者の年齢階層別割合 平成24年 全国・東京都比較



社会全体で自殺を予防する〔事前予防（一次予防）〕

○ 自殺防止！東京キャンペーン

3百万円

- 自殺に関する正しい認識や、自殺は社会的な取組で減少させ得ること、悩みを解決するための様々な相談・支援機関があることなどを広く都民に伝えていくために、必要な普及啓発を重点的に行っていきます。

自殺の兆しを早期に発見する〔危機対応（二次予防）〕

○ こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク

27百万円

- 自殺念慮者や未遂者がその悩みに応じた相談・支援を受けられるよう、関係機関によるネットワークを構築し、自殺の未然防止を図ります。

また、救急医療機関に搬送された未遂者の自殺再企図を防止するための支援体制を構築するとともに（三次予防）、悩みを抱える若年層に対する相談会を実施します。

○ ゲートキーパー養成事業

6百万円

- 自殺念慮者を早期に発見し、必要に応じて相談機関等につなぐなど、自殺予防のために連携協力して取り組む者を「ゲートキーパー」として養成します。

○ うつ診療レベルアップ研修

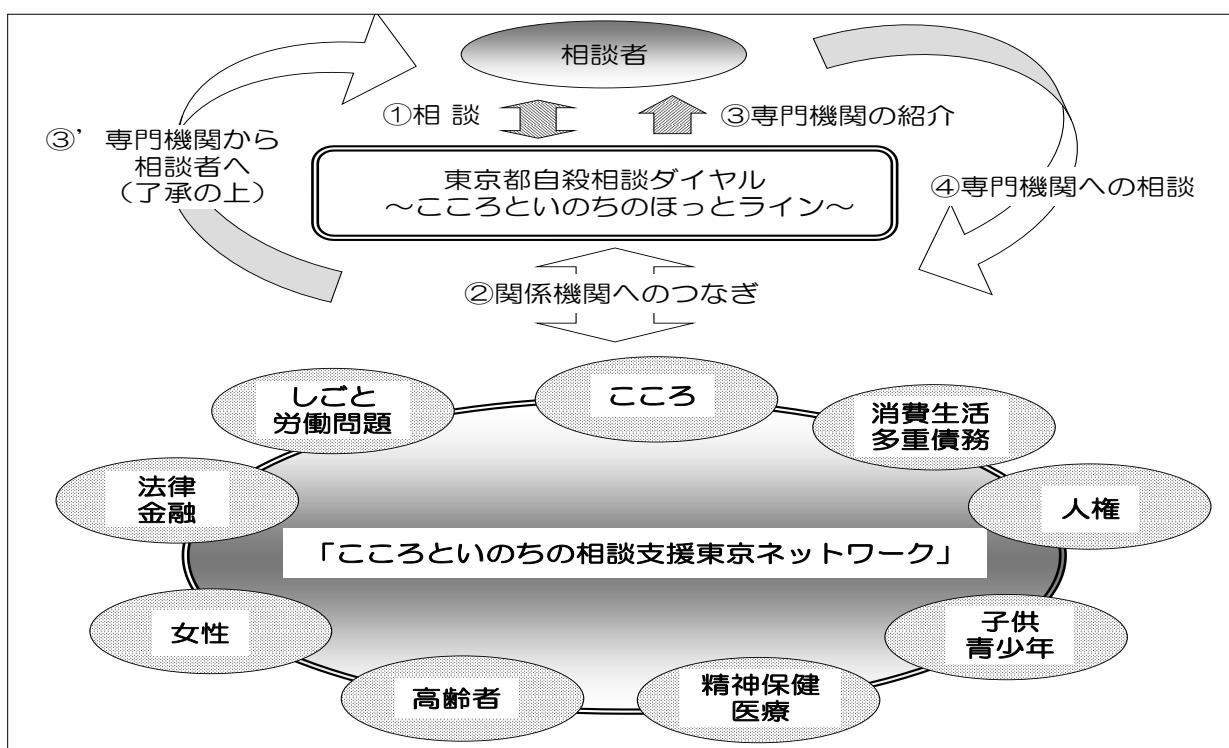
10百万円

- 身近なかかりつけ医等に対して、自殺予防に関する知識や、うつの発見など精神疾患の治療に関する知識等を付与し、自殺の未然防止を図ります。

○ 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～

70百万円

- 自殺相談専用の総合電話窓口を設置し、自殺念慮の背景となる問題に応じて相談者の悩みを傾聴するとともに、「こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク」参加機関と連携し、問題の解決を目指して相談者への積極的な支援を実施します。



自殺企図を二度と繰り返させない〔事後対応（三次予防）〕

○ 遺族支援対策事業

1百万円

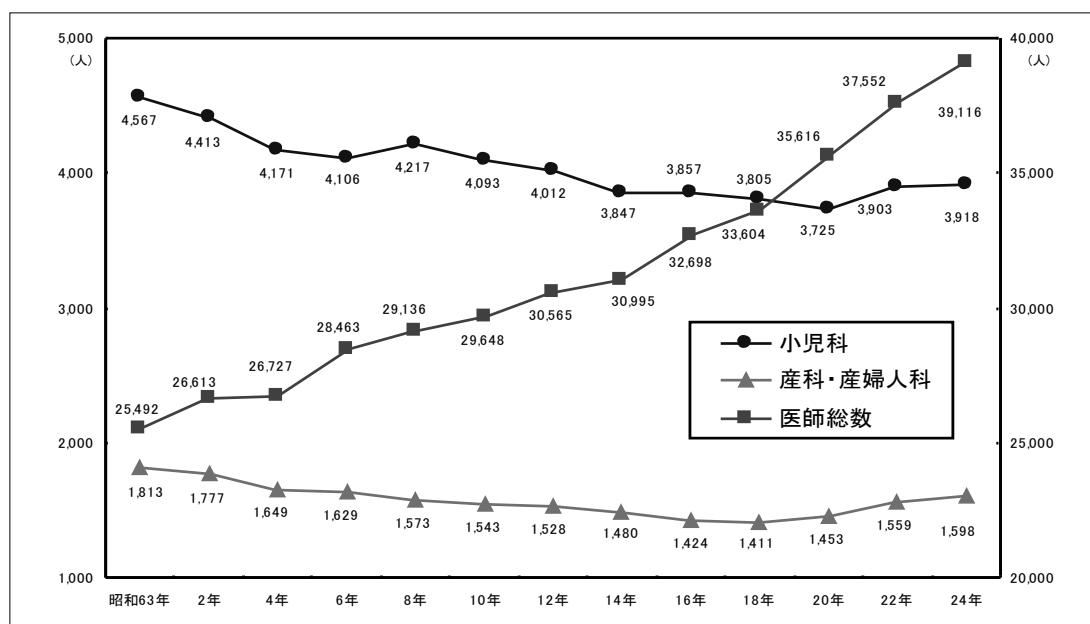
- ・ 自死遺族に対し、支援の相談窓口等の情報提供を行うことにより、遺族の安定した生活の確保と次世代における自殺リスクの軽減を図ります。

第6 都民の365日24時間の安心を支え、患者中心の医療提供体制整備を進めます

(医療をめぐる状況)

- 我が国においては、国民皆保険制度の下、誰もが必要な医療を受けることができる医療提供体制が整備されてきました。しかし、少子高齢化の進展に伴い医療保険財政は逼迫し、将来にわたっての安定的な運営に不安が持たれています。
- また、全国的に医師不足が続いている中、都内でも産科、小児科、救急医療、べき地医療等において、医師の確保が課題となっており、限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を提供することが求められています。
- 国は社会保障と税の一体改革に取り組み、平成25年12月には社会保障制度改革国民会議の報告を踏まえ、社会保障制度改革に関するプログラム法が成立し、今後、各分野での具体的な改革が進められることとなります。
- 都においても、国の動向を注視しつつ、平成25年3月に改定を行った新たな「東京都保健医療計画」に基づき、都民が安心して質の高い医療が受けられるよう、着実に取組を進めていきます。

<都内の医療施設に従事する小児科・産婦人科医師数（年次推移）>



資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(診療科は重複計上)より作成

(都の取組)

- 都は、多くの都民の命を奪っているがん対策の強化や、地域での在宅療養生活を支える在宅医療の推進、脳卒中や糖尿病など疾病ごとの医療連携体制の整備など、都民にとって分かりやすく切れ目のない医療提供体制の確保に取り組んでいます。

(救急医療対策)

- 「休日・全夜間診療事業」を実施するほか、迅速・適切な救急医療の確保に向け、「救急患者の迅速な受入れ」「トリアージの実施」「都民の理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の取組を進めています。

(災害医療対策)

- 災害時に医療救護活動の拠点となる「災害拠点病院」等の充実や災害発生現場などで多数の傷病者に救命処置を実施する「東京 DMAT」の整備を行うほか、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害医療コーディネーターを中心とした効果的な医療救護活動の連絡・調整体制の構築に取り組んでいます。

(周産期医療対策)

- 周産期医療ネットワークグループによる円滑な搬送体制の構築や、スーパー総合周産期センター*、周産期連携病院**の指定等により、医療機関の機能分担と相互の連携を進め、身近な地域でのリスクに応じた周産期医療の提供に努めています。

* スーパー総合周産期センター：緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる施設

** 周産期連携病院：ハイリスクの妊産婦・新生児に対応する周産期母子医療センターとの連携の下、ミドルリスクの妊産婦に対応する病院

(小児医療対策)

- 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、小児特有の症状に対応した高度な救命治療を行う「こども救命センター」を中心として、地域の病院・診療所等における小児医療ネットワークの構築を支援し、安心の小児救急医療体制を整備しています。

(がん医療対策)

- 平成25年3月に改定を行った新たな「東京都がん対策推進計画」に基づき、国のがん診療連携拠点病院に加え、それと同等の高度な診療機能を有する病院を「東京都認定がん診療病院」として独自に認定しがん医療水準の向上を図るほか、患者・家族等への支援体制の整備、地域連携クリティカルパス（東京都医療連携手帳）による医療連携の促進などに取り組むとともに、地域での緩和ケア提供体制の充実や小児がん患者への医療提供体制整備などに取り組んでいます。

(疾病ごとの医療連携体制)

- 脳卒中、糖尿病、急性心筋梗塞について、疾病別の医療連携体制を整備するとともに、これを支える地域の実情に応じた区市町村の取組等を支援しています。

(在宅療養支援)

- 地域における在宅療養の基盤整備を推進するため、区市町村における取組を支援するとともに、医療と介護が連携した先駆的な取組や、円滑な在宅移行に向けた転退院支援の強化などについて、医療関係団体と連携しながら体制整備を進めています。

(医療人材対策)

- 地域や診療科の医師不足に対応するため、「東京都地域医療支援センター」を設置し、都独自の奨学金制度、東京都地域医療支援ドクター事業などにより医師確保に努めています。
- 都内医療機関、福祉施設等に必要とされる看護職員を安定的に確保するため、養成対策・定着対策・再就業対策を柱に総合的な確保対策に取り組んでいます。

【平成 26 年度の取組】

- 平成 26 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します**
 - 2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を整備します**
 - 3 がん等の生活習慣病の医療連携体制を都内全域で確保します**
 - 4 「患者中心の医療」を支える人材の確保に努めます**

1 都民の安全・安心を守る救急医療・災害医療体制を整備します

高齢化や核家族化等の社会構造の変化に的確に対応した救急医療体制の整備を図ります。新たな被害想定を踏まえ、首都直下地震等に備えた災害時の医療体制を強化します。

主な事業展開

○ 「救急医療の東京ルール」の推進 594 百万円

- 平成 22 年度に全ての医療圏で「東京ルール」が運用開始され、搬送先選定困難患者の地域での受入れは着実に増加しています。

引き続き、「東京ルール」において地域の核となる、地域救急医療センターの支援に努め、円滑・迅速な搬送を推進します。

東京ルールⅠ 「救急患者の迅速な受入れ」

東京ルールⅡ 「トリアージの実施」

東京ルールⅢ 「都民の理解と参画」

- 医療機関の選定に時間を要している事案について、受入医療機関やその後の転院先の調整等を行うコーディネーターの配置に加え、身体合併症患者の受入体制を強化し、緊急性を有する患者への迅速な医療の確保を図ります。

○ 休日・全夜間診療事業 3,237 百万円

- 365日24時間救急入院が可能な病床を確保し、積極的な救急搬送受入れを促進するとともに、医療機能の充実強化に向けた取組を進めています。

○ 救急看護認定看護師の配置促進【新規】 23 百万円

- 地域の救急医療の核となる地域救急医療センターにおけるトリアージ機能を強化するため、救急看護の認定看護師資格の取得を支援します。

○ 東京都災害医療協議会の運営 44 百万円

- 災害の発生直後から迅速かつ円滑に医療を提供するため、東京都災害医療協議会を運営し、災害医療体制の強化を図ります。また、二次保健医療圏ごとに設置する「地域災害医療連携会議」において、地域の実情に応じた医療救護体制の整備を進めます。
- 災害時における都内全ての医療施設の役割分担を明確化し、重症患者に対応する災害拠点病院の拡充を行うとともに、中等症患者等を受け入れる「災害拠点連携病院」を指定し、医療提供体制の強化を図ります。

- ・ 他県からの医療支援チームの受け入れや、患者の搬送調整等災害時に必要な医療が迅速・円滑に提供されるよう、都及び各二次保健医療圏に災害医療コーディネーターを中心とした連絡・調整体制を整備します。

○ 医療施設耐震化の促進【一部新規】 8,127百万円

- ・ 災害時の医療体制を確保するため、救急医療機関など都内全ての病院について、新築建替、耐震補強、耐震診断に必要な経費を補助し、耐震化を促進します。
補助要件の緩和や、都独自の支援を実施するなど、耐震化のより一層の促進を図ります。

[耐震診断 73 施設 耐震補強 7 施設 新築建替 23 施設]

○ 「東京DMAT」の充実 49百万円

- ・ 一人でも多くの都民を救うために、災害現場で救命措置を実施する災害医療派遣チーム（東京 DMAT）を編成するとともに、NBC 災害への対応など機能の充実を検討していきます。

[25 病院]

＜東京DMATの活動＞



○ 広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の整備【新規】 83百万円

- ・ 災害時において被災地内での対応が困難な患者を被災地外へ広域医療搬送するための拠点整備を行います。

○ 災害医療計画策定支援事業 (包括補助)

- ・ 大規模災害発生に備え、区市町村災害医療コーディネーターを中心とした地域災害医療の確立を支援します。

[医療保健政策区市町村包括補助事業]

○ 医療施設防火対策緊急整備事業【新規】 646百万円

- ・ 消防法によるスプリンクラーの設置義務がない医療施設に対し、スプリンクラー等の設置に要する経費を補助することにより、防火対策を強化し、患者等の安全・安心の確保を図ります。

2 安心して子供を産み、育てられる周産期医療・小児医療体制を整備します

安心して子供を産み、育てられるよう、中核病院と地域の医療機関等が役割分担と連携により、リスクに応じて的確に医療を提供する周産期医療・小児医療体制を構築します。

主な事業展開

○ 周産期医療システムの整備 1,170 百万円

- 平成 26 年度末までに都全域で NICU（新生児集中治療管理室）320 床の整備を目指します。また、NICU 入院児の退院支援に関するモデル事業の結果も踏まえ、NICU 入院児の円滑な在宅療養移行に向けた基盤を強化します。
<294 床（平成 25 年 12 月現在） ⇒ 320 床（平成 26 年度末）>
- 地域周産期母子医療センターの MFICU（母体・胎児集中治療管理室）の設置を促進します。

<NICU 増床計画>

22 年度末	23 年度末	24 年度末	25 年度末	26 年度末
270 床	285 床	300 床	310 床	320 床

○ 母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営 218 百万円

- 総合周産期母子医療センターにおいて、救急部門の医師と連携を取り、緊急に母体救命処置が必要な妊娠褥婦を必ず受け入れる、いわゆる「スーパー総合周産期センター」を運営します。

[4 施設]

○ 周産期搬送コーディネーターの設置 36 百万円

- 総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例等について、地域間の搬送調整等を行うコーディネーターを東京消防庁に設置し、緊急性を有する母体・新生児を迅速に医療施設につなぎます。

○ 周産期連携病院（休日・全夜間診療事業） 163 百万円

- ミドルリスクの患者に対応できる周産期連携病院を指定し、休日や夜間ににおける妊娠婦の救急搬送受入体制を確保します。
- NICU について、周産期連携病院における整備を進めています。

[11 施設]

○ 多摩新生児連携病院

12 百万円

- 周産期母子医療センターの少ない多摩地域において、ハイリスクに近い新生児に対応可能な医療機関を指定し、新生児受入体制を確保します。

[1 施設]

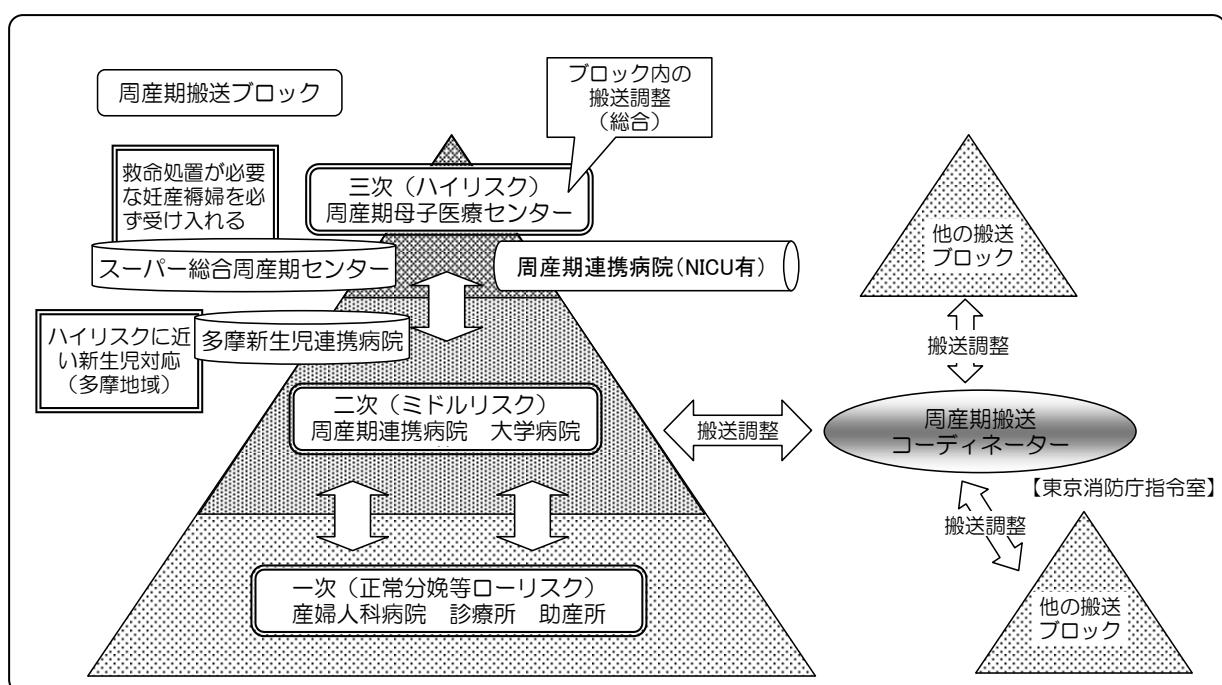
○ 周産期医療ネットワークグループの運営

16 百万円

- 一次から三次までの医療機関等の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供されるネットワークグループを運営します。

[8 グループ]

<東京都における周産期搬送体制>



○ 新生児集中治療管理室開設等緊急支援事業【新規】

102 百万円

- 新生児集中治療管理室の開設等を予定している周産期連携病院等に対し、開設に当たっての準備経費を支援します。

○ 在宅移行支援病床運営事業

142 百万円

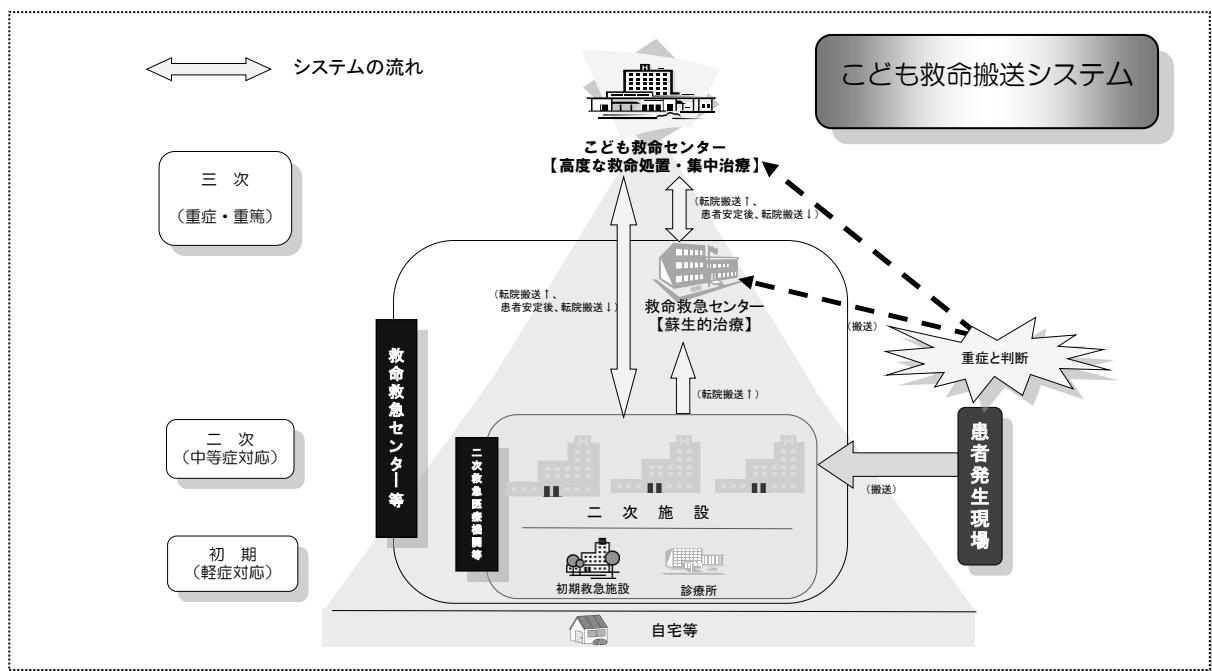
- NICU や GCU (回復期治療室) に長期入院している小児等について NICU・GCU と在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行を促進します。

○ 在宅療養児一時受入支援事業

36 百万円

- NICU 長期入院児等の退院後の在宅医療における定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを行います。

- NICU等入院児在宅移行研修事業** 1百万円
- 周産期母子医療センターにおけるNICUの確保及び在宅療養等への円滑な移行を促進するため、NICU等入院児に関わる医師・看護師・MSW等に対し研修を実施します。
- 新生児医療担当医確保緊急事業【新規】** 120百万円
- 新生児医療の調査研究を行う意向を有する大学病院に「新生児医療調査研究講座」を設置し、新生児集中治療管理室を新規開設予定の病院等への医師派遣を通じ、医学の教育及び研究に寄与します。
- 産科医等確保支援事業** 180百万円
- 産科医等の処遇を改善し、その確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関への支援を行います。
- 新生児医療担当医育成研修事業** 24百万円
- 新生児医療技術の向上及び質の高い医療提供体制を安定的に確保するため、周産期連携病院等において新生児医療に従事する医師を対象に研修を実施するとともに、代替医師確保経費を補助します。
- 東京都こども救命センターの運営** 188百万円
- 重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、高度な救命治療を行う「東京都こども救命センター」を中心に、こども救命搬送システムによる、小児特有の症状に対応した適切な医療提供体制を構築します。[4施設]
- また、退院支援コーディネーターをモデル配置し、円滑な転・退院を支援します。



- 小児救命救急センター 68 百万円**
- ・ 小児救命救急センターに対し運営費を補助し、重篤な小児救急患者の医療を確保します。
- 小児医療ネットワークの充実 2 百万円**
- ・ 小児救急医療施設のネットワーク化を図り、初期から三次までの医療機関相互の連携を進めるため、医療機関、関係機関、区市町村等で構成される協議会を設置し、小児救急医療体制の整備を図ります。
- 小児二次救急医療機関におけるトリアージシステムの実施 39 百万円**
- ・ 休日・全夜間診療事業（小児）を行う医療機関に対して、緊急性の高い患者の命を守るために、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な医療につなげる体制を整備します。
- [8 施設]
- 救急専門医等養成事業（小児） 42 百万円**
- ・ 救急告示医療機関に勤務する医師等に対し、小児の救命救急に関する専門的な研修を行うことで、小児救急医療全体のレベルアップを図ります。
- [医師 160 名 看護師 80 名]
- 小児集中治療室医療従事者研修事業 6 百万円**
- ・ 小児の集中治療に係る専門的な研修を実施し、小児の救命救急医療及び集中治療に従事する医師を養成します。
- 地域において小児救急医療を担う人材の養成・確保【一部新規】 17 百万円**
- ・ 地域の中核的病院において、診療所の医師を対象とした小児救急医療に関する臨床研修等の実施、症例報告・疾病別発生動向等の情報交換を行う地域研修会を実施します。

3 がん等の生活習慣病の医療連携体制を都内全域で確保します

「東京都がん対策推進計画」に基づき、がん診療連携拠点病院や東京都認定がん診療病院を整備し高度で専門的ながん医療提供体制を確保するとともに、脳卒中や糖尿病等疾病別の医療連携体制を構築し、地域で安心して診療を受けられる体制を整備します。

また、東京の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を進め、切れ目ない医療・介護サービスを受けながら暮らし続けられる体制を整備します。

主な事業展開

○ がん診療連携拠点病院の整備 424 百万円

- 質の高いがん医療の提供と地域のがん医療水準の向上を図る拠点である「がん診療連携拠点病院」を整備し、かかりつけ医等も含め、医療機関の役割を明確化し、緩和ケアを含め、患者の症状に的確に対応できるがん医療提供体制を整備します。

[拠点病院及び認定病院で 34 か所、緩和ケア医師研修事業、拠点病院ネットワーク・研修計画事業、地域がん診療連携推進事業、がん患者療養支援事業 等の実施]

- 地域がん拠点病院を中心に、二次保健医療圏内の緩和ケアの連携体制・支援体制を構築します。

○ 東京都認定がん診療病院の整備 103 百万円

- がん診療連携拠点病院と同等の機能を有する病院を都独自に認定する「東京都認定がん診療病院」を整備します。拠点病院と併せて、高度な診療機能、研修機能、地域医療連携機能等を充実し、都民に安心を与えるがん医療提供体制を構築します。

[緩和ケア医師研修事業等の実施 地域がん診療連携協議会に参加]

○ 地域連携クリティカルパス「東京都医療連携手帳」の取組 一

- 都内共通の 5 大がん地域連携クリティカルパス「東京都医療連携手帳」により、一冊の手帳を通じて患者及びかかりつけ医・専門病院の情報共有化を図るとともに、患者が今後の診療計画を知り、安心して治療に臨むことができるようになります。

[全ての拠点病院、認定病院や東京都医師会等の協力の下作成]

○ 東京都小児がん診療連携推進事業 25 百万円

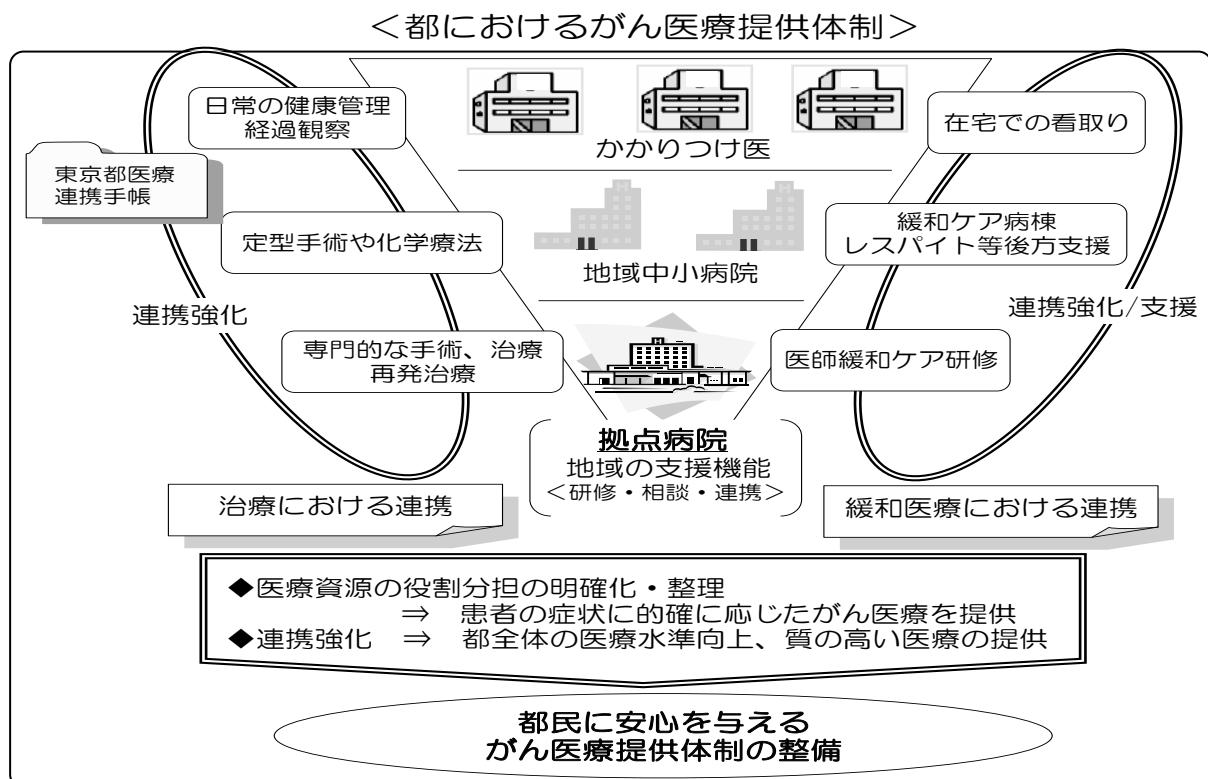
- 都における小児がん医療水準向上のため、都内の小児がん診療に携わる医療機関による診療連携・相互支援のためのネットワークを整備します。

○ 休日夜間がん相談支援事業

6百万円

- 仕事をしながら治療を行う患者やその家族の利便性に配慮し、がん診療連携拠点病院の相談支援センターの相談時間を休日・夜間にも広げ、患者・家族の不安に対応するための相談支援体制の充実を図ります。

[2 病院]



○ 在宅緩和ケア支援事業

7百万円

- 在宅緩和ケア支援センターにおいて、地域における在宅療養患者やその家族に対する相談・支援や普及啓発等を行い、在宅緩和ケアの推進を図ります。[1 病院]

○ がん患者就労環境づくり推進事業【新規】

20百万円

- がんの治療と就労の両立について事業主等に正しい知識の普及や理解の促進を行うことにより、がん患者の就労環境を整備します。

○ がん患者在宅移行支援事業【新規】

22百万円

- 初期治療を終えたがん患者を地域の病院等で受け入れ、治療を継続しながら退院に向けた準備を行えるよう支援し、安心かつ適切ながん医療が提供される体制を確保します。

○ がん対策研究の推進 100 百万円

- 公益財団法人東京都医学総合研究所の研究成果を活用し、各種がんの早期診断法及び適切な病勢診断（治療効果測定）の確立に向けた研究を進めます。

○ 疾病ごとの医療連携体制の整備促進 104 百万円

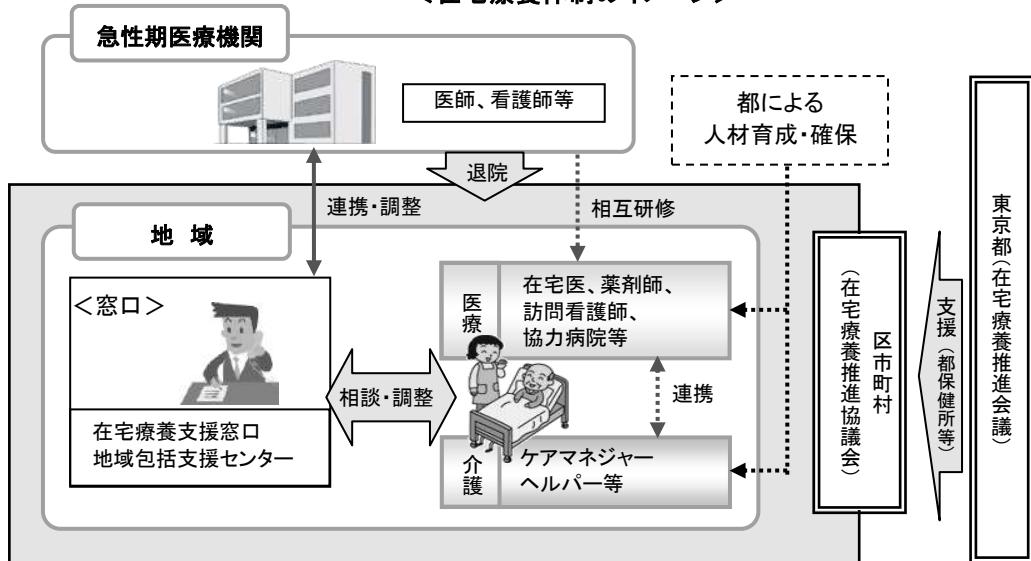
- 脳卒中医療連携推進事業 29 百万円**
脳卒中を発症した患者を速やかに急性期医療機関に救急搬送するとともに、地域において切れ目のない医療・介護サービスを受けることができる仕組みを構築します。
- 糖尿病医療連携推進事業 34 百万円**
糖尿病に関する専門医療の提供が可能な医療機関の確保、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携の仕組みづくりを推進します。
- 心臓循環器救急医療体制整備事業 41 百万円**
CCU 協議会の実施、CCU 医療従事者等への研修等、CCU 救急医療機関のレベルアップと連携体制を確立し、心臓循環器患者の生命の安全を図ります。

○ 在宅療養環境整備支援事業（再掲 P40） (包括補助)

- 病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、在宅療養支援窓口を中心に、医療と介護の連携を強化し、医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図ります。
- 病状の急変時等に利用できる病床の確保や、夜間往診の代診体制の整備など、区市町村における地域の実情を踏まえた在宅医療の取組を支援・促進します。

[医療保健政策区市町村包括補助事業]

＜在宅療養体制のイメージ＞



○ 在宅医療普及事業 27 百万円

- 都民が身近な場所で安心して在宅療養できる仕組みの構築するとともに、病院からの円滑な退院支援を充実させ、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図ります。

- 在宅療養移行支援事業【新規】** **239 百万円**
- 救急医療機関の入院患者を円滑に在宅へ移行するとともに、在宅療養患者の容態急変等にも対応可能な医療提供体制の構築を支援します。
- 東京都在宅療養支援員育成事業【新規】** **6 百万円**
- 入院中の高齢者等が円滑に在宅移行できるよう支援する人材を育成し、住みなれた地域で安心して療養できる体制を強化します。
- 在宅療養推進区市町村支援事業【新規】** **200 百万円**
- 在宅療養を取り巻く環境の変化によって生じた新たな課題に対応するため、区市町村が実施する地域の実情に応じた取組を支援し、各課題の解決を推進します。
- 在宅医等相互支援体制構築事業** **25 百万円**
- 在宅医が訪問看護ステーション等と連携し、又は在宅医が相互に補完し合いながらチームとして24時間の診療体制を構築することで、在宅療養におけるネットワークの中核である在宅医の確保を図ります。
- 小児等在宅医療連携拠点事業【新規】** **19 百万円**
- NICUを退院した在宅医療を必要とする小児患者等が、地域で安心して療養できるよう、病院や地域の診療所などの医療・福祉サービス等が連携した支援体制の構築を図ります。
- 在宅療養研修事業【新規】** **18 百万円**
- 地域における在宅療養を担う人材の育成を行う「在宅療養地域リーダー」を養成するとともに、養成したリーダーを中心とする多職種連携の強化など、地域の実情に応じた研修を実施します。
- 医療機関情報システム化推進事業【一部新規】** **139 百万円**
- 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」を運用し、医療機関同士の連携や都民への情報提供を行うとともに、サブシステムとして「転院支援情報システム」を構築し、都内医療機関に普及を図り、システムを活用した転院調整を実施して評価・検証を行います。
- 周術期口腔ケア体制の基盤整備** **2 百万円**
- 周術期における口腔ケアの重要性を広く普及し、医科・歯科連携のための基盤を整備します。

○ 医療療養病床の整備促進【一部新規】

3,681 百万円

- 一般病床から医療療養病床への移行に必要な改修や改築等を支援し、都に必要な医療療養病床の確保を図るとともに、医療療養病床への転換に係る支援や、療養病床を有する病院管理者に対する経営研修等を行うことで、療養病床の整備を促進します。

4 「患者中心の医療」を支える人材の確保に努めます

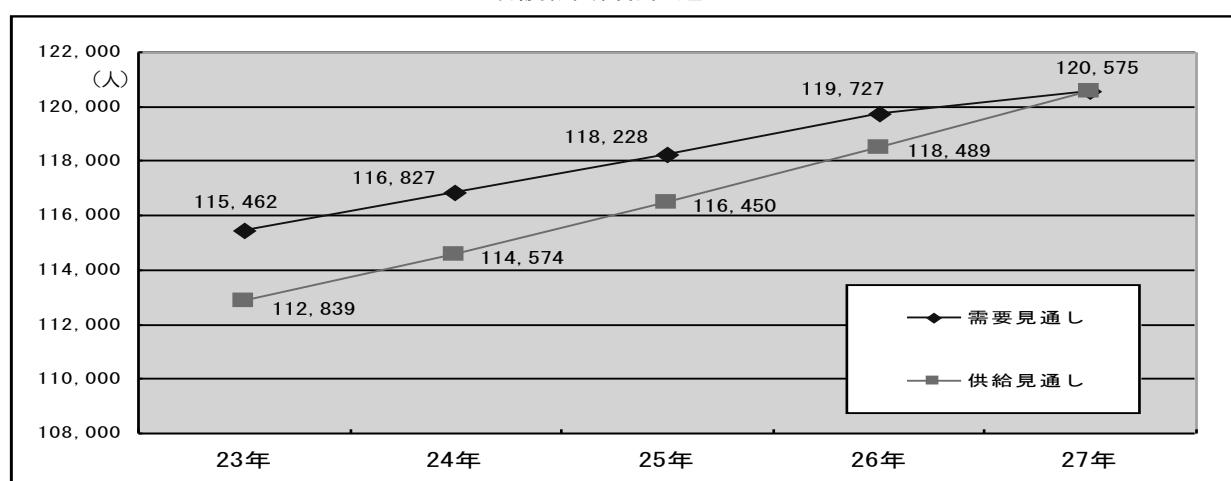
都内において小児科、産科、救急医療、へき地医療等に従事する医師確保に努めるとともに、看護師の定着や再就業支援など総合的な人材確保対策に取り組みます。

主な事業展開

- | | |
|---|---------|
| ○ 医師の勤務環境改善や復職支援 | 255 百万円 |
| ・ 病院勤務医の勤務環境を改善し、医師の離職防止及び定着を図るとともに、出産や育児などにより職場を離れた医師の復職に向けた取組を行う地域の中核を担う病院に対する支援を行います。 | |
| ○ 医療勤務環境改善支援センター事業【新規】 | 9 百万円 |
| ・ 医療機関による働きやすい環境整備に向けた主体的な取組を支援し、医師・看護師等の医療スタッフの勤務環境を改善することにより、医療安全の確保及び医療の質の向上を図ります。 | |
| ○ 医師奨学金制度の充実 | 795 百万円 |
| ・ 都内で小児科、産科、救急、へき地医療に従事する医師を確保するため、都が指定する医学部の定員増を行うとともに、これらの医療に従事する意志のある学生を対象に奨学金を貸与します。 [特別貸与（国）119名] | |
| ・ 即効性のある対策として、東京都独自に都内 13 大学医学部の 5、6 年生を対象に、奨学金を貸与します。 [一般貸与（都）35名] | |
| ○ 東京都地域医療支援センター事業【新規】 | 6 百万円 |
| ・ 都内医療機関の実態調査や医師確保支援、へき地医療等に従事する医師のキャリア形成支援など、都の特性を踏まえた総合的な医師確保支援対策を推進します。 | |
| ○ 東京都地域医療支援ドクター事業 | 23 百万円 |
| ・ へき地及び多摩地域の医療提供体制を安定的に確保するため、地域医療の支援に意欲のある医師を「東京都地域医療支援ドクター」として都が採用し、周産期、小児、救急等医師不足が深刻な市町村公立病院及びへき地医療機関に派遣します。 | |
| ○ 看護職員確保に向けた取組支援 | 86 百万円 |
| ・ 二次保健医療圏ごとに就業協力員を配置し、各施設の看護職員確保に向けた取組を支援することにより、就業を継続できる仕組みを構築し、看護職員の確保を図ります。 | |

- 新人看護職員の定着対策の推進** **103 百万円**
- 「新人看護職員研修ガイドライン」に基づく研修を実施する医療機関への支援や研修責任者等の研修を行うなど、新人研修の充実を図ります。
- 看護外来相談実施の促進** **7 百万円**
- 患者の生活に密着したきめ細かなケアや療養指導等を行う看護外来相談の実施を促進し、地域における在宅療養患者の支援を充実するとともに、看護外来相談の実施を通じて看護職員の資質向上や労働意欲の向上による定着を促進します。
- 離職看護師等の再就業支援** **106 百万円**
- 離職した看護師等が身近な地域で復職支援研修や就業相談を受けられるよう「地域就業支援病院」を指定し、再就業を支援します。また、復職支援研修において訪問看護ステーションコースを実施することにより、訪問看護ステーションの人材確保を支援します。[地域就業支援病院 31 施設]
- 訪問看護人材確保育成事業** **41 百万円**
- 訪問看護サービスの安定的な供給を図るため、地域における新任訪問看護師の育成や認定訪問看護師資格取得支援等を実施し、訪問看護に係わる看護師の確保・育成・定着を図ります。[大規模訪問看護事業所（教育ステーション）5 施設、管理者・指導者育成セミナー対象者 240名]
- 訪問看護師勤務環境向上事業【新規】** **35 百万円**
- 中小規模の訪問看護ステーションに勤務する看護職の勤務環境向上の一環として、現任訪問看護師が研修受講する場合に必要な代替職員を雇用する経費の一部を補助します。
- 訪問看護師定着推進事業【新規】** **30 百万円**
- 訪問看護ステーションの看護職の定着を図るため、現に雇用されている訪問看護師が産休・育休・介休を取得する場合に必要な代替職員を雇用する経費の一部を補助します。

＜看護職員需給見通し＞



第7 多様化する健康危機から都民を守ります

(健康危機に備えて)

- 新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症の脅威、若者を中心とした違法（脱法）ドラッグの乱用、食中毒や食品の不適正表示など、近年、都民の健康と安全に関わる問題が次々と発生しています。
- また、いまや国民病と言われるほど、多くの人が悩まされている花粉症をはじめとするアレルギー疾患も、多くの原因が複雑に絡み合って起こるとされており、都市化に伴う様々な生活環境の変化も一因と考えられています。
- 多様化する健康危機から都民を守るために、食品・医薬品・生活環境・飲用水等の安全を確保するとともに、新たな危機に備えて体制を充実します。

日々の安全確保		健康危機の例
食品	食品などの監視・検査 飲食店等の許可・監視指導 食中毒対策、食品表示の適正化	・食中毒 ・残留農薬 ・放射性物質
医薬品	薬物乱用防止対策、薬事関係免許 医薬品等の許可・監視指導 医薬品等広告の適正化	・違法(脱法) ドラッグ ・薬事法違反の健康食品
環境	環境に係る健康影響対策 生活衛生対策、動物愛護管理 建築物・水道事業の監視指導	・アレルギー疾患 ・レジオネラ症 ・放射性物質
感染症	感染症サーベイランス 結核・HIV／エイズ等の予防対策 動物由来感染症対策	・新型インフルエンザ ・SARS ・HIV／エイズ

(都の取組)

(新型インフルエンザ対策)

- 平成21年に発生した新型インフルエンザへの対応を踏まえ、平成23年4月に「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」をとりまとめるとともに、都民の60%相当分の抗インフルエンザウィルス薬（タミフル・リレンザ）の備蓄、サーベイランス体制の充実、地域保健医療体制の確保などの取組を進めてきました。

- さらに、平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」施行、同年6月の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」策定を踏まえ、同年11月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、発生段階に応じた地域保健医療体制の構築等に取り組んでいます。

(違法(脱法)ドラッグ対策)

- 平成17年に、全国に先駆け、条例に基づく知事指定による薬物の規制を開始しました。国においても、平成19年から薬事法に基づく全国的な規制が行われるようになり、都は国等に対し知事指定薬物の情報を提供するなど、違法(脱法)ドラッグの規制の強化に取り組んでいます。
- また、国内・海外で流行している未規制薬物の動向把握、警視庁等の関係機関と連携した合同立入検査の実施など販売店舗への監視指導の強化、若者を対象とした効果的な普及啓発の実施など、違法(脱法)ドラッグの速やかな排除に向けた取組を推進しています。

(HIV/AIDS対策)

- 相談・検診を実施するとともに、医療体制の整備や専門相談員の派遣等、患者の療養生活を支援するほか、普及啓発活動の充実・強化にも努めています。

(結核対策)

- 健康診断、予防接種の支援、普及啓発を実施するなど、結核の早期発見・感染拡大防止を図っています。また、治療完了に向けて、患者に対する療養支援や医療費の公費負担等を実施しています。

(食品の安全確保対策)

- 東京都食品安全条例に基づき、「東京都食品安全推進計画」を策定し、食品の安全確保に向け、生産から消費に至るまで様々な施策を推進しています。
- また、食品事業者の自主的な衛生管理を積極的に評価し、食品施設の衛生管理水平の向上を図るため、都独自の食品衛生自主管理認証制度の充実・普及拡大に取り組んでいます。

(環境保健対策)

- 大気汚染や室内環境、食品や食器に含まれる化学物質などが健康に与える影響が懸念されており、これらを未然に防ぐための保健施策、調査研究を実施しています。

【平成 26 年度の取組】

- 平成 26 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 新型インフルエンザ等の新興・再興感染症の流行に備え
万全の対策を講じます**
- 2 違法(脱法)ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視
指導、普及啓発を強化します**
- 3 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります**

1 新型インフルエンザ等の新興・再興感染症の流行に備え 万全の対策を講じます

新型インフルエンザ等対策特別措置法、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画等を踏まえた地域保健医療体制の強化、抗インフルエンザウイルス薬・個人防護具等の備蓄などに着実に取り組んでいきます。

主な事業展開

○ 新型インフルエンザ対策【一部新規】

1,844 百万円

- 都はこれまで、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）及び個人防護具の備蓄、サーベイランス体制の充実、地域保健医療体制の強化などの取組を進めてきました。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等により定められた都の役割を踏まえ、地域医療体制の強化やワクチン接種体制の構築など、保健医療体制の整備を進めています。

- 地域医療体制の強化

50 百万円

新型インフルエンザ等対策特別措置法、東京都新型インフルエンザ等対策行動計画等を踏まえ、都内を 10 のブロックに分けて設置した協議会を活用して、海外発生期から都内発生早期までの初動体制や都内感染期の感染症地域医療体制について、感染症指定医療機関を中心に保健所、区市町村及び医療機関等の関係機関による連携強化を図ります。



- 疑い患者等一時受入医療機関確保事業 8百万円
確定診断が出るまでの間、疑い患者*が待機する医療機関を確保することにより、感染症医療体制の強化を図ります。
* 疑い患者：新型インフルエンザ等の症例定義に当てはまるが、確定診断が出ていない患者
- 普及啓発活動の実施 10百万円
新型インフルエンザに関する正しい知識や対応方法等について周知するため、リーフレット等を配布し、効果的に情報発信を行っていきます。
- 個人防護具等の更新 1,170百万円
新型インフルエンザ発生早期における対策用として、患者と濃厚接触することが想定される医療関係者等の感染防御を目的とした個人防護具等の備蓄を行います。
- 基礎研究の推進 202百万円
公益財団法人東京都医学総合研究所において、有効な予防法及び治療法の確立に向けた基礎研究を推進します。

東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（保健医療分野）の概要

	未発生期	海外発生期	国 内 発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期																
					第一ステージ (通常院内体制)	第二ステージ (院内体制強化)	第三ステージ (緊急体制)																	
サーベイランス ・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフルエンザサーベイランス（インフルエンザ定点419医療機関） ○ ウイルスサーベイランス（病原体定点41医療機関） ○ 入院サーベイランス（基幹定点 25医療機関） 																							
	<p style="text-align: center;">【都独自】東京感染症アラート</p> <div style="background-color: #e0e0e0; border-radius: 10px; width: fit-content; margin: auto; padding: 5px; text-align: center;">全数ウイルス検査</div>																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">クラスター（集団発生）サーベイランス</td> <td style="width: 10px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="8" style="text-align: right; padding: 2px;">クラスター サーベイランス</td> </tr> </table>								クラスター（集団発生）サーベイランス									クラスター サーベイランス						
クラスター（集団発生）サーベイランス																								
クラスター サーベイランス																								
<p style="text-align: center;">インフルエンザ様疾患発生報告（学校・保育園等）／感染症等集団発生時報告（社会福祉施設）</p>																								
相談体制					<p style="text-align: center;">新型インフルエンザ相談センター設置</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">・専門外来への振り分け機能（24時間体制）</div> <div style="margin: 0 10px;">▶</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">・振り分け機能は終了、一般相談（保健医療）</div> </div>																			
予防接種					<p style="text-align: center;">■特定接種 ・医療の提供、国民生活・国民経済の安定を確保するために実施する臨時の予防接種</p> <p style="text-align: center;">■住民接種 ・区市町村が実施主体となり、原則として集団的接種で行われる予防接種</p>																			
医 療	外来				新型インフルエンザ専門外来 （ウイルス検査実施）	すべての医療機関が対応 （基本は、かかりつけ医）																		
	入院				隅性 (+) 隅性 (-) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 感染症指定 医療機関 ————— 一般医療機関への入院 または自宅療養 </div>	小児、重症患者 受入可能 医療機関の確保 傷害医薬品の放出 特段の措置の要請 懇親の医療施設の活用																		

2 違法（脱法）ドラッグの速やかな排除を目指し、規制、監視指導、普及啓発を強化します

若者を中心に乱用が拡大し、法の規制を逃れて次々と出現している違法（脱法）ドラッグの脅威から都民を守るための対策を強化します。

主な事業展開

○ 違法（脱法）ドラッグ対策【一部新規】

39 百万円

違法（脱法）ドラッグの国内・海外での流行動向を把握し、速やかに規制につなげる体制を整備します。あわせて、販売店舗に対する監視指導と都民への普及啓発を推進し、薬物乱用防止対策を一層強化します。

- 規制の強化

人体への影響が確認できた薬物を速やかに知事指定薬物に指定し、同時に国等へ情報提供を行い、全国的な規制につなげることで、違法（脱法）ドラッグの流通拡大を防ぎます。

- 監視指導等の強化

ソーシャルメディア等を対象としたビッグデータ解析*の実施や販売業者の実態調査の拡充、警視庁等の関係機関と連携した合同立入検査の強化等により、新たな乱用薬物等の流通を防ぎます。

* ビッグデータ解析：Twitter 等のソーシャルメディア等を調査対象として違法（脱法）ドラッグに係る情報を収集・分析し、流行製品を把握することにより、より効率的・効果的な監視指導を実施する。

- 普及啓発の強化

大学生等の若者と連携した効果的な普及啓発活動や、インターネット検索サイトにおけるキーワード連動広告の拡充等に取り組み、違法（脱法）ドラッグの危険性を訴えていきます。

規制の強化

- 都条例の積極的な適用

海外流行薬物の事前規制を含め、未規制薬物を都条例により迅速に規制する。



- 国等への情報提供

国等へ情報提供を行い、薬事法による全国的な規制へ繋げていく。

監視指導の強化

- ビッグデータ解析の実施

SNS 等のデータ解析により流行製品を把握し、効果的な監視を実施する。

- 亂用薬物の実態把握

試買調査等による流通実態の把握

- 監視指導の強化

収去権の活用や、警視庁等との合同立入検査・合同捜査を実施する。

普及啓発の強化

- 若者と連携した普及啓発活動

若者と連携して普及啓発用資材を作成することにより、若者の視点に立った啓発を行うとともに、若者自らに問題意識を醸成させる。

- ネットを通じた啓発の強化

キーワード連動広告による購入者への警告や、啓発用ウェブサイトにより違法（脱法）ドラッグの危険性について情報を発信する。

違法（脱法）ドラッグの速やかな排除

3 健康危機から都民を守る体制の充実を図ります

HIV／エイズや結核等の感染症、大気汚染など生活環境に起因する健康影響、食中毒や不適正表示等の食の安全性に関する問題など、様々な危機から都民の生命と健康を守ります。

また、大気、食品、水道水等に対する放射能測定・検査を継続して行い、ホームページ等を通じて都民に情報提供します。

主な事業展開

○ アジア大都市との感染症対策共同事業及び海外派遣研修の実施 25 百万円

- アジア感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題に協力して取り組み、共同で調査研究を実施するなど各都市の対策に活用します。
- 専門職を参加都市に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、それらの感染症が都内で発生した際の対応力の強化に役立てます。

○ HIV／エイズ啓発拠点事業の充実 41 百万円

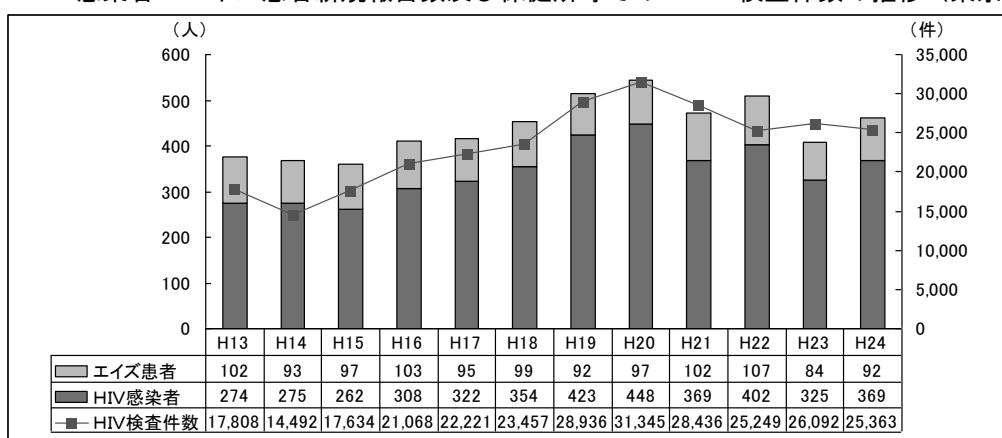
- 繁華街に集まる若者をターゲットとして、HIV／エイズ啓発拠点「ふおー・ていー」*を核に、若者・NPO 法人等との連携の強化などにより、効果的な予防啓発活動を進めます。

* HIV／エイズ啓発拠点「ふおー・ていー」：平成 19 年度から池袋保健所内に常設。勉強会やアウトリーチ（街頭啓発活動）等、若者の自発性と発想を活かした取組を行っている。

○ 多摩地域の検査・相談体制の充実 35 百万円

- 感染者の早期発見・早期受療に結びつくよう、多摩地域で毎週土曜日にHIV即日（迅速）検査を実施しています。

< HIV 感染者・エイズ患者新規報告数及び保健所等での HIV 検査件数の推移（東京都）>



- 結核地域医療ネットワーク推進事業【一部新規】** **18百万円**
- ・ 地域連携パスノート*を用いた結核医療ネットワークを都内全域に展開し、医療機関、保健所等、地域の関係機関が連携して患者を支援する体制を構築します。
- * 地域連携パスノート：結核患者の治療状況等の情報を関係機関が記録し、共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するためのツール。
- ・ 結核の早期発見と感染拡大の防止のために、医療機関・高齢者施設等向け手引きを作成し、施設職員等の知識向上を図ります。
- 動物由来感染症対策** **5百万円**
- ・ 動物病院におけるモニタリング調査など、飼い主や動物取扱業者への的確な情報提供や指導により、動物由来感染症の発生及びまん延を防止します。
- 大気汚染医療費助成の実施** **4,518百万円**
- ・ 平成19年8月の東京大気汚染訴訟の和解成立を受け、平成20年8月から全年齢の気管支ぜん息患者に対象者を拡大した医療費助成制度について、円滑に運用していきます。
- 花粉症対策の推進** **9百万円**
- ・ 花粉自動測定・予報システムを運用し、「とうきょう花粉ネット」としてインターネット等で都民に情報を提供します。
- 食品の監視・指導の着実な実施** **—**
- ・ 飲食に起因する衛生上の健康被害の発生を防止するため、食品衛生法に基づき、監視指導の基本方針、重点監視指導項目や実施体制について定めた「東京都食品衛生監視指導計画」を策定し、実施します。
 - ・ 我が国最大の消費地であり、流通拠点でもある東京都の地域特性を踏まえ、食中毒防止や輸入食品等に関する監視指導等を重点的に実施していきます。
- 食品衛生自主管理認証制度の普及促進【一部新規】** **2百万円**
- ・ 食品事業者の自主的な衛生管理の取組を認証する「東京都食品衛生自主管理認証制度」を普及することにより、製造施設や販売店、飲食店等における衛生管理水準の向上を促進します。
 - ・ 特に、中小規模事業者の取組を促進するため、認証取得に向けた段階的評価を実施するとともに、認証取得支援講習会や認証施設向けの個別指導を実施します。

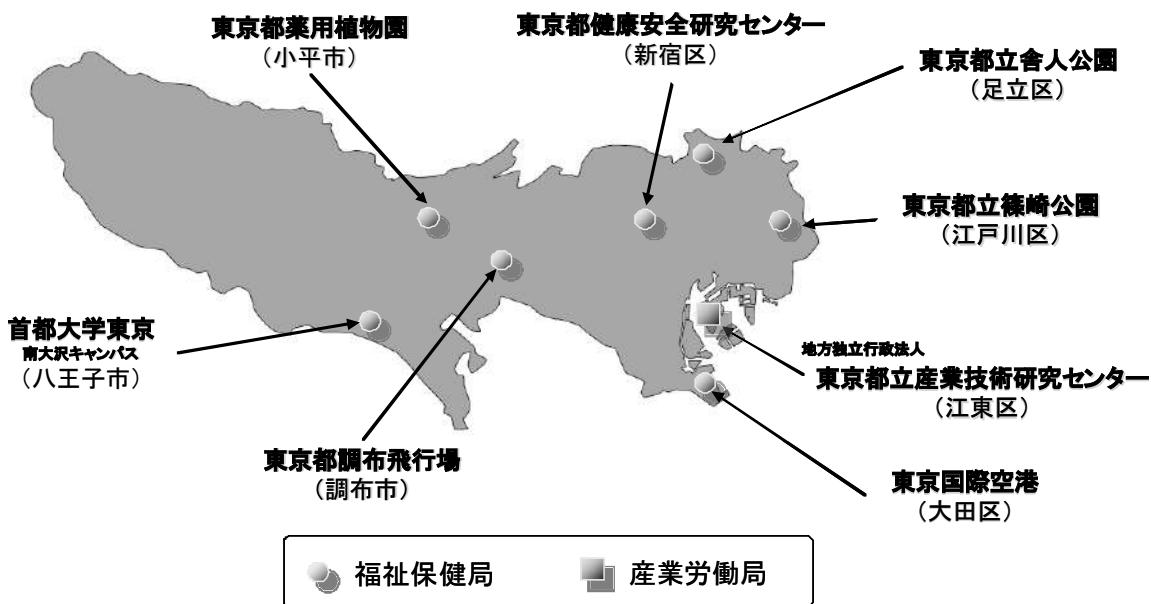
○ 放射能測定体制及び情報発信の推進

42 百万円

- ・ 空間放射線量の測定

都内8か所に設置したモニタリングポストにより、空間放射線量を継続的に測定します。また、測定機器の貸出しや技術的助言により、区市町村による測定を支援します。

<モニタリングポストの設置場所>



<モニタリングポスト>



空間放射線量を 24 時間
連続して自動測定

- ・ 食品等の放射性物質の検査の実施

ゲルマニウム半導体核種分析装置等により、都内の小売店等に流通している食品について、都民が日常的に摂取する食品及び子供が継続的に摂取する食品を中心に、モニタリング検査を実施するほか、芝浦と場でと畜した牛肉の全頭検査を行います。また、水道原水・飲用井戸等の検査についても計画的に実施します。

- **情報発信の推進**

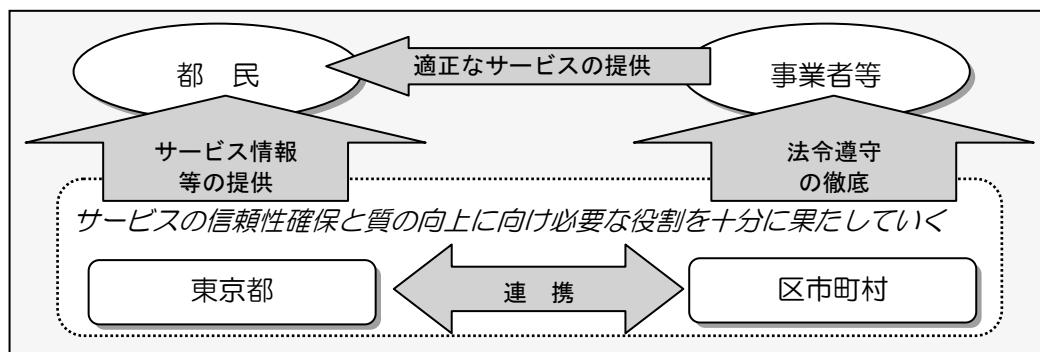
放射能に関する測定・検査結果について、隨時ホームページで公表し、携帯電話、スマートフォンにも対応した情報提供をしていきます。また、都民の関心の高いテーマを題材とした都民フォーラムを開催します。

第8 広域的な自治体としての役割を着実に果たします

(必要な役割を確実に実施)

- 多様な事業者等が提供する様々な福祉・保健・医療サービスの中から、利用者自らが必要なサービスを選択し、利用することができるようになるためには、事業者やサービス内容に関する情報提供、第三者評価など、利用者の選択を支援する取組をこれまで以上に進めいく必要があります。
- 同時に、サービスの提供主体である事業者等が、法令を遵守し、適正なサービスを提供するよう、ルール遵守の徹底を図ることが不可欠です。そのためには、行政が、関係法令等に基づく適切な指導検査を実施し、良質な事業者等を育成していくことが重要となります。
- 事業者等が不正を行った場合には、迅速・的確に対策を講じるとともに、住民やサービス利用者に身近な区市町村と連携しながら、サービスの信頼性確保と質の向上に向けて、広域自治体として必要な役割を果たしていきます。

<区市町村と連携したサービスの信頼性確保と質の向上への取組>



【平成 26 年度の取組】

- 平成 26 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します

福祉・保健・医療サービスを提供する多様な事業主体に対して、法令基準等に基づき適正にサービスを提供するよう指導検査体制を充実するとともに、事業者等が提供するサービスの質の向上に向けた更なる取組を推進します。

主な事業展開

- | | |
|--|--|
| <p>○ 社会福祉法人経営適正化事業</p> <ul style="list-style-type: none">社会福祉法人の適正な運営が確保されるよう、課題を抱える法人を早期発見、早期対応する取組を行い、福祉サービスが長期にわたり安定的に提供されることを目指します。社会福祉法人が適正な経営を行うための参考となるよう、自ら決算分析ができる財務分析計算シートや、都内にある社会福祉法人の財務指標について事業種別ごとの都内平均値をホームページに公表します。 <p>○ 区市町村と連携した不正防止対策等の強化</p> <ul style="list-style-type: none">都と区市町村による指導検査の合同実施など、区市町村と連携し、不正防止の徹底に向けて指導検査の強化を図ります。また、専門的な知識付与のための指導検査支援研修会を行います。都から区市への社会福祉法人に係る指導検査の権限移譲に伴い、区市における検査の充実を支援するため、専門相談の実施や会計専門員の活用等に対して、必要な経費を補助します。[地域福祉推進区市町村包括補助事業] <p>○ 福祉サービス第三者評価の効果的な活用</p> <ul style="list-style-type: none">評価対象の拡大や評価項目の見直しを行うなど、第三者評価の改善を図るとともに、受審率の向上を目指して、サービスの改善事例を紹介するなど、受審のメリットを普及していきます。あわせて、指導検査の対象選定に評価結果を活用するなど、指導検査との連携に取り組みます。 <p>○ 積極的な情報提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none">社会福祉法人、社会福祉施設及び保険医療機関等に対する指導検査の実績や、その内容と結果、不正の実態等について、ホームページや指導検査報告書等により、分かりやすく都民や事業者に明らかにし、問題点の早期発見と改善への取組に役立てます。 | <p>7百万円</p> <p>2百万円 包括補助</p> <p>61百万円</p> <p>—</p> |
|--|--|

2 区市町村の主体的な施策展開を支援します

地域の実情に応じて、創意と工夫により、主体的な施策を展開する区市町村を包括補助事業を活用して支援していきます。

主な事業展開

○ 福祉保健区市町村包括補助事業 27,400 百万円

- 国における様々な制度変更等の環境の変化に柔軟に対応し、地域の実情に応じた主体的な施策を展開する区市町村を一層支援していきます。

[子供家庭支援包括補助 5,294 百万円、高齢社会対策包括補助 3,780 百万円、障害者施策推進包括補助 12,260 百万円、医療保健政策包括補助 2,500 百万円、地域福祉推進包括補助 3,566 百万円]

<福祉保健区市町村包括補助事業の概要>

事業名	概要	要
先駆的事業	新たな課題に取り組む試行的事業	補助率 10/10 上限 1 千万円（最長 3 年）
選択事業	都が示す政策分野の中から区市町村が選択・実施	補助率 1/2
一般事業	既存の個別事業	ポイントによる算定

<区市町村に対する補助金改革の取組>

平成 12 年度	【福祉改革推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 地域における独自の取組により福祉改革を推進するための包括補助
平成 16 年度	【高齢者いきいき事業】※平成 16 年度に福祉改革推進事業へ統合 高齢者在宅サービスを中心とした包括補助
平成 18 年度	【市町村地域保健サービス推進事業】※平成 19 年度福祉保健区市町村包括へ統合 市町村の先導的な取組を対象とした包括補助
平成 19 年度	【子育て推進交付金】 保育所運営費など使途が細分化された補助を再構築した交付金
平成 20 年度	【子育て支援基盤整備包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 地域の実情に応じて行う子育て支援基盤整備を対象とした包括補助
平成 21 年度	【福祉保健区市町村包括補助事業】 高齢、障害、保健・医療の 3 分野に関する包括補助。従来、事業ごとに行ってきいた個別補助を整理・統合。
	【ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業】※平成 21 年度子ども家庭支援区市町村包括へ統合 ひとり親家庭の自立を総合的に支援すること目的とした包括補助
	【福祉保健区市町村包括補助事業の再構築】 地域福祉推進区市町村包括補助事業と子ども家庭支援区市町村包括補助事業を創設。福祉保健基盤等区市町村包括補助事業を廃止し、基盤整備（ハード）とサービスの充実（ソフト）とを一体化させた分野別包括補助事業に再構築。

<包括補助事業の補助対象例>

分 野	補助対象の主なもの
子供家庭支援	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育促進事業（P28） ・虐待対策コーディネーター事業（P31） ・ひとり親家庭地域生活サポート事業 身近な地域でひとり親家庭の日常生活をフォローするきめ細かな取組を支援
高齢社会対策	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りサポーター養成研修事業（P40） ・小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス推進事業（P41） ・主任介護支援専門員を活用した地域のケアマネジメントの向上（P41） ・認知症地域支援ネットワーク事業（P47）
障害者施策推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活移行・定着化支援事業（P53） ・ヘルプカード作成促進事業（P54）
医療保健政策	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率向上事業・がん検診精度管理向上事業（P74） ・災害医療計画策定支援事業（P84） ・在宅療養環境整備支援事業（P91） ・飼い主のいない猫対策 飼い主のいない猫を増やさないための様々な取組を支援
地域福祉推進	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者・離職者対策事業（P66） ・ユニバーサルデザイン学習普及事業（P71） ・成年後見活用あんしん生活創造事業 成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援

3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

これまで「福祉・健康都市 東京ビジョン」における「都立施設改革のさらなる展開」の方針に基づき、都立施設改革を進めてきました。

これまでの取組と成果

- 都立施設は、民間によるサービス提供が不十分な時代には、サービスの絶対量の確保という点で重要な役割を担うとともに、民間施設では対応が困難な都民ニーズに応えるなど、先駆的、専門的な機能を果たしてきました。
- しかしながら、近年では民間施設の整備が進み、多様なニーズに対応したきめ細かなサービス提供や、柔軟で効率的な施設運営を行う民間事業者の参入等が進んでいます。こうした中で、「民間でできることは民間に委ねる」という原則に立ち、都立施設について、そのあり方を見直すことが必要となりました。

＜取組の歴史＞

- ・ 「福祉サービス提供主体の改革への取組について」（平成14年7月）
22施設について、平成19年度に向けた改革の基本方針を提示
- ・ 福祉保健局の発足（平成16年8月）
都立「福祉」施設改革から、「都立施設改革」へと実施施設を拡大
- ・ 指定管理者制度の本則適用（平成18年度）
公の施設の管理を、民間事業者にも委託することが可能に。管理委託施設については、法に基づいて受託者を指定
- ・ 「福祉・健康都市 東京ビジョン」（平成18年2月）
「利用者本位のサービス徹底のため、民間でできることは民間に委ねる」との原則の下、所管80施設の改革方針「都立施設改革のさらなる展開」を策定
- ・ 東京の福祉保健の新展開2007～2012、東京の福祉保健2013分野別取組
社会的養護需要や法改正の状況など、新たな状況変化に対応するため、必要な改革に取り組む

- この結果、民間移譲等改革が進んだ施設においては、各々の地域や利用者のニーズに合った支援の充実、建物の改築に伴う利用定員の拡大など、利用者サービスの向上が図られています。

<「都立施設改革のさらなる展開」の取組状況>

ビジョン		改革済又は方針決定済 (37)			都道府県による設置、運営等 (24)			今後の 取組 (19)
		民間 移譲 等	独法化 等	廃止	直営 義務	運営 義務	その他	
高齢者施設	5	1	2	1				1
児童・母子 婦人施設	16	6		1	3			6
障害者施設	49	23	2	1	5		6	12
医療施設・看 護専門学校等	10					7	3	
計	80	30	4	3	8	7	9	19

今後の取組等について

これまでの成果を踏まえるとともに、「民間で出来ることは民間に委ねる」という考え方を基本に、地域社会における共生等や家庭的養護の推進など、施設の役割の変化に対応するため、今後5年間の取組を示すとともに必要な改革に取り組みます。

○ 民間移譲等を予定している施設 [4施設]

平成26年10月（民設民営に転換）

- 板橋ナーシングホーム（介護保険施設）

平成27年4月（民間移譲）

- 日野療護園（障害者支援施設）
- 大田通勤寮（障害福祉サービス事業所）
- 葛飾通勤寮（障害福祉サービス事業所）

○ 今後、さらなる改革に取り組む施設 [19施設]

- 今後とも都立施設の一層のサービス向上を目指して、的確に事業評価を行いながら適切な管理運営に努めていくとともに、次の施設について、さらなる改革に取り組んでいきます。

・今後 5 年以内に具体的な取組を行う施設

施設種別	施設名
介護保険施設	東村山ナーシングホーム*
児童養護施設	石神井学園、小山児童学園
福祉型障害児入所施設	東村山福祉園
障害者支援施設、 障害福祉サービス事業所	八王子福祉園、練馬障害者支援ホーム 視覚障害者支援センター、八王子自立ホーム 江東通勤寮、豊島通勤寮、立川通勤寮、町田通勤寮 清瀬喜望園

・取組方針の検討を行う施設

施設種別	施設名
児童養護施設	船形学園、八街学園、勝山学園、片瀬学園
福祉型障害児入所施設、 障害者支援施設	七生福祉園、千葉福祉園

*都による運営 *以外は指定管理制度を活用 [18施設]

○ 直営運営義務等がある施設 [15施設]

事項	施設種別
直営義務 (8施設)	児童自立支援施設②、更生相談所②、婦人相談所、精神保健福祉センター③
運営義務 (7施設)	看護専門学校⑦

○ その他、都の指定管理、直営施設 [9施設]

事項	施設名
指定管理施設	リハビリテーション病院、心身障害者口腔保健センター、東大和療育センター、東部療育センター
直営施設	北療育医療センター、府中療育センター、多摩療育園、障害者福祉会館、薬用植物園

施設種別ごとの今後の主な取組

(介護保険施設)

介護保険制度における、民間によるサービス提供の充実等を踏まえ、民間の力を活用しながら、改革を進めていきます。

○ 東村山ナーシングホーム

- ・ 入所者の状況を踏まえ、施設の定員数を見直し、平成29年度以降の民間移譲等を目指し、条件整備を進めていきます。

(児童養護施設)

近年の社会的養護の需要増を踏まえ、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実していきます。また、都外の施設については、養護需要を見ながら、民間移譲等を検討していきます。

○ 石神井学園

- ・ 児童ケアの充実を図るため、虐待による重篤な症状を持つ児童等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行のための準備を行います。

○ 小山児童学園

- ・ 情緒、行動上の問題を抱える中高生を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として機能の強化を進めていきます。

○ 船形、八街、勝山、片瀬学園

- ・ 社会的養護需要の状況を踏まえつつ、民間移譲等を検討していきます。

(障害児施設)

児童福祉法の改正を受け、過年齢児への対応や利用者の状況、今後の動向等を踏まえ、強度の行動障害がある知的障害児等に対する支援の在り方や施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

○ 東村山福祉園

- ・ 利用状況や今後の動向を踏まえつつ、強度の行動障害がある知的障害児等を確実に受け入れるという公的な役割を果たす施設として準備を進めます。
- ・ 過年齢児の状況を踏まえ、適正規模への分割も含めて、平成29年度以降の民間移譲等に向けた条件整備を進めていきます。

○ 七生、千葉福祉園

- ・ 利用状況や今後の動向を踏まえつつ、施設のあり方や定員規模の適正化を行い、民間移譲等を検討していきます。

(障害者施設)

地域社会における共生等を踏まえつつ、各施設の在り方や適切な施設規模、老朽化した建物整備の検討等を含め、改革を進めていきます。

○ 八王子自立ホーム

- ・ 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設移行後の運営状況に配慮しつつ、民間移譲に向けた条件整備を進めています。

○ 江東、豊島、立川、町田通勤寮

- ・ 平成28年度以降の民間移譲を目指し、運営事業者を公募します。

○ 八王子福祉園

- ・ 障害程度が重く、医療ケアを必要とする利用者が入所している現状や、今後の利用者ニーズ等を踏まえた民間移譲の手法等を検討し、民間移譲等に向けた条件整備を進めています。

○ 七生、千葉福祉園

- ・ 今後の利用者ニーズを踏まえ、施設のあり方や適正規模等民間移譲に向けた検討をしています。

○ 練馬障害者支援ホーム

- ・ 高次脳機能障害者の受け入れ状況や新体系移行後の運営状況に配慮しつつ、民間移譲等に向けた条件整備を進めています。

○ 清瀬喜望園

- ・ 今後の利用者ニーズと施設のあり方を踏まえつつ、民間移譲等に向けた条件整備を進めています。

○ 視覚障害者支援センター

- ・ 今後の利用者ニーズと施設のあり方を踏まえつつ、民間移譲等に向けた条件整備を進めています。

社会福祉事業団改革

東京都監理団体であり、児童養護施設及び障害者（児）施設の指定管理者である社会福祉事業団については、これまで職員の固有化や人件費の見直しなど様々な改革を行ってきました。今後、より一層の自立的な経営を目指した社会福祉事業団自らの取組に対し支援をしていきます。

参 考

東京都では、福祉・保健・医療に関わる 様々なキャンペーン等を実施しています

(都民の理解と支援を育むために)

- 都は、福祉・保健・医療に関わる諸課題について、都民の幅広い理解と支援を得るために、様々なキャンペーン等を定め、又は参加するなど、積極的な普及啓発に努めています。以下では昨年の主な取組を紹介します。

期間等	キャンペーン等の内容
3月	自殺防止対策強化月間（9月にも実施） *9月には「自殺防止！東京キャンペーン」講演会等を実施
6月	HIV検査・相談月間 *HIV／エイズの理解を深め、早期発見の重要性を訴える啓発活動を実施
	6・26国際麻薬乱用撲滅デー（6/26） *「ダメ。ゼッタイ。」普及運動として、街頭キャンペーンを実施
7月	夏の献血キャンペーン「愛の血液助け合い運動」 *献血運動の一層の推進を図るため、重点的なPRを展開
9月	老人週間（9/15～21） *長寿をお祝いする等の趣旨で、各種施設の無料公開・割引等を実施
	動物愛護週間（9/20～26） *命ある動物の愛護と適正な飼養の推進のため、フェスティバルを開催
10月	乳がん月間 *「ピンクリボン in 東京」開催。都庁舎をピンク色にライトアップ
	臓器移植普及推進月間・骨髄バンク推進月間 *臓器移植普及啓発のための街頭キャンペーン等を実施
	里親月間（10～11月） *養子縁組を目的としない養育家庭（ほっとファミリー）の普及
11月	児童虐待防止推進月間 *児童虐待防止普及啓発のためのキャンペーンを実施
	世界糖尿病デー（11/14） *予防や早期発見・早期治療の重要性を新聞折込広告等でアピール
	エイズ予防月間（11/16～12/15） *世界エイズデー（12月1日）を中心に予防啓発キャンペーンを実施
12月	障害者週間（12/3～9） *「ふれあいフェスティバル」や都提供テレビ番組等を実施

(様々なシンボルマーク等)

- シンボルマークには、都が定めたもの、国や法令等に基づくもののほか、関係団体が独自に提唱しているものもあります。ここでは、そのうちの代表的なものを紹介します。

	□認証保育所適合証 ○ 嶢児保育や 13 時間以上の開所を義務づけるなど、独自の基準により東京都が認証する保育施設を示すマークです。
	■マタニティマーク 妊産婦が身につけ周囲が配慮を示しやすくするとともに、交通機関等が掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するものです。
	□赤ちゃん・ふらっとマーク 乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるよう、公共施設やデパート内などに授乳やおむつ替え等のスペースがあることを示す東京都のマークです。
	□ほっこりファミリー 養子縁組を目的とせず、親と一緒に暮らすことのできない子供を養育する養育家庭の愛称「ほっこりファミリー」を表す東京都のマークです。
	□東京都福祉のまちづくり整備基準適合証 東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合する建築物・公共交通施設等には、請求に基づき、この適合証を交付しています。
	□福祉サービス第三者評価受審済ステッカー 専門的知識をもつ中立的な評価機関による福祉サービスの内容等の評価を受けた事業所に、評価を受けた目印となるステッカーを配布しています。
	□食品衛生自主管理認証制度の認証マーク 食品製造業者及び飲食業者等の自主的な衛生管理を促進する東京都独自の認証を取得した施設を示すためのマークです。
	■標準営業約款制度 (S マーク) 消費者が生活衛生関係営業（理容業、美容業、クリーニング業等）を安全に安心して利用するための目印です。 Safety (安全)、Sanitation (清潔)、Standard (安心)
	■身体障害者標識(身体障害者マーク) 肢体不自由者であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。

	<p>■聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</p> <p>政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。</p>
	<p>■ほじょ犬マーク</p> <p>身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。</p>
	<p>○障害者のための国際シンボルマーク</p> <p>障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです（国際リハビリテーション協会が1969年に採択）。</p>
	<p>○盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等につながっています。</p>
	<p>○耳マーク</p> <p>聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されるマークです。</p>
	<p>○オストメイトマーク</p> <p>オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p>
	<p>○ハート・プラスマーク</p> <p>心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるためのマークです。</p>

【注】□：都が定めたもの ■：国や法令等によるもの ○：関係団体等によるもの

◆ 臨器提供意思表示カード

臍器提供に関して、最期を迎えるときに自分の意思が生かされるよう、あらかじめ明確な意思表示をしておくためのカードです。

- * 意思表示の方法には、他にインターネットでの意思登録、被保険者証や運転免許証の意思表示欄への記入などがあります。
- * カード単体での配布は行っておらず、リーフレットとセットになっています。保健所や区市町村、運転免許試験場、スーパー、コンビニエンスストア等に置いてあります。

臍器提供意思表示カード

厚生労働省(公社)日本臍器移植ネットワーク



トナー情報用全国共通連絡先 0120-22-0149

臍器移植に関するお問い合わせ(公社)日本臍器移植ネットワーク
フリーダイヤル 0120-78-1869 http://www.jotnw.or.jp

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

1. 私は、臨死後及び心臓が停止した死後のいすれでも、移植の為に臍器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臍器を提供します。
3. 私は、臍器を提供しません。

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臍器があれば、×をつけてください。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球 】

(特記欄 :)

署名 年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆) : _____

家族署名(自筆) : _____



◆ ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からず方があります。

そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成しました。

障害者等で利用を希望する方に、都営地下鉄の駅等でヘルプマークを配布するとともに、全ての都営交通の優先席にステッカーを標示しています。

(ステッカー)



◆ ヘルプカード

障害者が、緊急時や平時に、周囲に理解を求めるための手段として、緊急連絡先や必要な支援内容を記載した「ヘルプカード」を所持し、都内で統一的に活用できるよう、標準様式を策定しました。また、作成ポイントや支援者に必要な配慮をまとめた区市町村向けガイドラインを作成しました。

各区市町村において、標準様式による「ヘルプカード」の作成が進み、障害者が都内で広く活用できるよう、普及促進を図っていきます。

(表面：上部は都内統一デザイン)



(裏面：参考様式①)

下記に連絡してください。

私の名前

- (ア) 連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前
(イ) 連絡先の電話
連絡先名(会社・機関等の場合)
呼んでほしい人の名前

(裏面：参考様式②)

耳が不自由です。

(指差して使います。)

□筆談で話してください。

□手話通訳者を探しています。

□何が起こっているのか紙に書いて教えてください。

□電話してください。

警察 消防車 救急車 タクシー

□分かるように合図してください。

(各種のリボン運動などへの参加)

- 都は、福祉・保健・医療に関わる各種のリボン運動などに参加し、都庁舎のライトアップ等を行っています。以下の4色のリボン・サークルには、それぞれの願いが込められています。

■ ピンクリボン

乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の重要性を伝えるシンボルマークです。

(乳がん月間) 10月1日～31日

* 1980年代に、アメリカで、乳がんで娘を亡くした女性が「同じ悲しみを繰り返さないように」との願いを込めて、孫にピンク色のリボンを手渡したのが、運動のきっかけになったとされています。



■ オレンジリボン

児童虐待防止を目指すシンボルマークです。

(児童虐待防止推進月間) 11月1日～30日

* 2004年9月に、栃木県小山市で幼い兄弟が虐待の末に亡くなった事件を契機として、児童虐待防止を目指す運動が始まりました。里親の元で暮らす子供たちが、明るい未来を願って選んだ色です。



■ レッドリボン

HIV/AIDSに対する理解と支援の象徴です。

(エイズ予防月間) 11月16日～12月15日

12月1日の世界エイズデーを中心とする1か月間

* アメリカでエイズが社会問題化した1980年代の終わり頃から、エイズに倒れた仲間への追悼の気持ちと、エイズに対する理解と支援の意思を示すため、赤いリボンをシンボルとした運動が始まりました。



■ ブルーサークル

糖尿病の予防・治療・療養を喚起する運動のシンボルマークです。

(世界糖尿病デー) 11月14日

* 世界糖尿病デーは、2006年12月20日の国連総会において指定されました。国連や空を表す青(ブルー)と団結を表す輪(サークル)を表現し、「糖尿病に対して団結しよう」という願いが込められています。



登録番号（26）10

東京の福祉保健2014 分野別取組

編集・発行／東京都福祉保健局総務部企画計理課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03（5320）4019（ダイヤルイン）
ファクシミリ 03（5388）1401

印 刷／鶴川印刷株式会社
電 話 03（5684）0571



古紙配合率70%再生紙を使用しています